

平成24年 9 月宮崎県定例県議会

平成23年度決算特別委員会
商工建設分科会会議録

平成24年10月 2 日 ~ 4 日

場 所 第5委員会室

署 名

商工建設分科会主査 山 下 博 三

平成24年10月2日(火曜日)

食品開発センター所長

工藤 哲三

県立産業技術専門校長

篠田 良廣

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

議案第24号 平成23年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(6人)

主	査	山下博三
副主	査	重松幸次郎
委	員	緒嶋雅晃
委	員	中野一則
委	員	右松隆央
委	員	函師博規

欠席委員(1名)

委	員	田口雄二
---	---	------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米原隆夫
商工観光労働部次長	成合修
企業立地推進局長	福田裕幸
観光交流推進局長	安田宏士
商工政策課長	中田哲朗
金融対策室長	菓子野信男
工業支援課長	田中保通
商業支援課長	椎重明
労働政策課長	山之内点
地域雇用対策室長	平原利明
企業立地課長	黒木秀樹
観光推進課長	向畑公俊
みやざきアピール課長	井手義哉
工業技術センター所長	勢井史人

労働委員会事務局

事務局 長

江上仁訓

調整審査課 長

大野保郎

事務局職員出席者

議事課 主査

関谷幸二

議事課 主任主事

大山孝治

山下主査 ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いをいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いた

します。

午後 1 時 2 分休憩

午後 1 時 3 分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成23年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

江上労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。労働委員会の平成23年度の決算概要につきまして御説明いたします。

決算の内容は、決算に関する調書の146ページと147ページに記載されておりますけれども、お手元にお配りしております平成23年度決算特別委員会資料で御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。(款) 労働費、(項) 労働委員会費、(目) 委員会費であります。一番下の合計欄にございますように、予算額は 1 億 1,514 万 3,000 円、支出済額が 1 億 1,403 万 3,152 円で、繰り越しはございません。不用額(執行残) は 110 万 9,848 円で、執行率が 99.0% となっております。

次に、目の執行残が 100 万円以上のものがございますので、御説明を申し上げます。(目) 委員会費でございますけれども、不用額が 110 万 9,848 円となっております。この主なものは、節の欄の一番上にございます報酬の不用額 80 万 2,424 円でございます。これは、労働委員会委員の報酬の不用額でございますけれども、あっせん事件等の件数が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

なお、執行率 90% 未満のものはございません。

決算事項の説明は以上でございますけれど

も、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に關しまして報告すべき事項はございません。また、主要施策の成果に関する報告書への記載もございません。

次に、2 ページ以降の平成23年度業務実績の概要につきましては、調整審査課長のほうから御説明を申し上げます。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

大野調整審査課長 それでは、平成23年度業務実績の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の 2 ページをごらんください。労働委員会が取り扱う労使紛争については、集団的なものと個別的なもの大きく 2 つに分かれております。

まず、(1) の集団的労使紛争は、労働組合が関与するものであります。 の調整事件ですが、これは、労働組合と使用者との双方が話し合いながら受け入れ可能なあっせんを行うものであります。23年度には、2 件のあっせん申請について、いずれも和解が成立し解決しております。A あっせん事件は、雇用期間の定めのある職員の雇いどめに関するものであり、B あっせん事件は、不当な処分撤回などを求めたものであります。

次に、 の不当労働行為審査事件ですが、これは、労働組合法に規定する不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。2 件の申し立てについて審査を行いました。最終的には命令に至らず、和解が成立し、事件が終結しております。1 つ目の C 審査事件は、団体交渉に会社代表者が出席しないことが団体交渉の拒否に当たるとして、申し立てがなされたものであります。2 つ目の D 審査事件は、組合員に対し、団体交渉に出席しない旨を記載した

書類を会社が作成し、組合員に署名押印を強制したことが組合への支配介入に当たるとして、申し立てがなされたものでございます。

次に、3ページをお開きください。(2)個別的労使紛争のあっせん事件ですが、これは、労働組合ではなく、労働者個人が個別に関与する紛争に対してあっせんを行うものであります。23年度に取り扱った事件は、いずれも労働者側からの申請によるもので、ごらんのとおり8件ございました。一番右の欄の終結区分に示しておりますように、あっせんにより和解した事件が4件、解決に至らず打ち切りとなった事件が3件となっております。なお、次のページの事件は24年度に繰り越しまして、5月に打ち切りとなっております。それぞれの事件の内容についての説明は省略させていただきます。

次に、4ページの(3)労働相談の実績についてであります。労働相談においては、職場でのトラブルなどに助言や情報提供を行い、さらに労使の間に入りましてあっせんによる解決に結びつけるなど、労使紛争の解決に大きな役割を果たしております。の相談件数でございますが、23年度には109件ございました。そのうち個人からの相談が94件と大部分を占めております。の相談内容としては、解雇と退職に関するものが42件と最も多く、以下多いものから、賃金未払いに関するもの、時間外労働に関するもの、パワーハラスメントに関するものとなっております。

最後に、(4)の処理件数の推移であります。過去3年間に処理した件数はごらんのとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

山下主査 執行部の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

緒嶋委員 報酬はある程度計算できたと思うんですけど、不用額が80万余出た原因は何ですか。

大野調整審査課長 これは委員報酬ということでございますが、1月から日額制、月額制の併用制になっております。月額制は定額でございますので、日額制によって主に変化が生じてまいりますけれども、12月の時点で2月補正を検討しております。その時点では新規のあっせんの申請件数が、これまでの申請の状況、あるいは継続しております相談の状況から、1~3月に5件ほど出てくるんじゃないかという見込みを持ってございましたけれども、結果的に1件ということになりまして、50日程度予定しておりました日額日数が10日程度になったものでございます。

緒嶋委員 報酬の支払いの内容はどういうふうになっているんですか。

大野調整審査課長 報酬は、月額につきまして3通りに分かれておまして、会長が11万円でございます。それから公益委員が9万1,500円、労働者・使用者委員が8万3,000円となっております。これは定額でございますが、日額の報酬については2通りでございまして、会長は1万9,500円、その他の委員が1万5,600円となっております。

緒嶋委員 これによって報酬がかなり減額されたということですか、前は定額の分が大きかったんですか、改定された内容を教えてください。

大野調整審査課長 月額半分ということで、定額になります。日額について実際の執行

率等を見ますと、先ほど言いましたように見込みより低くなりましたために20%の執行率になったわけですが、その結果として、日額は全体として7割の執行額になっております。したがって、月額制とあわせて見込みを見ますと9割程度の執行になっております。

緒嶋委員 報酬は1割ぐらいカットされたというような理解でいいわけですか。

大野調整審査課長 結果としては1割ということになりますが、24年度に入りまして通年で日額制を執行することになります。23年度の当初の場合は通年で月額制を予定しておりましたので、約3,200万という報酬でございました。それに対して24年度は日額、月額の併用制を前提として計上したものが2,700万円程度でございますので、約500万円ほど減額されまして約15%落ちるという形になっております。

緒嶋委員 個別労働紛争で打ち切った場合は、後はどうなるわけですか。

大野調整審査課長 個別あっせんは労働者が申請するケースが多いんですけども、使用者側に対して、今の労働条件に対して救済してほしいというふうなことが出てくるわけですが、それに使用者が応じない場合もございますので、そのときにはあっせんのテーブルにのらないということになります。そういった場合にあっせんの打ち切りがなされるということがございます。したがって、それ以降については、基本的に労働委員会としては携わらないということになります。

緒嶋委員 それ以降は本人たちはどうなるんですか。労働委員会ではタッチしません、それでは解決にはならんと思うんですが、その後はどうということが考えられるんですか。

大野調整審査課長 打ち切りの場合につい

て、事務的に申しましたけれども、「あっせんのテーブルにぜひのってください」という説得を事務局サイドももちろんいたしますが、あっせん員というのは労働委員でございますが、公益、労働者、使用者の3者の立場であっせん員がついて、使用者はもちろん、労働者にも適切な助言を与えることになります。その結果として、使用者側に対しては、「ぜひあっせんのテーブルにのってください。こんなふうに訴えておられます。これについては折り合えるところもあるでしょう」というふうなことを申し上げて、ぜひあっせんのテーブルにのるように、あるいは解決の糸口になる助言も行っておりますので、結果的にそこまで説得できなかった場合に、例えばあっせんに応諾しないということで、やむなく打ち切りに至るケースが多いということがございます。そういう意味でフォローはしているつもりであります。

緒嶋委員 打ち切った後、本人の解決にはならんのではないかということです。従業員は不満が残ったまま未払いが続くということになるわけですか。

大野調整審査課長 労働委員会としては、やむなく打ち切りということは、あっせんでの和解には至らなかったということになります。したがって、救済としては労働審判といった裁判に移行することは可能でございます。そういった救済方法も残されておりますので、そういったことをアドバイスはしているということがございます。

緒嶋委員 結果として、打ち切った人は裁判まで行ったかどうかということはどうなっていますか。

大野調整審査課長 全てのケースを把握しているわけではございませんけれども、私どもの

ほうであっせん申請を受けとめて深くかかわっていったということで、後ほど、どういう結果に終わったのか申請者の方から連絡をいただくことになっておりますので、わかるケースもございます。

江上労働委員会事務局長 補足をさせていただきます。その前に、あっせんの制度ということから御説明申し上げますと、まず、あっせんを個人が申請してきます。その申請内容が適当だと、労働委員会で対応できるとしたものについては受理をいたします。受理した後、相手方、使用者側に対してまず、「受けてくれますか」と話に行きます。これは国際司法裁判所で見られたかもしれませんが、受ける受けないは自由でございますして、受けないとなったらそれで終わりでございます。ですから、まず最初の関門が、受けないとなったときにはもちろん説得しますが、まず打ち切りということがあります。次に、一旦テーブルに着いてあっせんが始まる。始まったけれどもなかなか一致点が見出せないというケースもございます。それも打ち切りという対応をしてございます。

それで、委員のおっしゃるように、じゃ、どうするのかでございますけれども、一つは自主的な和解という方法もございまして、そういうケースもかなりございます。それから課長が言いましたように、後は労働審判で白黒つけると、黒か白かはっきりするというのもかなりございまして、それは労働審判、もしくは本裁判に移行するというケースもございます。

緒嶋委員 打ち切ったのは、その後どうなったかはわからんわけですね。

大野調整審査課長 個別的労使紛争の にございますあっせん事案、先ほど5月に打ち切りになったと申しあげましたけれども、これにつ

いては私どものほうのあっせんが至らなかったものですから、訴訟になっております。把握しております。

江上労働委員会事務局長 把握している限り、上から申し上げます。まず、Eでございますけれども、使用者が、これは自分たちとしては理由があつて払っていないんで、白黒つけたいということで裁判に移行いたしました。その結果は聞いておりません。

その後の でございますが、これはあっせんに行き着くところまでいったんですけれども、弁護士がついておりまして、使用者側と労働者側の弁護士がその後話し合つて、当初、労働委員会が示した和解案に沿った和解を自主的にしたと聞いております。

それから のKあっせんですけれども、これは自主交渉をやりました。当初我々が示したあっせんはのめないということだったんですけれども、労働者側と使用者側が自主交渉してまとまったと聞いております。

それから次の ですけども、これは初めから使用者側が白黒つけるということだったんですが、裁判になった結果、使用者側が負けたと聞いております。以上でございます。

右松委員 同じく労使紛争についてですが、4ページで処理件数の推移を見ますと、21年度から23年度にかけて急増しているわけですが、特に23年度が21年度と比べて倍近くなっています。これは経済情勢等によるものなのか、その理由と、どのように分析されているか教えてください。

大野調整審査課長 労働組合、要するに集団的なものがだんだん少なくなってまいりましたが、リーマンショック後の雇いどめ、派遣切りといったような状況、それから非正規雇用の

方々がふえてくるというようなことで、多彩な雇用形態も進行してきておりまして、厳しい雇用環境あるいは労働環境が生まれているということをごさいますて、他の行政機関にも労働相談等ごさいますけれども、そこでも労働相談が急増しているという結果がごさいます。そして相談に乗っていただかない潜在的なニーズもかなり高いと考えております。その結果として、21年、22年については60数件程度だったんですけれども、23年度は初めて100件を超えました。こういうことで急増したと思っております。

もう一つは、私ども労働委員会が労働相談を行って労働相談をする必要はごさいますけれども、解決に結びつけてあげるケースもあるということをごさいます。これはテレビ、ラジオ、新聞、ホームページ等いろんなメディアを通して、あるいは機会を通してPRして、今年度、労働相談専用ダイヤルを設けまして、このことによって、労働委員会の役割、あるいは相談の大きな役割を皆さん方に御理解できている部分もあるんじゃないかと思っております。その結果としてこういう形で上がってきているんじゃないかと思っております。

右松委員 事情がわかりましたが、相談件数109件、延びていますが、今の職員の処理能力で十分対応は可能か、きちっとフォローができる件数であるのかどうかを教えてください。

大野調整審査課長 今、9名の職員でやっておりますが、実際に相談に当たるのは課長補佐以下の7名で対応しているわけでごさいます。相談については、電話、それからおいでいただく来所、いろいろ形態はごさいます。電話ではもちろん1人で対応することになりますが、お

いでになる場合は2人で対応していくという形をとっております。2人で対応する場合については、3つのグループに分けてそれぞれ相談を受けていくという形にしておりまして、今のところ何とか対応できるんじゃないかと考えております。

右松委員 労使紛争が多い会社、相談件数がこの3年間で複数回上がっている会社とか存在しているんでしょうか、教えてください。

大野調整審査課長 同じ事業所からトラブルとか悩みがあったというのは数件あると思いません。そういう事例はあります。

右松委員 使用者側に責任があるのか、もしくは労働者側に理由があるのか、詳細はわかりませんが、複数回上がってきている会社に関しては、行政のほうから何らかの改善の指導とかできるんでしょうか、そこまでやれるんでしょうか。

大野調整審査課長 あっせんということで労働委員会が関与する場合は、労働問題の専門的な立場から、使用者側に対しては、こういう形で健全な労働環境、条件を確保してあげたほうがいいというアドバイスをすることになります。そういうことを踏まえて、和解の内容については、より労使関係が適切あるいは良好になるように考えておりますので、そのことによって経営者に対して適切なアドバイスができるというふうに考えております。

江上労働委員会事務局長 補足させていただきます。経営者の中には、「これは俺の会社だ。どうでもなるんだ」という方もおられます。もちろんこういう方の場合には指導という上から目線で言いたくないんですが、「違うんですよ。労働法規ではこうなっていますよ」ということは、機会あるごとにお話はし

でございます。また労働者のほうも権利意識が強い方もおられます。そこまで言うかという方もおられますので、それはそれで我々としても、「それはちょっと言い過ぎですね」ということでお願いするケースはよくございます。ただ、いずれにしても、こういう経済状況ですから、労働者も厳しいんですけども、経営者も1円、2円の世界で頑張っておられます。そういう厳しい中で労使が対立するということもございますので、言われますように、確かに厳しい時代になっているという感じはしてございます。

右松委員 労働相談件数、24年度がどういう推移で来ているかわかりませんが、定点観測というか、急増している理由も、追いかけていく中でどこまでかわかっていけるかわかりませんが、ただ相談を受けるというだけではなくて、それを減らしていく形の方向性もある程度考えていきながらやっていただければありがたいなと思っております。以上で終わります。

中野委員 2ページについてお尋ねいたします。調整事件あるいは審査事件ということで合わせて4件あります。先ほどの右松委員からの質問と重複するところがあるんですけども、主な調整事項という中身から見て、経営者側がしてはならんことをしておった。だから、撤回させました、支給させました、団体交渉を応諾させたというふうに理解すればいいわけですか。

大野調整審査課長 これは労働組合が関与する不当労働行為事件ということになりますが、組合のほうからは、今おっしゃったような形で、これは雇いどめではないかとか、不当処分による不利益をこうむったのではないかという形での訴えがなされるわけでございます。それ

に対して私どものほうとしては、不当労働行為に当たるかどうかということきちっと審査していくということでございますので、事実関係を含めて審査を適切にいたしまして、おっしゃった内容でないものもあるということを実態として認定する場合もあるわけでございます。

中野委員 今の答弁では何もわかりませんが、簡単に言えば、この4つの案件とも労働者側から訴えというかあっせんをしたということになるわけですか。

江上労働委員会事務局長 集団の事件の概要で全て和解となっておりますけれども、我々の場合は裁判と違まして白黒をつけるという世界ではございません。裁判ですと白黒ですぱっと割り切るんですけども、労働委員会の役目は、過去の話ではなくて、将来にわたって良好な労使関係をつくっていくことがまず目的でございますから、ある程度お互いに譲り合うことを原則にお願いしてございます。したがって、裁判になったらこういう結論になるであろうなという法律的な裏づけを念頭に置きながら、お互いに譲ってもらう。もちろん和解ですからお互い譲るわけですけども、真ん中をとるんじゃなくて、場合によっては9：1とか7：3とか6：4とかあるかもしれませんが、「お互いに互助の精神で譲り合って、将来に向かって良好な労使関係をつくりましょう。そのために譲ってください」という形であっせんを示して受諾してもらうことが多うございます。ですから、一方的にどちらかが悪いというケースは、上がってくる限りにおいては特にございません。どちらとも悪いというケースがほとんどだと思います。

中野委員 主な調整事項の中身を見れば、全

てを撤回したり、支給したり、禁止したりしたわけだから、この4つの案件は、どちらかというところと不当労働行為の類いのものであったということですね。

江上労働委員会事務局長 これは誤解があるかもしれませんが。主な調整事項、救済申立事項というのは、こんなふうにとまとめたということではなくて、労働者側、労働組合側が、こういうことを調整してください、こういうことを救済してくださいということによって上げたものでございまして、雇いどめの撤回を調整してくれということで申請者側が申し出をしている事項でございます。

中野委員 これは、雇いどめの撤回をしてくださいということなんですか。私は、雇いどめがあったのを撤回しました、不当処分を撤回しましたというふうに読んだものだから、全部、使用者側が撤回したり逸失利益を支給したというふうに読めたんだけど、あながちこういう結果であったということではないけれども、双方が和解したということですね。

江上労働委員会事務局長 そういう意味でございます。例えば上のAで言いますと、労働組合側は雇いどめの撤回ということで調整に来たんですけれども、雇いどめは撤回できないけれども、金銭解決に応じるということで使用者がおりてきましたので、雇いどめは撤回をせずに、一定の解決金を支払って和解したというケースでございます。

中野委員 ただ、区分が「主な調整事項」と書いてありますから、調整された結果かと思っただけだから、そのように誤解をして理解したようでもありました。

では、不当労働行為審査事件という項目の不当労働行為審査事件というのは、訴えられてこ

うしたものか、そういう事案があったので、県のほうから審査をする事案として発生したということになるわけですか。「申立事項」とは書いてあるけど、審査という意味合いをお尋ねします。

大野調整審査課長 これは労働組合法上の不当労働行為に当たるかどうかということですが、不当労働行為に当たるのではないかと労働組合側が考えて、組合側が救済申し立てをする仕組みになっております。したがって、不当労働行為であるかないかについては労働委員会として審査を行うということによってございまして、最終的には是正が必要であれば是正命令を行うことになります。

中野委員 例えば、継続の小売業、Cの欄、「団体交渉応諾」とあります。和解されたんだけど、恐らく、労働組合が交渉してくれと申し込むけれども、それに応じなかったということの申し立てだったんですね。結論的に交渉するようになったんですか。

大野調整審査課長 これは先ほどの説明で少しございましたけれども、団体交渉に会社の代表者が出席をしないということが団体交渉の拒否に当たるのではないかと組合側のほうで申し立てて、審査したということですが、最終的には団体交渉に応じております。

江上労働委員会事務局長 この事件の概要を簡単に御説明しますけれども、これは、従業員が社長から厳しく叱責されたことを苦にして出勤を拒否した。それをもって社長が職員を首にした。組合のほうで原職復帰を求めて組合交渉を求めたけれども、社長は応じる必要がないということで応じなかったということで、組合のほうで我々のほうに交渉に応じるように命令を出してくれというふうな審査をした事件でござ

いました。結論は、復職は認めないけれども、解決金を支払うということで解決した事案でございました。

中野委員 ここに書いていないことでお尋ねしたいと思うんですが、労働組合には専従者がありますよね。その専従者になった人は、個人の判断で職場に復帰できるわけですか。

江上労働委員会事務局長 専従を認めるかどうかというのは、その会社の組合と使用者側との団体の協約で決まっておるかだと思います。専従期間何年とか、専従期間の給与をどうするか、専従後、原職復帰をするのか、それ以外のほうにするのかというのは、団体交渉もしくは団体協約の中で自主的に決められているものと考えております。

中野委員 今のは、専従者期間中の待遇面のことでしたが、現に専従者の立場でありながら、個人の判断で職場で働けるかということですか。

江上労働委員会事務局長 労使交渉で団体協約を決めておるんですけれども、丸々5年間その職場につかないという決め方をしておるところもあるようですし、半日勤務という決め方をしているところもあると聞いております。

中野委員 全く完全な専従者が、自分の判断で職場に行けるか、職場に帰って仕事ができるかということですか。

江上労働委員会事務局長 御質問の趣旨がいまいちわからないんですが、専従で組合活動に専ら従事している人が、組合活動以外でその会社の仕事ができるかということですか。断言できるわけではありませんけれども、団体自治と申しますか、組合と使用者との話し合いで、それをどうするかは自主的に決めることができると理解しております。

中野委員 専従者になれば、職場の職員というか従業員をコントロールできますよね、労働者同士だから。そうすると、その職場の経営者側に立たざるを得ない人は、どちらかという立場が厳しくなりますよね。そういうことでお聞きしたんです。そうすると職場の秩序というものは、どちらかという専従者のほうが非常に強くなることになりはしないか、職場の長の存在が危うくなることになりはしないかと思ってお尋ねしました。

江上労働委員会事務局長 繰り返しになりますがけれども、その事業所、会社の組合と使用者側との取り決めによるものだと思います。言われますように、会社側がそういうふうな組合活動は認めない、専従は認めないということであれば、そういう形で労使協定を結ぶことになるのではないかと。あくまでそれは労使関係で自主的に民主的な手続で決めていくものではないかと思っております。

中野委員 みずから働くことでいろいろトラブルがあったように思うんですけれども、これはまた個別の案件でいずれ相談が来ると思いますが、来ないときには、私が、どういうことであつたということはまた後日お尋ねしたいと思います。

もう一点お聞きします。4ページ、労働相談の実績のところ、相談件数が109件あって、4項目にわたってその内容が示されておりますが、こういう相談件数の中に、知事部局じゃなくて、県の組織、医療の現場もあれば、教育委員会、警察業務もあるんだけど、合わせて1,800名ぐらいですか、そういう中での相談はあつたものかなかつたものか、あればどういう類いのものであつたかお尋ねします。

大野調整審査課長 相談として県の機関の中

で行われたことはございません。ただ、今おっしゃる内容については、県の職員、あるいは県の事業所の中でこういうことが起こったときにどうするかということだと思っておりますが、県の職員については基本的に地方公務員法で、例えば人事委員会で不服申し立てを含めた相談ができると思っております。それ以外の病院局、企業局といった地方公営企業については私どものほうの所管になっておりますので、そういった相談は受けることはできます。

中野委員 県の云々というのは、知事部局のことですか。もう一回教えていただけませんか。

大野調整審査課長 知事部局を含めた県職員は、私どものあっせんの対象にならないということになります。それから病院局とか企業局といった地方公営企業の職員については、私どものあっせんの対象になるということでございます。

山下主査 質問があった、知事部局、県の病院局からの相談はなかったということですね。相談件数に入っていないということですね。そこを正しく答えてください。

大野調整審査課長 私どもが受けました労働相談では、県の機関に係るものはございませんでした。

中野委員 整理すれば、企業局とか病院局の公営企業はこの相談の対象になるけれども、知事部局は教育委員会を含めて労働委員会事務局の対象ではないということですね。

大野調整審査課長 厳密に言うと、私どもは全ての労働問題を受けとめるということでございますので、仮に県職員の方が御相談されましても、「その相談は受けません」と言うことはできませんので、労働相談として受けることは

できますが、個別的にあっせんをするという場合には、私が申し上げたように、企業局、病院局といった地方公営企業の組織に限るということになります。

中野委員 そういうところで、うわさを含めてそういう事実を見聞きした場合があっても、相談がなければこの件数にはならないということですか。

山下主査 今の質問は、見聞きだから、いわばうわさです。相談が実質なれば、相談件数には入っていないんですかということですか。

大野調整審査課長 基本的に相談については、電話での相談とか、おいでになられての相談といったような、直接私どものほうに相談があったケースのみでございます。

中野委員 それから、知事部局、教育委員会を含めたそういうところの事案は、どこで相談を受けると言われましたか。

大野調整審査課長 人事委員会が地方公務員の方々に対する救済の制度を持っておりますので、そちらのほうで相談をされると思っております。

江上労働委員会事務局長 補足をさせていただきます。まず、労働争議、不当労働行為の根拠は労組法にございまして、労組法の適用除外、対象外となっておりますのが、今、委員が言われました行政職公務員でございます。そもそも行政職公務員につきましては労働委員会の権限外でもございますけれども、労組法が言っているような争議の調整、もしくは不当労働行為の救済という制度そのものがございません。ただ、労働組合法ではありませんけれども、人事委員会が地方公務員法の中で不服申し立て等についての審査を行うことがございます。労働委員会の権限から申し上げますと、民間企業は

全て労組法を適用されますから該当しますが、行政職公務員については対象外でございます。ですから、対象になりますのは現業職、県で言いますと、病院、企業局、それから単純労務職員、技術職、それから市町村の水道等々が労働委員会の権限になるということでございます。

中野委員 公務員にはスト権がない、ILOの批准違反であるとか何とかの類いであるから、今言われたようなことがあっても人事委員会で対応しているということですか。わかりました。

山下主査 ほかにないですか。

なければ、労働委員会の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時48分休憩

午後 1 時50分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

これより商工観光労働部の審査を行います。

それでは、平成23年度決算について、部長の説明を求めます。

米原商工観光労働部長 初めに、お礼とおわびを申し上げます。先日は、商工観光労働部に係る補正予算議案につきまして議決をいただき、まことにありがとうございました。この中で、えびの高原スポーツレクリエーション施設につきましては、県議会への経過説明を行っていなかったことなど、私どもの対応が不十分であったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。今後、附帯決議を踏まえまして一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、引き続きの御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、商工観光労働部の23年度決算につきまして御説明をいたします。

お配りしております決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。これは、県総合計画「未来みやざき創造プラン」における分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを体系表にしたものでございます。平成23年度の本県の地域経済は、長引く景気低迷に加え、前年度に本県で発生いたしました口蹄疫や新燃岳噴火など、さらには東日本大震災といったたび重なる災害等の影響が残り、全体として厳しいものがありました。

このような中、この体系表に従って23年度の主な施策の概略について御説明いたしますと、まず、1の「多様な連携により新たな産業が展開される社会」の産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開につきましては、東九州メディカルバレー構想の推進や産学官による共同研究開発への支援などに取り組みました。

2の「創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会」を目指しては、融資制度等を初めとする中小企業の経営安定対策、及び経営革新や新分野進出に取り組む企業に対する支援に努めるとともに、工業振興につきましては、農商工連携による新商品開発、販路開拓等への支援、下請取引のあっせん、企業立地の推進などを図ったところであります。また、商業・サービス業の振興につきましては、まちなか商業の再生支援や県産品の販路拡大、東アジア地域への輸出促進等に取り組みました。

3の「活発な観光・交流による活力ある社会」の観光の振興につきましては、魅力ある観光地づくりや、恋旅、波旅等の観光キャンペーンの推進、スポーツランドみやざきの展開、オールみやざき営業チームによるPR活動等の

取り組みを行いますとともに、県境を越えた交流・連携の推進につきましては、南九州3県が連携したデスティネーションキャンペーンなどを推進したところでございます。

4の「経済・交流を支える基盤が整った社会」の産業を支える人材の育成・確保につきましては、ものづくり産業やIT産業の人材育成・確保や職業能力開発の推進、技能の振興などに取り組みました。また、就業支援と職場環境整備につきましては、緊急雇用創出及びふるさと雇用再生の2つの基金を活用した雇用機会の創出や、若年者の就労支援、働きやすい職場環境づくりの推進などに取り組んだところであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思えます。平成23年度歳出の決算状況であります。一般会計は、下から5段目の計の欄でございますが、予算額517億840万7,000円、支出済額514億9,419万5,121円、不用額2億1,421万1,879円、執行率99.6%、次に特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額9億9,827万2,000円、支出済額9億9,771万5,408円、不用額55万6,592円、執行率99.9%、部の合計は、一番下の段の部合計の欄、予算額527億667万9,000円、支出済額524億9,191万529円、不用額2億1,476万8,471円、執行率99.6%となっております。

次に、資料の最後のページ、20ページをごらんいただきたいと思えます。監査における指摘事項等の一覧でございます。指摘事項等につきましては、適正な執行について職員への指導を徹底し、改善に努めたところであります。このうち指摘事項につきましては、後ほど関係課長から御説明をさせていただきます。

また、監査委員から提出されました、別冊の

印刷物となっております平成23年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、商工観光労働部が所管する特別会計について2件の意見・留意事項がございました。これらにつきましては、後ほど各事業の詳細とあわせて関係課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

山下主査 それでは、部長の説明が終了いたしました。

平成23年度決算につきましては、商工政策課、工業支援課、商業支援課、企業立地課の審査を行いますので、それぞれ説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は4課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

中田商工政策課長 商工政策課の23年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。まず、一般会計であります。一番上の商工政策課の欄をごらんください。予算額369億6,771万9,000円、支出済額369億5,660万3,211円、不用額は1,111万5,789円となりまして、執行率は99.9%であります。

次に、特別会計であります。下から4段目の商工政策課の欄をごらんいただきたいと思えます。予算額は6億3,481万2,000円、支出済額は6億3,430万3,799円、不用額は50万8,201円となり、執行率は99.9%であります。

詳細につきましては、次の3～7ページに記載しております。それでは、資料に基づき御説明をいたします。

まず、目の不用額が100万円以上のものがございます。4ページをごらんいただきたいと思えます。中ほどの(目)商業振興費であります

が、不用額が225万9,180円となっております。これは主に、旅費等の事務費の執行残や中小企業金融円滑化補助金、中小企業団体中央会等補助金などの執行残でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、5ページの下の方、(目)工鉦業振興費であります。不用額が741万6,059円となっております。これは主に、中山間地域新産業・雇用創出強化事業の委託料の執行残であります。

なお、目の執行率が90%未満のものは該当ございません。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

お手元の横長の資料、平成23年度宮崎県歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。一般会計と特別会計に分かれておりまして、特別会計は中ほどでございます。特別会計の1ページをお開きいただきたいと思います。小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。歳入合計は、ページ中段にありますとおり、調定額20億7,362万8,460円、収入済額17億7,495万3,138円、収入未済額2億9,867万5,322円となっております。

特別会計の歳入決算は以上でございます。

次に、お手元の主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書の「商工政策課」のインデックスのところ、ページで言いますと161ページをごらんいただきたいと思います。産業づくりの2創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会であります。ページの中ほどの「施策推進のための主な事業及び実績」により御説明をいたします。まず、宮崎中小企業大賞であります。これは、本県経済全体の活性化のため、新製品開発や新サービスの提供など、すぐれた取り組み

により成果を上げている県内中小企業を表彰するもので、23年度は3社を表彰したところでございます。

次に、中小企業融資制度貸付金につきましては、県内中小企業の活性化、環境改善及び経営安定を図るため、信用保証協会、金融機関と連携し、低利の事業資金を円滑に提供するもので、平成23年度は319億8,219万1,000円の原資を金融機関に預託いたしました。新規融資実績は2,034件、181億727万8,000円でありました。

次に、中小企業金融円滑化補助金であります。これは、県の制度融資を受けた中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、23年度は1億9,688万7,000円の補助を行いました。

次に、信用保証協会損失補償金であります。県融資制度の代位弁済に係る信用保証協会負担分につきましては、損失補償契約に基づき、信用保証協会に対し2,741万5,000円の損失補償を行ったところであります。

次に、23年度新規事業、中小企業診断業務強化であります。民間の中小企業診断士を活用し、中小企業組合等に対する経営支援の強化に取り組んだところであります。

162ページをごらんください。中小企業団体中央会等補助金であります。県中小企業団体中央会に対しまして、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を行いました。

次に、小規模事業経営支援事業費補助金につきましては、商工会、商工会議所に対しまして、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行いました。

次に、中小企業等経営基盤強化支援であります。これは、中小企業診断士や税理士など多方

面の専門家等で構成する経営支援チームが中小企業に対して行う助言等の活動に対して補助を行うもので、23年度は、70回の支援会議、313件の専門家派遣などが行われたところであります。

次に、中山間地域新産業・雇用創出強化であります。これは、中山間地域の新産業及び雇用の創出につながる取り組みを募集し、採択団体に事業委託を行うもので、23年度は40件を採択し、新たに231人が雇用されたところであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金貸付金であります。小規模事業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入のための資金の原資として、財団法人宮崎県産業支援財団に対し1億5,000万円の貸し付けを行いまして、支援財団において、18件、9,275万円の設備導入資金の貸し付けが行われました。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、平成23年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書についてでございます。

お手元の審査意見書の35ページをごらんいただきたいと思っております。小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして意見・留意事項がありましたので、御説明をいたします。一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額の収入未済があるので、今後とも引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見でございます。収入未済額につきましては、訪問、文書督促等によりまして回収に努めているところでありますが、23年度は92万800円を回収し、その結果、23

年度末の収入未済額は2億9,867万5,322円となっております。今後とも回収に努め、収入未済額の圧縮を行ってまいりたいと考えております。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課の説明は以上でございます。

田中工業支援課長 続きまして、工業支援課の平成23年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。上から2番目の工業支援課の欄であります。予算額15億5,749万4,000円、支出済額15億3,075万6,456円、不用額2,673万7,544円で、執行率は98.3%であります。

次に、委員会資料の8ページをお開きください。目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

目の2つ目の工鉱業振興費であります。不用額が2,480万4,479円、執行率が95.6%となっております。不用額の主な理由ですが、まず、委託料で1,062万円余ございますが、これは、ふるさと雇用再生特別基金を活用して雇用した方につきまして、別の就職先が見つかり途中退職されたことなどにより、執行残が生じたものでございます。また、工事請負費が710万円ありますが、これは、22年度の1月補正で措置し、全額23年度に繰り越しました東京フロンティアオフィス施設整備事業につきまして入札残が生じたことによるものであります。

次に、9ページをお開きください。(目)工業試験場費で不用額が165万6,514円、執行率が99.7%となっております。これは、工事請負費につきまして、同じく22年度から繰り越しました工業技術センターの中央監視装置等改修事

業に入札残が生じたこと等によるものであります。

なお、執行率が90%を下回った目はございません。

続きまして、主要施策の成果の主なものにつきまして御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「工業支援課」のインデックスのあります164ページをお開きください。まず、産業づくりの1の(1)産業界・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。一番上の産学官ネットワーク形成・共同研究推進であります。新産業の創出による産業振興を図るため、産学官ネットワークを構築しセミナー等を開催するとともに、国等のプロジェクト導入のための支援や、産学官グループに対する研究開発支援などを行いました。研究開発支援では新たに5件を採択しております。

次の改善事業、環境リサイクル技術開発促進対策は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、県内産学官グループが行います環境リサイクル関連の研究開発を支援するもので、新たに4件を採択いたしました。

次の太陽電池関連産業集積促進ですが、太陽電池関連産業の一層の振興を図るため、セミナーの開催や展示会への出展を行うことにより、県内中小企業の関連産業への参入促進や人材育成の支援を行いました。

その下の改善事業、東九州メディカルバレー構想推進ですが、医療機器産業の集積を生かした地域活性化を図るため、産学官で構成します構想推進会議の開催や構想のPRを行うとともに、医療機器産業研究会を設置し、コーディネーターを配置するなど構想の推進に取り組みました。なお、平成23年12月には地域活性化総

合特区の指定も受けたところでございます。

次に、166ページをごらんください。2の(1)工業の振興であります。一番上の新事業創出環境整備は、県内中小企業の新事業創出などを支援するために、産業支援財団に総合相談窓口を設置し、コーディネーター7名により1,168件の相談に対応したほか、情報誌の発行などにより中小企業支援策等の情報提供を行いました。

次の、みやざき農商工連携推進ですが、積極的な農商工連携事業の展開を図るために、関係者が連携して会議を開催するなどにより、制度のPRや案件の掘り起こし等に取り組みました。なお、ここには記載しておりませんが、平成21年に設置いたしました農商工連携応援ファンドにより、23年度は18件の事業を採択したところでございます。

次に、167ページをごらんください。一番上の改善事業、ものづくり産業新事業展開支援であります。新製品等の開発や販路開拓を促進するために、産業支援財団に設置したもののづくり産業新事業展開支援事業基金を積み増し、県内中小企業の取り組みを支援いたしました。23年度は、新製品開発10件、販路開拓14件を支援したところでございます。

その下の新規事業、中小企業事業改善・挑戦支援は、既存事業の改善や新分野進出を促進するために、経営革新の事例紹介、専門家によるセミナー、マーケティング等を連続講座で学ぶ挑戦塾を開催いたしました。

1つ飛びまして、下請企業振興であります。産業支援財団を通じて、受発注企業の登録、取引あっせん、宮崎や大阪での受発注開拓商談会等を実施することにより、中小企業の技術力向上や取引の拡大を図ったところであります。

その下のみやざき企業力向上支援ですが、宮崎県工業会を通じまして、生産性向上や提案力向上に関するセミナー、研修会を実施することなどにより、県内のものづくり企業を総合的に支援いたしました。

次に、168ページをお開きください。自動車関連産業レベルアップ支援であります。アドバイザーの配置や福岡での商談会の開催により、県内自動車関連企業の実産性向上のための支援や取引機会の提供を行いました。

その下の新規事業、ものづくりリーディング企業育成支援は、本県のものづくりを牽引する企業を育成するために、産業集積、海外販路拡大、食品機械の3つの分野について、成長意欲のある企業から構成される研究会の活動を支援いたしました。

その下の改善事業、食品産業活性化対策は、県内食品産業の高度化や新事業の創出を図るために、コーディネーターの配置、セミナーやマッチング会の開催等により、人材育成やマーケティング活動への支援を行ったところでございます。

1つ飛びまして、工業技術研究開発であります。工業技術センターにおきまして、機能性材料の開発と応用に関する研究や、機械及びエネルギーシステムに関する研究など9テーマの研究開発を行ったほか、企業等からの依頼試験や技術相談等に対応いたしました。

1つ飛びまして、食品開発センター研究開発であります。食品開発センターにおきまして、農林畜水産物の機能性に関する研究や焼酎の品質向上等に関する研究など5テーマの研究開発を行ったほか、企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところであります。

次に、171ページをごらんください。4の

(1) 産業を支える人材の育成・確保についてであります。新規事業、ものづくり産業人材確保支援であります。本県のものづくり産業を支える人材を確保するために、調査員による企業訪問、工業系の学生等のテクノフェア視察、県内企業の視察会を開催いたしました。

以上、主要施策の成果について御説明申し上げます。

次に、委員会資料にお戻りいただきまして、20ページをお開きください。監査結果報告書の指摘事項につきまして御報告いたします。

(1) 収入事務に関するものの1つ目ですが、「採石業務管理者試験手数料等について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された」との指摘を受けております。これにつきましては、宮崎県収入証紙条例施行規則に基づきまして、申請書類を受理し証紙を消印する際には、申請書と証紙の両方にかけて明瞭に押印することを徹底するとともに、証紙収納簿にその旨を記載するなど改善措置を講じたところでございます。

監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

工業支援課は以上であります。

椎商業支援課長 商業支援課の平成23年度の決算につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の2ページをお開きください。商業支援課は上から3番目の欄であります。一般会計予算額は5億7,514万3,000円、支出済額は5億6,855万5,384円、不用額は658万7,616円でございます。執行率は98.9%であります。

目が100万円以上の執行残のものについて御説明いたします。

10ページをお開きください。中ほどの商業振

興費の執行残額は567万8,853円であります。これにつきましては、伝統的工芸品等後継者育成支援事業における実績確定に伴う委託料の執行残や、みやざき特産品PR展開支援事業における補助金の執行残が主な理由でございます。

なお、目の執行率90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の「商業支援課」のインデックスのところ、ページで申し上げますと172ページをお開きください。産業づくり2の(2)商業・サービス業の振興についてであります。まず、改善事業、まちなか商業再生支援であります。この事業は、商店街等が行う多様な主体と連携した振興策や、高齢化等の社会的課題を解決する取り組みに対する助成、まちづくりを担うリーダーの育成を行うものであります。昨年度は、高鍋町など5市町村の6事業に対して助成を行い、リーダー育成につきましては、延岡市など3市にアドバイザーを派遣するなど商店街の活性化を図ったところであります。

次に、伝統的工芸品振興であります。この事業により伝統的工芸品の維持発展を図るため、新たに都城大弓で1名を伝統工芸士として認定いたしました。

次に、その下のみやざき工芸品商品力育成強化であります。この事業は、市場のニーズにマッチした新商品の開発から県外への販路拡大に至るまで、専門家による一貫した支援を行うものであります。商品開発セミナーの開催や、4団体に対し新商品開発のアドバイザーを派遣し助言・指導を行うとともに、県外の見本市への出展を支援したところでございます。

続きまして、173ページをごらんください。改善事業、海外交流駐在員設置であります。海外交流駐在員を台湾の台北及び中国の上海に配置して、貿易、投資等に関する情報収集や本県企業の海外活動の支援、観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところであります。

次に、みやざき県産品輸出支援であります。県物産貿易振興センター内に輸出促進相談員を配置しまして、県内企業からの輸出に関する相談等に応じたところであります。

次に、改善事業、みやざき県産品東アジア販路拡大総合推進であります。平成20年度に策定しましたみやざき県産品東アジア販路拡大戦略に基づき、香港やシンガポールでの海外フェアや台湾等での海外見本市への参加、バイヤーの本県招聘による商談会、輸出事情に詳しいコーディネーターの配置など、県産品の東アジアへの輸出拡大に向けた総合的な取り組みを行うとともに、東アジアの活力を一層取り込んでいくため、観光誘客や基盤整備などの分野も含む、みやざき東アジア経済交流戦略を新たに策定したところであります。

次に、その下のアンテナショップ多店舗展開であります。県物産貿易振興センターに嘱託職員を1名雇用し、大阪府堺市における堺みやざき館の開設や、福岡地区におけるアンテナショップの多店舗展開の調査・研究を行ったところであります。

次に、その下の改善事業、みやざき県産品販路拡大支援プロジェクトであります。県物産貿易振興センターに委託しまして、首都圏で行われる大規模商談会への参加や、大阪の高島屋などでの物産展の開催、新宿みやざき館やみやざき物産館等のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じまして、県産品の販路拡大と

定番・定着化を図ったところであります。

続きまして、174ページをお開きください。まず、IT技術者養成であります。IT人材の育成・確保を図るため、県内IT企業への就職希望者30名を対象に、ウェブデザイナーの養成等に関して職場実習を含む4カ月間の研修を実施し、うち10名がIT業務を行う企業へ就職し、それ以外の業種を含めると合計12名が就職いたしました。

次に、その下のコールセンター人材養成であります。コールセンターに必要な人材の確保を図るため、未就職者等106名を対象に、県央、県北、県西において延べ7回の就職支援研修を実施し、うち25名がコールセンターに就職し、それ以外の業種を含めると合計39名が就職いたしました。

最後に、みやざきITグレードアップであります。IT産業の活性化を図るため、ITフェアによる企業展示やセミナーを開催し、中小企業のIT化の促進や県内IT企業の交流促進等を図ったところであります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

商業支援課からは以上でございます。

黒木企業立地課長 それでは、企業立地課の平成23年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。企業立地課は上から5番目の欄でございますが、予算額36億7,561万8,000円、支出済額35億9,658万5,527円、不用額7,903万2,473円で、執行率は97.8%となっております。

次に、目の不用額が100万円以上のものですが、恐れ入ります、15ページをごらんくだ

さい。ページ中ほどの(目)工鉦業振興費で7,898万5,356円の不用額がございます。不用額の主なものは企業立地促進補助金でございます。企業立地促進補助金は、新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うこととしておりますが、平成23年度に申請を予定しておりました立地企業のうち一部の企業が申請を見送ったことや、設備投資額及び雇用者数が企業の見込みを下回ったことなどにより、補助金に執行残が生じたものでございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果報告について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の「企業立地課」のインデックスのところ、185ページをごらんください。産業づくりの2の(1)工業の振興であります。ページ中ほどの「推進施策のための主な事業及び実績」をごらんください。まず、企業誘致推進ネットワーク拡充でございます。本県の企業立地環境を広く企業に理解していただくことが立地に向けての第一歩と考えておりまして、豊富な経験や人脈を有する民間企業出身の企業誘致コーディネーターを、東京及び愛知に1人ずつ配置いたしまして、延べ336企業を訪問し、本県のPRと立地への働きかけを行いました。

次に、立地企業フォローアップ対策強化でございます。立地企業の地元への定着と事業拡大による新規投資を促進するため、立地企業の県内事業所や本社など302企業を訪問いたしまして企業の状況を把握するとともに、企業からの要望、相談に市町村などと連携して対応するなど、フォローアップに努めたところでございます。

最後に、企業立地促進補助金でございます。補助金申請のございましたソーラーフロンティア社など15企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数等の実績に応じて補助金を交付いたしました。

これらさまざまな立地活動を展開した結果でございますが、次の186ページの上段、施策の進捗状況にもございますように、平成23年度の企業立地件数は29件、うち県外企業が5件、1,415人の最終雇用が予定されているところでございます。しかしながら、長引く景気低迷や円高による海外投資の増加など、企業立地を取り巻く環境は非常に厳しい状況にございますことから、成長性の高い低炭素関連産業や東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器関連産業などを重点分野に選定いたしまして戦略的な立地活動を推進し、これからもより多くの立地に努めてまいりたいと考えております。

平成23年度の主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査委員の監査における指摘事項が1件ございましたので、御説明いたします。

恐れ入ります、特別委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。一番下の「車両の損傷事故について、運行管理簿に記載がなく、財務規則に定められた亡失損傷報告書も提出されていなかった。善処を要する」という指摘でございます。これにつきましては車両のバンパーの下部を損傷していたもので、運行管理簿に車両の損傷を追記し、亡失損傷届を提出いたしました。今後は、財務規則に基づき適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

山下主査 ただいま説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑を賜りたいと思いません。

右松委員 工業支援課にお伺いしたいんですが、167ページの事業報告について、新規事業で中小企業事業改善・挑戦支援というのが1,013万5,000円決算で出ておるんですが、ちなみに実績内容の挑戦塾開催とセミナー開催の参加人数を参考に教えてください。

田中工業支援課長 まず、挑戦塾でありますけれども、こちらは宮崎市、延岡市、日南市の県内3カ所で開催いたしております。延べ307名が参加しております。それから下のほうのセミナーでございますが、これは中小企業経営力向上セミナーといいまして、門川町、日南市、宮崎市、えびの市、三股町、高鍋町の県内6カ所で開催しております。参加者は延べ279名でございます。以上です。

右松委員 1,000万の決算で、具体的に成果をどこに求めていくか、非常に判定しづらいと考えてしまうんですが、執行部としてはこれによってどういう成果を出していこうという考えでおられるのか教えてください。

田中工業支援課長 まず、下のほうのセミナーにつきましては、どちらかといいますと初心者向けのセミナーでございますが、さまざまな新事業に関して勉強していくものですが、これを受講された中から10の企業が新しい事業に取り組むという成果が出ております。それから上の挑戦塾は実践的な内容のセミナーでございますが、こちらの受講者の中から5つの企業が新事業に展開することにつながっております。経営革新とかいろんな新しい事業につい

て、ビジネスプランをブラッシュアップすることを学びまして、企業の新たな事業につながったことが成果につながったと考えております。以上でございます。

右松委員 新規事業ということで、今、具体的に伺いまして、一定の成果は出ているのかなと考えております。

ちなみに決算の内訳ですが、PR活動といたしますか、どういった広報をされているのか、その内訳を教えてもらってよろしいでしょうか。

田中工業支援課長 上の挑戦塾は宮崎商工会議所に委託をしたものでございます。下のセミナーは宮崎県商工会連合会に委託したものでございまして、科目は委託料という形になっております。

右松委員 続いて、企業立地について伺いたいんですが、185ページの企業誘致推進ネットワーク拡充推進事業ですが、513万6,000円ということで決算が出ております。コーディネーターは東京と愛知で各1人ということで、私が違っていたら訂正をお願いしたいんですが、東京地区が船ヶ山博史さん、東海地区が石橋雄さんということで2011年6月2日の記事に出ております。企業誘致の成果を出していくということでコーディネーターとして選ばれたと思うんですが、どういった経歴の人なのか教えてもらおうとありがたいです。

黒木企業立地課長 お一人の方はリクルート社のOBの方でございます。もう一人は、現在かわっておられまして、桂田さんという方ですが、この方は富士通のOBの方でございます。それぞれの経験と人脈を生かして企業訪問をいただいております。

右松委員 これは宮崎県じゃないんですが、他県の資料では、専門家の活動によって実際に

誘致した件数を公表しているところもあります。ちなみにお二人の実績はどうなんでしょうか。

黒木企業立地課長 23年度の御報告をさせていただきます。招致ということで、4社が本県を視察に来ていただいております。そのほか3件の企業立地につながったところでございます。コーディネーターの活動がいろんな企業に訪問いただいてこのような成果になっているのではないかと考えております。

右松委員 年間3件の企業立地に結びつけているということで、成果は出ているのかなと感じております。

それから186ページですが、目標数値が新規企業立地数100社ということで、実績は29ですから、ペース的には悪くはないと感じております。それから県外企業の立地件数ですが、目標数値30社に対して5社ということで、大変厳しい状況かと思うんですが、このあたりの分析と今年度の対策も含めて教えてもらおうとありがたいです。

黒木企業立地課長 今、委員おっしゃいましたように県外からの企業立地というのは非常に厳しい状況でございます。まず1点は、経済産業省が1,000平方メートル以上の工場用地を取得した件数を調査いたしておりますけれども、平成23年は過去4番目に低い状況でございます。平成22年が過去最低ということで、ここしばらく工場等の誘致は非常に厳しいのではないかと考えております。また、私どもが企業訪問をさせていただいた際にも、「今のところ投資の予定はない」といった声はかなり聞こえております。ただ、一方でリスク分散の動きがございます。1カ所に工場、あるいはIT企業が事業所を構えてはいけないということで、そ

ういうリスク分散の動きをしっかりとつかまえて、それを宮崎県の立地につなげていきたいと思っております。

右松委員 いろいろ厳しい環境の中で頑張っておられるというのはわかります。

それから、私の調べた範囲内ですが、以前はコーディネーターを大阪と福岡にも配置していたんじゃないかと思います。23年度は東京、東海地区と2地域ですが、この辺はどういう経緯で2つになったんでしょうか。

黒木企業立地課長 実は平成22年度までは国庫補助事業で実施させていただいたんですけれども、平成23年度は国庫補助がなくなりまして県単の事業になっております。その関係で必要最小限の人数に絞らざるを得なかったと。ただ、それにかわるものとして職員がそこをしっかりとカバーするというので、成果のところを書かせていただいておりますけれども、県外事務所の担当職員等と、合わせまして延べ1,477社の企業訪問をさせていただいたという状況でございます。

右松委員 確かに担当職員と合わせて1,477社ですから、足で動かれているのはわかる数字なのかなと思っています。それから、専門的なコーディネーターはプラスになると考えていますので、決算額が513万ですから、県外からいかに企業を引っ張ってくるかという中で、余り絞るところじゃないのかなと。今後も積極的に展開してもらって、県外からの企業誘致にさらに鋭意努めてもらいたいと思っております。

黒木企業立地課長 先ほど御説明したかったんですけれども、実は、産業支援財団が取引開拓アドバイザーを大阪と福岡のほうに持っていらっしゃると思います。その方々のネットワークあるいは情報も生かした形でネットワーク拡充事業

をやらせていただいているところでございます。

右松委員 ぜひ目標値に向けて頑張っていたきたいと思います。以上で終わります。

図師委員 まず商工政策課、資料161ページで説明があったんですが、信用保証協会損失補償金の説明の中で、損失補償実績が114件で事業者が100社ということですが、概要をもう少し詳しく教えてください。

菓子野金融対策室長 この損失補償でございますけれども、平成22年度分を23年度に払ったものでございます。22年度に発生しました信用保証協会全体の代位弁済は20億8,000万円になっております。そのうち県制度融資にかかわるものが9億9,000万円で、そのうち損失補償の対象になっておりますのが6億4,500万円になっております。その6億4,500万円に対する損失補償として2,741万6,000円ということです。これは口数が114件、事業者数が100事業者となっております。

図師委員 今の説明で、口数が114件ということは、1つの事業所が2口、3口というところがあったということですか。

菓子野金融対策室長 114口で100事業者でございますので、一事業者が2～3件あるところが若干あったということでございます。

図師委員 業者的な傾向というのはいかがですか。

菓子野金融対策室長 県融資制度を利用しているところは、製造業、建設業、卸売業、小売業等がどうございます。代位弁済もそういった業種が多い状況でございます。

図師委員 信用保証協会の審査、また県にかかわる査定内容とか、絞り過ぎると中小企業の育成につながらない。ただ、拡大し過ぎるとこ

ういう結果になり弁済がふえてくるということ
で非常に難しいバランスかと思われませんが、県
も保証協会の方々と密に連携をとりながら、ゼ
ビ企業育成に努めていただきたいと思います。

続けて、委員会資料の5ページ、商工政策課
ですが、不用額の説明をいただいたんですけれ
ども、中山間地域新産業・雇用創出強化事業で
委託料の執行残があったということですが、も
うちょっと詳しくお願いします。

中田商工政策課長 執行残が741万3,000円余
出ておりますけれども、この事業は、40件採択
し、その事業に対して委託料を支払っております。
その事業で仮に収益が出た場合、例えば委
託料が1,000万、収益が500万出た場合、事業費
で全て1,500万使った場合には特に返還金は生じ
ないんですけれども、1,300万を事業費で使った
場合は、200万を県のほうに返還していただく
という契約になっております。収益を全て事業費
で使っていただければ結構なんですけれども、
収益と委託料を合わせた金額が事業費を上回っ
た場合は返還していただくという制度になっ
ておりまして、この700万の約8割がそういう性格
の返還金になっております。一部、委託料に事
業費が満たないというケースもございます、
その分を返還していただいたという内容になっ
ております。以上でございます。

図師委員 理解できたところです。事業収益
が見込みよりも成果が上がったがゆえに委託料
の返還が発生したという理解でよろしいです
ね。

続けて、商業支援課の175ページ、特に数字に
かかわることではないんですが、委員会でも堺
のアンテナショップKONNEに行かせていた
だいて、民設民営で、アンテナショップとして
の効果だけではないプラスアルファもすごくあ

るいい店舗だなと思ったんですが、その後、福
岡の撤退があり、さらに、「民設民営に関して
は全国的に店舗展開を考えていきたい」という
答弁も以前いただいたような気がするんです
が、その後の展開というか見込みはどうなっ
ていますでしょうか。

椎商業支援課長 まず、堺みやざき館の状況
についてお話ししますが、現在、堺みやざき館
は南海グリルの店舗内にあります。住宅地とい
うこともございまして対象となるお客様が限ら
れているということで、売り上げが大変厳しい
状況にあるとお聞きしています。ただ、店のほ
うでは、売り上げアップのために、南海電鉄駅
構内でのPR、あるいは野菜とか米など生鮮食
品の販売等によりまして徐々に売り上げをアッ
プしている状況でございます。県としても大阪
事務所と一緒にしまして、販売促進用のグッ
ズ、チラシ、うちわ、ポケットティッシュ等を
提供したり、先ほど申し上げました駅構内での
イベントにも協力しまして、市町村から出て
いただくとか、そういう取り組みをして側面的な
支援はしております。

もう一点は、恐らく福岡での件だと思うん
ですが、民設民営につきましては一つの方法とし
て当然あると思っておりますが、それを受けて
くれる企業の関係もございまして、ただ、福岡
でのアンテナショップの展開についていろいろ
方法はございますので、その中の一つの方法とし
て今後とも検討してまいりたいと思っております。
以上です。

図師委員 方法の一つとして、例えば、デス
ティネーションキャンペーンを南九州で張っ
ているわけですが、他県と連携してアンテ
ナショップを開設するというような選択肢は今
後ないものでしょうか。

椎商業支援課長 福岡のことをお話ししますと、福岡は北東北3県が一緒になってやっている事例はございます。ただ、九州のことを考えますと、九州で福岡にアンテナショップを持っている県は沖縄だけです。九州の中で共同でアンテナショップを張るとなるという条件も変わってきますので、今のところ我々としては、共同というよりも、単県でどのようなアンテナショップが設置できるかどうかを研究しているところでございます。

図師委員 他県との連携も含めて、九州管内に限らず、関西も、また東北も、北海道もというところのリサーチはどんどんかけていただきたいと思います。以上です。

緒嶋委員 商工政策課の小規模企業者等設備導入資金特別会計は、収入未済額が前年よりも92万減っておるのはいいことでありますけれども、未済額は最終的にはどういうことになるのか。払えなかった場合には未済額がずっと続くとなるとどういうことになるんですか。

菓子野金融対策室長 現在、2億9,800万余の収入未済額がございまして、これは9件になっております。この9件について、今、事業は継続しておりませんで、ほとんどが解散とか、消滅登記まではいっていないんですけれども、事実上事業をやっていない状態が続いております。これにつきましては高度化資金で6件、近代化資金で9件、合計の15件でございます。平成24年度現在の状況でございまして、このうち完済が2出ております。各債権の状況を確認するんですけれども、ほとんどが債務者が死亡していたり相続人が相続放棄をしていたりといった状況で、これ以上債権としての機能は持ち得ないというものが5件程度でございます。そういったものにつきましては不納欠損処理を

実施していこうと考えております。本年度にそういったことを検討しておりますけれども、その後になりますと、8件、金額で1億3,000万程度にまで減らすことができるんじゃないかと考えております。

緒嶋委員 これは連帯保証人とかそういう制度は全然ないわけですね。

菓子野金融対策室長 ほとんどの債権は保証人をとっております。保証人の実態でございまして、15件に対する保証人の数は、個人が45名、法人が3となっております。

緒嶋委員 そういう人からも返済を受けることはできぬので不納欠損処理するということになるわけですか。

菓子野金融対策室長 今、個人が45名と申し上げました。その中で生存されている方が27名、死亡されている方が18名いらっしゃいます。生存されている方の中でも、破産や所在不明ということがございまして、なかなか追及できないこともございます。保証人も、先ほど18名死亡したと言いましたけれども、相続人が63名ぐらいいまして、その63名も死亡していたり相続放棄がほとんどでございまして、なかなか債権を回収できない状況でございまして。

緒嶋委員 これはいつごろ発生して不納欠損になったんですか。貸し出したときの年数。

菓子野金融対策室長 先ほど高度化資金と近代化資金があると御説明いたしました。高度化資金6件でございまして、一番古いものが昭和30年代に発生しております。一番新しいものが平成14年でございます。県の場合、民間のように償却いたしませんので、所在不明などの事実がある限り、調査をしていくというようなことをしております。

緒嶋委員 昭和30年といたら、職員もまだ

生まれていない人が相当おられるんじゃないかと思うけど、今まで不納欠損処理もしなくて置いたというのは、ある意味では職務の怠慢...。今まで処理しなかった理由は何ですか。

菓子野金融対策室長 県の会計制度で不納欠損処理ができるようになっております。不納欠損処理ができる場合というのは、債務者が死亡して相続人がいない、相続人がいても相続放棄をしているということで、債務者が全然いなくなったときには債権としての機能がございませんので、その場合に不納欠損処理をさせていただくことになっております。ただ、今、調査を継続して債権として把握しておりますのは、生存が不明であるとか、死亡が確認されていない債務者がいる場合となっております。生存不明の場合は、住民票の保存期限が5年以内ということもございまして、なかなか調査が難しいといったところもございまして。

緒嶋委員 昭和30年といったら56~57年になるんじゃないですか。何ぶ何でも会計処理しなきゃ、50年近くのをずっと引っ張るといっはいかかなものか。これは次に回せばいいという、ある意味では滞納整理する熱意がなかったともとられるんじゃないかと思ひます。

菓子野金融対策室長 債権管理については努力をしてきておると考えております。先ほどの高度化資金ですけれども、昭和31年からこの制度は始まっておりまして、525件、234億円を貸し出ししております。そのうち現在延滞になっているのが6件ございまして、延滞率1.14%、金額が1.08%になっております。この延滞率というのは非常に小さいと考えております。また、先ほど説明いたしましたけれども、平成24年度につきましても、今15件ございましてけれども、完済が2件、不納欠損処理の予定を5

件してありまして、それなりの努力をしておると考えております。

緒嶋委員 そういう努力をしておると、当然、室長は思わないかんわな。我々から見れば、努力しておると言えるかどうか。我々の立場はあなたたちの立場とまた違う面もある。あなたたちは一生懸命やっておるといふ自信を持たないかんけど、我々から見ればそうは映らんわけです。そういう点も含めて、自分中心じゃなくて、今まで不納欠損にするか何かの方法があったんじゃないかという気がしてならんわけで、60年近くも引っ張るといふこと自体がいかかなものかという気がするわけです。今度、不納欠損をしたくないけどせざるを得んということですね。そういうことを考えると、制度的なものを含めて、どうあるべきか内部で検討していかんと、何十年も引っ張っておくということですね。一般会計なら不納欠損で50年も引っ張っておるといふのは恐らくないと思ひます。督促すれば延ばすことはできるにしても、ここはちょっと考えたほうが、後を引き継ぐ人にとっても問題じゃないかと思ひますので、ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

それから商工政策課、中山間地域新産業・雇用創出強化ですけれども、実際、この制度で新規雇用になった人で継続して雇用された人の数字はわからんとですか。

菓子野金融対策室長 不納欠損処理ができる場合は財務規則の53条に規定がございまして、完全に取れなくなる場合に不納欠損処理ができると。それまでは、県の財産でございまして、県の財産を償却するといふ行為ができないことになっております。したがって、先ほど申しました不納欠損処理の条件に合わない限り、ある程度調査もしながら追及もしてい

ないといけないという形になっているところ
です。したがって、すぐにということはでき
ないかもしれませんが、引き続き努力を
したいと思います。

中田商工政策課長 平成23年度40件の事業を
やっております。そのうち事業継続が一部の
ものを含めまして34件、何らかの形で継続がされ
ております。その継続された中で継続雇用者数
ですけれども、ことしの6月に調査しまして、
全体で64名が引き続き雇用されていると聞いて
おります。

緒嶋委員 これはできるだけ継続雇用になっ
たほうがいいわけですので、経営者の人たちも
含めて、できるだけ継続雇用ができるように、
県のほうからも要請というか指導もして、安定
した職場というのは絶対必要ですので、努力し
ていただきたいと思います。

工業支援課、みやざき農商工連携推進であり
ますけれども、農商工連携推進ネットワーク会
議1回、その下も1回です。今、農商工連携、
第6次産業は強力に進めなければならないと言
われておる中で、ネットワーク会議を1回、ま
た連絡会議を1回というのは、回数としては、
本当に熱意を持って取り組まれているのかなと
いう気がしてならんわけですが、1回という意
義はどういうことですか。

田中工業支援課長 このネットワーク会議
は、県内のJA中央会とか農業団体、林業団
体、それからいろんな関係機関で設定してい
るものがございます。支援機関連絡会議という
はその下部組織でございまして、実務者レベ
ルのものがございます。毎年1回程度開いてお
りますけれども、ここで大まかな方針を共有いた
しまして、実働的には産業支援財団のコーディネ
ーターが農商工連携の相談をいろいろ受け

る、あるいは農業振興公社に設置しております
6次化プランナーがいろんな相談を受けて、産
業支援財団と連携しながら農商工連携のマッチ
ングを進めていくという形で進めております。
ネットワーク会議とか支援連絡会議は、いわば
大もとの方針を共有するための会議でございま
して、確かに年1回程度ですけれども、適宜い
ろんな関係者とは情報交換しながら農商工連
携には一生懸命努めているところでございま
す。以上でございます。

緒嶋委員 少なくとも大もとの会議は年2回
ぐらいして、経過とか推進状況をお互い連絡調
整しながらやっていかんと、年1回こうなりま
したじゃなくて、年度内でこれだけの動きがあ
ってこう進んでおるとか、連携をどう進め
にやいかんとかというようなことを議論し合う
ということは必要じゃないか。年1回というのは
形式的な会になりがちなんです。会議に出る人
の認識がなかなか高まらない。特に農商工連
携推進をうたっている以上は、もうちょっと機
能的に行動的に元締めが動かないと、下部組織
も動きは鈍いんじゃないかという気がしますの
で、少なくとも年度当初と中間で2回ぐらいは
開いて、状況等をお互い確認し合うことは必要
じゃないかという気がするんですが、これは1
回で十分ですか。

田中工業支援課長 農商工連携は非常に大事
な施策でございます。関係者が気持ちと同じに
しなきゃいけませんので、今後、回数の増につ
きましては検討したいと思っております。以上
です。

緒嶋委員 それと農商工連携の166ページ、括
弧書きの807万8,000円、この数字は何ですか。

田中工業支援課長 これは前年度の決算額で
ございますが、前年度と今年度は差が300万ほど

ございます。この事業で農商工連携のための調査員を2名雇用していましたが、うち1名が23年の10月で退職されました。というのは、いろんな財団のコーディネーター等の活動を見るにつけ、自分ももうちょっとブラッシュアップしないといかんということで、経営診断士の資格を取ろうと一念発起されまして、やめられて勉強されておるといふことで、非常に前向きな取り組みをしていらっしゃる方でございます。ただ、10月でやめられましたので、その分の人件費が昨年度と比べますと減になっているということでございます。

緒嶋委員 これはもうちょっと金額的にふやしながら、ぜひ頑張っていたきたいと思いません。

それから工業支援課、ものづくり産業新事業展開支援、新製品開発10件、販路開拓14件。新製品開発は結果として商業ペースに乗ったわけですか。

田中工業支援課長 平成23年度は10件新製品開発をしておりますが、例えば「すしまヨ」という商品がございまして、レタス巻きなどに使われるマヨネーズを開発したところがございます。それから小型風力発電機、太陽光と風力発電を組み合わせた小型の発電機を開発していらっしゃる所がございます。あるいはバッテリーの再生とか蓄電システムの開発をされているところ、こういったところがいろんな商談につながっております。その下の販路開拓支援も14件行いましたけれども、この展示会に出展することによりまして、畜産加工品とか福祉向けの木製テーブル、あるいは小型発電機を合わせまして70件の成果が出ております。以上でございます。

緒嶋委員 商業支援課、みやざき県産品輸出

支援、県単でやっておられますが、実際、宮崎県の産品が海外に輸出されておる金額はどのくらいあるんですか。

椎商業支援課長 平成22年の統計でございますが、これにつきましては加工食品がメインで67社が海外に輸出しておりまして、金額としては9億8,000万と記憶しております。

緒嶋委員 これはふやさにかいかんわけですけども、今、近隣の諸外国との摩擦もありますので、なかなか今後厳しいのかなと思いません。長い目で見れば、積極的に対応して輸出をふやすというのは、県民の所得をふやすというか地域振興のためにも大変重要だと思っておりますので、これは頑張っていたきたいと思っております。

今度の見本市等もどうかなという考えもしておりますが、今のところそのことについては検討していないわけですか。

椎商業支援課長 上海へのプロモーションの件だと思っておりますが、先般、日中国交回復40周年記念が中止になりまして、その間にいろんな上海での動きもございます。これは商工観光労働部だけのお話ではないので、関係部局と慎重に検討しまして、どういう方法でやるのか、あるいはできないのか、いろいろ方法を検討しております。近いうちに御報告することがあるかと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

緒嶋委員 数日前の新聞にも国内のいろいろな動きも出ておりましたが、そういうことも考えながら慎重に対応して、はっきり中止というのは、相手のあることだからどうかと思っておりますので、その表現も含めて慎重に取り扱っていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

中野委員 質問が重複して申しわけございません。歳入歳出決算書の特別利子、先ほど質問があった件ですが、表の見方がわからないので、まずそのことを教えていただきたいと思えます。小規模企業者等設備導入資金の件であります。調定額という欄は、予算現額に前年度の収入未済額を加えた金額ということですか。

菓子野金融対策室長 この繰越金の予算2億6,700万円は、12番に繰入金、14番に諸収入といった収入がありますけれども、その収入が歳出を満たさないものですから、繰越金を2億6,700万取り崩したというふうに見いただけるとありがたいと思っております。

実を言いますと、調定額14億700万円につきましては平成22年度の繰越金になります。最初から14億700万円の繰越金があることはわかっておりますけれども、予算計上としては2億6,700万円計上しているものでございます。この会計処理は単式簿記でやっておりますことから、フローの収支予算をこういうふうに経理しております。委員おっしゃるように、14億700万円を複式簿記のように期首の残として残せばわかりやすいとは思いますが、単式簿記的な処理ということでこういう予算処理をしているということでございます。

中野委員 歳入の7雑入、先ほど質問があった件ですが、これは現年度については全額収入済額ということで受け入れたということですね。そして過年度の分を418円だけ受け入れたということですか。

菓子野金融対策室長 この418円は予算現額と収入済額との比較になります。先ほど説明しましたように収入未済額が2億9,867万5,000円でございますけれども、それに対する収入は72万800円でございます。残り1,518円は違約金等が発

生したもので、それを加えているということでございます。

中野委員 それで、さっきは昭和30年と言われましたよね。昭和30年ごろに発生したわけですね。ということは、そのとき生まれた人が定年間近、孫であってもかなりの年齢になるので、相続人も死亡したであろうし、こういうのがわかってから、その後の相続権者が相続放棄をしてきたと思うんです。ですから、完全に回収はできないと断言できるわけです。それで近く処理されるような話でありましたが、こういうものが不納欠損処理が今までできなかったというのはどういう理由ですか。さっきも回答があったような気がしますが、もう一度教えてください。

菓子野金融対策室長 先ほど御説明いたしましたとおり、不納欠損処理ができるのは財務規則の53条に該当する場合だけということになっております。財務規則53条の規定するものは、債権としての機能がなくなったもの、端的に言いますと債務者が死亡した場合、それに相続人がいない場合を考えていただきますと、債務者がいないわけですから取りようがないということで、そういった債権については、民間で言う償却をすることになります。昭和30年代以降の分がまだ残っているわけですが、その一つの大きな原因は、ほとんどが生存不明ということで死亡確認がとれていないものがございまして、死亡の確認がとれない以上、債権の償却はできないという厳格な取り扱いをしております。管理中ということにしております。

中野委員 財務の53条に規定があっても処理もできなかったようではありますが、収入未済額の2億9,867万5,000円は、完全に処理できる金額というのは幾らなんですか。取り組むようなこ

とを言われたけど。

菓子野金融対策室長 今、15件あると申し上げました。高度化資金については6件、2億5,369万8,000円ございます。このうち完済が1件出ます。不納欠損処理後、3件できるのではないかと考えておまして、2件、9,600万円ほど残ります。近代化資金が4,497万7,000円の予算現額、平成23年度の残高でございます。本年度、完済が1件出ます。そして不納欠損処理が2件できるのではないかと考えております。それで、6件で3,400万円程度残るということでございます。したがって、15件のうち、完済2件、不納欠損処理5件、残りが8件、1億3,000万円程度になるように努力したいと考えております。

中野委員 できるだけ処理をしていただきたいと思っております。53条に規定が云々と言われましたけれども、長期間放置されたものを処理すると何のとがめがあるんですか。誰かとがめるんですか。

菓子野金融対策室長 この中にはほとんど取れないだろうというものもございます。例えば、連帯保証人の債務者が1名残っていらっしゃるんですが、県外におられまして、認知症でグループホームに入っている状態です。こういった方々には特に債権執行というわけにはまいりませんので、どうにもならないというところはあるんですけれども、生存している限り債権は生きておりますので、不納欠損処理はできないというような取り扱いをしております。

中野委員 最高責任者の権限でもできないんですか。全国に物すごくあると思っております。解決するような手だては、国も含めて考慮されていないんですか。

菓子野金融対策室長 議会の議決を経まして債権放棄といったことは地方自治法上に書いてございます。ただし、私ども債権管理しております、債権放棄といったことは1回も今までやっておりません。そういったことで、今、管理中というふうにしております。

中野委員 議会の承認があれば債権放棄ができるということですね。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりです。

中野委員 勇断を持って提案されたらどうですか。

菓子野金融対策室長 財政当局等とも協議をさせていただきたいと思っております。

中野委員 リーダーシップが云々と言われておりますが、ぜひ知事の英断でしてほしいと思っております。それは部長が考えることだと思っておりますので、内部で協議して、ぜひ早く整理してほしいと思っております。要望をしておきたいと思っております。

それから、これも先ほど質問があった件で申しわけありませんが、報告書の161ページ、保証協会の損失補償金、ことしは2,741万5,000円県の信用保証協会へ損失補償をされたわけですが、114件のうち結果的に信用保証協会が損失をこうむった額は幾らですか。

菓子野金融対策室長 114件で6億4,522万2,000円でございます。これが県が損失負担をした2,741万6,000円の元金でございます。

中野委員 6億4,500万円は、信用保証協会が損失をこうむって、いわゆる損失処理をした金額ということですか。

菓子野金融対策室長 信用保証協会が代位弁済をした額になります。損失処理のほうは、これから回収等が債権者から行われる場合があります。

ます。それを待って見ないとわからないという状況でございます。

中野委員 さっきは代弁額は20億8,000万円と言われなかったですか、あれは何だったんですか。

菓子野金融対策室長 先ほど申し上げました20億8,000万円は、保証協会全体の代位弁済額になります。

中野委員 20億8,000万円は保証協会が23年度の全体の代弁額で、そして114件に係るものは6億4,500万円であったということですか。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりです。

中野委員 合わせて20億8,000万円、114件で6億4,000万円の代弁をしたということは、その分だけ保証協会が出したわけですよ。このうち回収不能額はどのくらいになる予定ですか。この額から保険金とか何かもらえるということですか。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりで、信用保証協会は信用保険制度が適用になりまして、このうちの7～8割が保険金として信用保険会計から支払われます。

中野委員 結局、損失補償額2,741万5,000円という金額は、県が信用保証協会の経営をよくするために、さっき言った代弁額に関係なく23年度は歳出したということですか。

菓子野金融対策室長 保証協会が行います代弁につきましては、さまざまな機関が代弁を負担するといった形で信用保証協会の財務の健全化を図っております。先ほど申しました20億円の代弁 これは仮の計算とお考えいただきたいんですけれども、20億円のうち8割、16億円が保険で支払いが来る、残り4億円を県と保証協会が折半して負担する、そういった制度の仕

組みになっております。これは非常に簡単に申し上げたもので、バラエティーはあるんですけども、おおむねそういった形で負担が行われている状況です。

中野委員 中身を見ないとわかりづらいんですが、例えば、ことしは損失補償額が2,741万5,000円で、前年度は1億1,549万8,000円と書いてあります。かなり減ったので、保証協会の代弁する金額は少なくなったと思ったんですけども、昨年度の1億1,549万8,000円も損失補償をしたときの最終的に残った さっき20億8,000万円と言われた代弁額は、昨年度は幾らあったんですか。

菓子野金融対策室長 21年度の代弁の状況です。これは22年度に支払うものですが、21年度は35億1,700万円が保証協会全体の代弁額でございます。県制度の対象が17億9,600万円、そのうち損失補償を行ったものが11億円です。県の制度でも全てのものに損失補償をしているわけではございませんで、13貸付中10貸付について損失補償を行っている状況でございます。一昨年度、1億1,500万円県の損失補償を行いました、その元金は11億2,000万円となっております。

中野委員 損失補償金額がかなり多いからといって代弁額が極端に大きいとか云々ということにはならないということですね。貸付の中身によっていろいろ違うでしょうから。そういうことですか。

菓子野金融対策室長 信用保証協会の損失負担の割合ですけれども、県がどの程度負担割合を負うかについては非常に議論があるところで、信用保証協会には融資を奨励していただかないといけない。しかしながら、県が余りにも過大な損失をかぶるわけにもいかない。そう

いった両てんびんを考えて制度をつくっているところでございます。例えば平成20年度でしたら、20年度に最高1億円までしか損失補償しませんよとか、責任共有制度とか、損失の負担割合、現在は2分の1ですけれども、10分の10という時代もございました。負担の適正化を図りながら、バランスをとりながら負担をしている状況でございます。

中野委員 なぜこういう質問をしたかというのと、来年度から金融円滑化法が切れるわけですね。その貸し付けは、新しいファンドをつくらないと何とかかんとかこの前の委員会で言ったけど、ああいうものがどっと来れば、損失補償が云々とか財源額がふえるとかいうことになりはしないかと思って、どのくらい信用保証協会が持ちこたえるんだらうとか、県の損失補償額がうんとふえやしないかと思う。そしてまた、返済ができなくなれば大変なことになりますからね。それでいろいろ要望しましたけれども、そういう絡みでこの損失補償等の云々ということは余り心配せんでもいいわけですか。

菓子野金融対策室長 委員おっしゃるように、金融円滑化法が終了いたしますと、金融機関のほうに条件変更に応諾する義務がなくなっ
てまいります。金融機関が条件変更するかしないかを自由に決定できる状態になります。そのときに、これまでと同じような条件変更を繰り返していた企業が、果たして従前と同じような形で存続できるかどうかといったことが非常に問題になっているわけです。個々の企業の経営改善計画がちゃんと樹立されていない、樹立されてもなかなか実行されないといった問題があるものですから、経営アシストとか経営支援チームで経営支援をやっていこうと考えているところでございます。

御心配のように、条件変更がとまって資金繰りがつかなくて、代弁といったことが懸念されますので、その対策として県の融資制度なども総合的に考えていきたいと思っております。この前御指摘いただきました再生ファンド等につきましても研究、検討させていただきたいと考えております。

中野委員 経営者のほうも大変だし、また県の金融政策のほうもいろいろと考慮しなければならない点があったり、肝心の信用保証協会が揺らぐようでは大変なことになりますので、この前も要望しておきましたから、ぜひ善処していただきたいと思っております。要望しておきたいと思っております。

それから簡単なことを質問しますが、決算特別委員会資料の20ページ、監査からの指摘事項の中で、ここに全部書いてあるんだけど、まだ説明していないことは質問できないと思っておりますが、県の証紙 収入証紙のことですか の消印の方法が適当でなかったということで、その次にも指摘されているんだけど、さっきは両方にわたって押印するようにするというふうなことでしたが、収入証紙だけに割印みたいなのをしておいたという意味ですか、それとも証紙に外れてほかのところに押したという意味ですか。

田中工業支援課長 証紙には消印を押していたんですけれども、回りの台紙にかかっていなかったものですから、証紙だけに消印を押していたということでございます。決して別のところに押していたというわけではありません。

中野委員 証紙だけに押印したというけど、証紙は小さなものですが、押印するものは何を押印するんですか。

32ページ右段に訂正発言あり

田中工業支援課長 工業支援課の印ですけれども、証紙も何枚か必要なものですから、1枚だけではなくて、金額によって4～5枚使いますが、真ん中部分に押していたという感じで今まで処理をしたものがあったということでございます。

中野委員 私はまた、1枚の小さなものに、「処理済」とか「消印」とか書いた楕円形のもの外れることはないのになと思ったけど、たくさん張ってあるものだから、1カ所だけ押して、ほかのところを押していなかったという指摘ですか。

田中工業支援課長 ちゃんと枚数分はそれぞれかかるように押していたんですけれども、回りの台紙部分にかかっていなかったということでございます。証紙だけに押していたということです。

中野委員 5～6枚あれば、その上にぱたんと押したというわけですね。わかりました。

重松副主査 商工政策課の162ページの3段目ですが、上の2段は中央会とか商工会、商工会議所の窓口だと思うんですけど、3段目の中小企業等経営基盤強化支援の相談窓口はどこになるのでしょうか。

中田商工政策課長 これは県の商工会議所連合会に事務局を置いて宮崎県地域力連携推進本部というのをつくっています。その構成メンバーが、県の商工会議所連合会が事務局になっていまして、商工会連合会、中小企業団体中央会が推進本部になっています。その下に経営支援チームというのが14カ所ございます。県内9商工会議所、商工会連合会、3カ所の経営支援センターと中小企業団体中央会の4カ所が経営支援チームということで、14カ所ございます。

重松副主査 ということは、商工会に属さな

いと経営指導は受けられないということなんでしょうか。

中田商工政策課長 会員じゃないと対象にならないのかということだと思いますけれども、必ずしもそういうことではございません。

緒嶋委員 委員会資料の15ページ、負担金・補助及び交付金の7,446万余、これは企業誘致を予定していたのがうまくいかなかったので不用額になったというような説明だったと思うんですけれども、これは23年度ですが、24年度この企業は結果として進出したわけですか。

黒木企業立地課長 企業立地の補助金を出す場合に雇用者数等の要件がございまして、その要件を満たさなかったために申請を見送ったということで、立地をされているのは間違いございません。ただ、人数がちょっと足りなかった企業があると、その企業の中で24年度に申請をされる企業がございまして。もう一つは、もともと予定していた設備投資額が減ってしまった。あるいは雇用を200名と予定していたんですが、実際は180名になってしまったとか、そういうケースで不用額が生じてしまったということでございます。

緒嶋委員 不用額が大きいものだから、見込み違いがこんなに大きかったのは今言われましたけれども、事前に企業とある程度調整しながらやられると思うんですが、そんなに見込みが違ったわけですか。

黒木企業立地課長 2月補正の段階で、その前に企業に電話あるいはアンケートで照会をいたしておりまして、申請するということで予算額を確保させていただいております。ただ、実際に申請する段階になったときに、人数がちょっと足りないとかですね。

もう一点は、大型のコールセンターがござい

まして、東北の事業所が被災をしたということで、その業務を宮崎のほうに移すと。200名近い予定外の雇用がふえると聞いておったんですが、向こうの復旧が早く済んだということで、結局宮崎のほうの200名近くの雇用が発生しなかった。それで約3,000万円の減になっていると。そういうものが積み重なって、申しわけございませんが、このような数字になってしまったということでございます。

緒嶋委員 これは2月補正である程度見込んで補正するわけですね。不用額がこんなに出るということ自体は、普通なら考えられんわけです。不用額は無駄な金じゃないから、それはそれでいいにしても、そういう点はもうちょっと慎重にというか詰めをやらんと、決算書としてはいかなものかという気がしますので、今後は注意していただきたいと思います。

黒木企業立地課長 大変申しわけございません。これからも可能な限り把握に努めてまいりたいと思っております。

中野委員 計量検定所というのは何課になるんですか。

中田商工政策課長 所管は商工政策課になります。

中野委員 聞き漏らしたと思うんですが、監査指摘の3番目は報告されましたか。

中田商工政策課長 注意事項については、今回、報告はいたしておりません。

中野委員 「準公金の現金取扱事務について、適当でないものが散見された」、非常に重要なことが書いてあるので、この中身を知りたいんですが。

中田商工政策課長 この案件は、計量検定所の中に計量協会というのがございまして、収入証紙の販売等をやっているんですけれども、会

計事務取扱規程でつり銭の保管が3万円以下と規定されております。ところが、3万円を超えてつり銭を保管しているものが散見されたということで、注意事項として上がっているところでございます。

中野委員 散見というのは。

中田商工政策課長 そういうものが数件ありましたということでございます。

中野委員 たびたびあったということだな。

中田商工政策課長 申しわけございません。具体的に申しますと、平成23年度に20回、1年間で20日、3万円を超えてつり銭が保管されていたということでございます。

菓子野金融対策室長 先ほど中野委員の御質問の中で、金融円滑化法の終了に関しまして、今後条件変更については銀行が自由に判断ができると申し上げましたけれども、自由にということと金融機関のほうで何でもできるというふうに受け取られたかもしれせんけれども、金融機関のほうも企業の経営改善については非常に熱心に取り組んでもらっておりまして、また、金融庁からもコンサルタント機能の発揮をしろというような話も来ているということでございます。その他いろんな面で御協力いただいておりますので、印象がおかしければ、その点訂正させていただきたいと思います。

山下主査 そのほかなければ、4課の審査を終了いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りしたいと思うんですが、あしたまでの日程を見ますときに、商工観光労働部はあと3課残っています。時間が午後4時までとなっているんですが、このまま継続でよろしいでしょうか。よければ、休憩の後に3課に説明を求めたいと思いますが、よろしいですね。

では、暫時休憩いたします。

午後 3 時41分休憩

午後 3 時46分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成23年度決算について、労働政策課、観光推進課、みやざきアピール課の審査を行いますので、それぞれ説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

山之内労働政策課長 労働政策課の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。労働政策課は上から4番目でありませう。当課の平成23年度一般会計の決算額は、予算額79億407万9,000円、支出済額78億2,683万2,782円、不用額7,724万6,218円、執行率は99%であります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。上から3段目の(目)労政総務費であります。不用額は6,445万7,636円となっております。主な理由であります、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費におきまして実施しました、市町村補助事業や民間企画提案型事業の事業費確定等により執行残が生じたものであります。

次に、(目)労働教育費であります。不用額は42万1,158円、執行率が83.2%となっております。主な理由であります、中小企業の労使双方からの相談に対し助言・指導等を行う労働施策アドバイザー相談支援事業などにおきまして執行残が生じたものであります。

次に、13ページをお願いいたします。中ほどの(目)職業訓練総務費であります。不用額は127万6,268円となっております。主な理由であります、小中学校などへ技能士を派遣し、ものづくり体験を行うものづくりアドバイザー派遣事業などにおきまして執行残が生じたものであります。

次に、14ページをお願いいたします。(目)職業訓練校費であります。不用額は1,080万7,006円となっております。主な理由であります、委託訓練に係る訓練生に対する訓練手当及び民間教育訓練機関等に対する就職率向上の報奨金が見込みを下回ったことや、離転職者等に対する委託訓練事業費が見込みを下回ったことなどにより執行残が生じたものであります。

以上が労働政策課の平成23年度決算であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「労働政策課」インデックスがあります177ページをお願いいたします。まず、産業づくりの4の(1)産業を支える人材の育成・確保であります。「施策推進のための主な事業及び実績」欄をごらんください。主な事業について御説明いたします。一番下の新規事業、宮崎県技能検定センター管理運営であります、当時の独立行政法人雇用・能力開発機構、現在の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から平成22年度末に建物の無償譲渡を受け、平成23年度から管理・運営を行っておりますが、平成23年度は、当センターにおいて技能検定を委任しております職業能力開発協会により41職種の技能検定が行われたところであります。

次に、178ページをお願いいたします。下段の

県立産業技術専門校であります。平成23年度は、4科、1・2年生合わせまして128人に対し職業訓練を行い、64名が終了したところであります。また、高鍋校におきましては3科27人に対し職業訓練を行ったところであります。委託訓練につきましては、離転職者や若年者、母子家庭の母等を対象とした訓練コースを設け、パソコン事務等の訓練を実施し、早期の就職に努めたところであります。

次に、180ページをお願いいたします。中ほどの(2)就業支援と職場環境整備であります。下段の改善事業、若年者就職支援推進であります。ヤングJOBサポートみやざきにつきましては、若年求職者に対して就職相談や職業紹介などを行っており、昨年度は、土曜日の開所に加え、宮崎駅西口のK I T E Nビルに移転し、利用者の利便性の向上を図ったところであります。また、就職活動に必要な基礎的な知識を学ぶためのセミナーも開催したところであります。

次に、181ページをお願いいたします。3段目の県内就職促進強化であります。県内6地区での県内就職説明会の開催等によりまして、雇用の掘り起こしや出会いの場の確保、また企業情報の発信等を行い、県内就職の促進を図ったところであります。

次の改善事業、U・Iターン推進であります。ふるさと宮崎人材バンクの運営やふるさと就職説明会を県外3会場で開催し、県外のU・Iターン希望者の県内就職の促進や県内企業の求める人材確保の支援などに努めたところであります。

次の緊急雇用創出事業臨時特例基金と、恐れ入ります、次の182ページの1段目、ふるさと雇用再生特別基金であります。現下の厳しい雇

用情勢を踏まえ、地域における一時的な雇用・就業機会の創出、または安定的な雇用機会の提供を図るため、市町村補助事業など積極的に事業を展開し、雇用創出に努めたところであります。

次に、大変恐れ入りますが、また181ページに戻っていただきまして、一番下の新規事業、若年者人材育成就職支援であります。人材派遣会社への委託によりまして、若年者に対し研修や短期就業の機会を確保するとともに、ヤングJOBサポートみやざき等と連携し、職業人として必要となる知識や技術の習得を図り、就職につなげるための支援を行ったところであります。

次に、182ページをお願いいたします。一番下の段の労働福祉であります。九州労働金庫に貸付金の預託を行い、中小企業労働者等を対象とした低利の協調融資を実施すること等により、県内中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上に努めたところであります。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

労働政策課は以上であります。

向畑観光推進課長 観光推進課の平成23年度歳出決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。観光推進課は一般会計と特別会計がございます。まず一般会計ですが、上から6番目の欄にあります一般会計予算は8億5,626万3,000円、支出済額は8億4,361万9,250円、不用額は1,264万3,750円、執行率は98.5%であります。

また、その下の特別会計は、上から2番目の

欄、観光推進課のところ、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計との合計になりますが、予算額は3億6,346万円、支出済額は3億6,341万1,609円、不用額は4万8,391円、執行率は99.9%であります。

それでは、資料の16ページをお開きください。目の執行残が100万円以上のものは、上から3行目の(目)観光費で不用額が1,264万3,750円となっております。これは、委託事業や補助金の額の確定に伴う執行残でございます。

執行率が90%を下回った目につきましては、該当ございません。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明申し上げます。

お手元の横長の資料、平成23年度宮崎県歳入歳出決算書の5ページ、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。予算現額565万2,000円、調定額565万2,204円、収入済額565万2,204円で、収入未済額はございません。

次に、同じ資料の7ページをお開きください。県営国民宿舎特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。予算現額3億5,780万8,000円、調定額3億5,780万8,713円、収入済額3億5,780万8,713円で、収入未済額はございません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

お手元の平成23年度主要施策の成果に関する報告書の「観光推進課」のインデックスのところ、187ページをお開きください。産業づくりの活発な観光・交流による活力ある社会の(1)

観光の振興についてであります。主な事業について「施策推進のための主な事業及び実績」の欄で御説明いたします。表の一番上、観光振興応援につきましても、観光振興を図る企画を公募いたしまして、県内の観光関係10団体に委託したものであります。観光振興のための主体的な取り組みが進められ、本県観光を支える体制の整備充実や人材の育成を図ったところでございます。

次に、上から3番目のコンベンション等開催支援についてであります。これは、これまでのノウハウを生かして51件のコンベンション等の開催支援を実施いたしますとともに、アフターコンベンションの受け入れノウハウなどが蓄積されたところでございます。

次に、表の下から2番目、改善事業、魅力ある観光地づくり総合支援につきましても、観光拠点の整備など10件に対して補助を行ったものであります。それぞれの地域において観光資源の発掘や磨き上げの取り組みが進められ、観光地の魅力向上が図られたところでございます。

次に、表の一番下の「日本のふるさと宮崎」誘客促進につきましても、大都市圏における観光物産展等の実施や国内外旅行会社等への旅行商品の働きかけなどによりまして、本県への観光誘客の促進を図ったところでございます。

次に、188ページをお開きください。表の上から2番目のみやざき恋旅プロジェクトについてであります。これは、宿泊施設等とタイアップした宮崎恋旅キャンペーンや、宮崎恋旅を取り入れた旅行商品への造成支援を行ったところでございます。本県観光の新たな魅力である宮崎恋旅のPRを行うことにより、新たな観光誘客の促進を図ったところでございます。

次に、下から2番目、新規事業、口蹄疫復興

誘客対策についてであります。これは、口蹄疫の被害を受けた本県観光関連産業の復興を支援するため、航空会社等が行う観光キャンペーン等について助成いたしまして、本県への観光誘客の促進を図ったところでございます。

次に、表の一番下の新規事業、韓国誘客対策強化事業についてであります。新燃岳の噴火や東日本大震災等の影響により観光客が大幅に減少した韓国に対しまして、最新の宮崎の観光情報を発信したところでございます。

次に、190ページをお開きください。(2)県境を越えた交流・連携の推進についてであります。表の一番上、九州新幹線誘客対策につきましては、南九州3県で連携した関西・中国地方での九州新幹線全線開通PRの実施によりまして、宮崎県の位置等をPRいたしました。本県観光をより促進するために行ったところでございます。

その下の南九州3県デスティネーションキャンペーンについてでございます。これは、全国のJRグループや熊本県、鹿児島県と連携いたしましてパンフレット、ポスター等を作成し、全国の旅行会社や観光客に向けて南九州3県への送客を目標とした情報発信を行ったところでございます。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。

お手元の決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、20ページをごらんください。(1)の収入事務についてであります。「旅行業更新登録申請手数料等について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された」という御指摘がございました。これにつきましては、申請書

類を受領し証紙を消印する際には、申請書と証紙面の彩紋にかけて明確に押印することを徹底いたしました。その旨、申請書類受付チェックシートに記載するなどの改善措置を講じたところでございます。

次に、お手元の平成23年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の41ページをお開きください。(7)県営国民宿舎特別会計に関する審査の意見・留意事項等についてあります。「県営国民宿舎は指定管理者制度を導入し運営を行っているが、平成23年度は長引く新燃岳の噴火や東日本大震災後の全国的な観光旅行の自粛が大きく影響し、えびの高原荘、高千穂荘とも昨年度に比べ宿泊客数が減少し損失を計上している。このため、利用者の確保や適正な管理運営等について、引き続き指定管理者と十分連携をとりながら、効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見をいただいたところでございます。平成23年度につきましては、新燃岳の噴火や東日本大震災の影響が想像以上に大きく、割引宿泊プラン等の設定や広報宣伝活動の強化など宿泊者の獲得に努めたところでございますが、何分宿泊者が減少し損失を計上することとなっております。そのような中、指定管理者におきましては、経費削減に努めますとともに利用者へのサービス向上のためのさまざまな取り組みが行われたところでありますが、今後さらに効率的かつ安定的な施設の管理運営を図るため連携を密にいたしまして、集客イベントの実施や広報宣伝活動を強化することにより利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

観光推進課の説明は以上でございます。

井手みやざきアピール課長 みやざきアピール課の平成23年度歳出決算について御説明させ

ていただきます。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。みやざきアピール課は、表の中段、上から7番目の欄でございます。一般会計予算額は1億7,209万1,000円、支出済額は1億7,124万2,511円、不用額は84万8,489円、執行率は99.5%であります。

執行残が100万円以上、執行率が90%を下回った目は、該当ございません。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成23年度主要施策の成果に関する報告書の「みやざきアピール課」のインデックスのところ、191ページでございます。産業づくりの3活発な観光・交流による活力ある社会(1)の観光の振興についてであります。主な事業について、「施策推進のための主な事業及び実績」の欄で御説明いたします。表の一番上、県外みやざき応援団ネットワーク強化についてであります。この事業は、県外在住で本県にゆかりのある著名人の方を「みやざき大使」に、本県に親しみを持っていていただいている県外在住の方々を「みやざき応援隊」として委嘱・認定いたしまして、この方々に本県の旬な情報を随時提供してありまして、口コミによる本県の魅力発信を図ったところであります。また、本県の食と旅の魅力を紹介した情報誌「J a j a」を作成しPRするとともに、マスメディア等を活用するなどさまざまな機会を捉えて、本県の旬な情報を全国に発信したところであります。

次に、上から2番目の新規事業、「オールみやざき営業チーム」推進についてであります。本県の農畜産物や特産品、観光などの魅力を効

果的にアピールするために、東京、大阪、広島、福岡の各都市圏におきまして、本県の魅力を集中的にPRする「みやざきweeek」を実施するとともに、本県特産品フェアを大手民間企業と協力して開催したところであります。また、公募及び一般投票等を経て決定いたしました本県のシンボルキャラクター「みやざき犬」がさまざまなイベントで活用されたほか、さまざまな商品にみやざき犬のイラストが使用されるなど、徐々に県内外にシンボルキャラクターが浸透してきたところであります。

続きまして、表の下から2番目、スポーツランドみやざき総合推進についてであります。平成23年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ状況につきましては、積極的な誘致活動などによりまして、口蹄疫や新燃岳噴火の影響で落ち込んだ平成22年度の実績を上回ったところであります。特にことしの春季キャンプにつきましては、プロ野球5球団、Jリーグは過去最高の23チーム、あわせて韓国プロサッカーチーム2チームがキャンプを実施するなど、本県がトップクラスのキャンプ地であることを全国に発信できたところであります。

次に、表の一番下、スポーツランドみやざき施設等整備促進につきましては、市町村が行うスポーツ施設の改修等を支援し、スポーツキャンプや合宿の定着化、新たな誘致のための環境整備を図ったところであります。

次に、192ページをお願いいたします。表の一番上の新規事業、波旅プロジェクト推進につきましては、関係団体等の行う受け入れ体制整備を支援するとともに、波旅のポスターを作成し情報発信を行うなど、サーフィンを初めとするマリンスポーツを活用した観光振興を図ったところであります。

主要施策の成果に関する報告書については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

みやざきアピール課の説明は以上でございます。

山下主査 執行部からの説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑を承ります。

右松委員 幾つか質問したいと思います。まず、ここには出ていませんが、つい先日、28日、シーガイアのサンホテルフェニックスで九州・沖縄地区の防衛協会の連絡協議会の宮崎大会が行われたんです。九州各県、沖縄を含めて多数の関係者が来場されていました。みやざき観光コンベンション協会が共催だったですか主催だったですか。

向畑観光推進課長 わかりかねますので、調べます。

右松委員 それでレセプションがあったんですが、神楽が舞われました。私が聞いたかったのは、なぜヤマタノオロチの神楽をあそこで舞ったのか。島根県の神話にまつわる神楽になるんですが、本県には、タチカラオが岩戸を持ち上げて投げるとかいろいろ神楽があるわけですが、なぜヤマタノオロチになったのか、そのいきさつを教えてください。

向畑観光推進課長 把握しておりませんので、調べさせていただきます。

右松委員 これは受け取る人の受け取り方ですから、私の意見が全てじゃないと思っています。ただ、私はすごく違和感を感じました。宮崎に来てくれて、宮崎をPRできる格好の場で、なぜ島根県のヤマタノオロチを舞わないと

いけないのか、理由が全くわからないんです。せっかくのああいう場ですから、宮崎をしっかりとPRしてもらいたいんです。なぜそういう発想になるのか。正直申し上げて、観光コンベンション協会のそもそもの問題点だと思っています。以前申し上げましたが、宮崎で今度はやります島根とか奈良の「ご当地グルメ」、あれはあれで楽しいからいいんでしょうけれども、やっぱり宮崎をしっかりとPRしてもらいたいんです。考え方が根本的にずれているような気がしますので、いきさつを後で教えてください。

それで、何点が質問させていただきたいんですが、労働政策課に伺いたいと思います。181ページの若年者人材育成就職支援についてですが、2億7,849万2,000円ですから、大変大きな決算額になっています。委託先が5つの企業ということですが、具体的に、金額も含めて5つの企業にどういうふうな委託をされたのか、詳細を教えてください。

平原地域雇用対策室長 人材育成就職支援事業につきましては、人材派遣会社に委託しておりまして、23年度は、株式会社スーブル、テンブスタッフ福岡株式会社、ランスタッド株式会社、株式会社文化コーポレーション、マンパワーグループ株式会社の5社でございます。

右松委員 5社で2億7,849万ということであれば、委託金額が一番多いところはどこなのか、それと金額を教えてください。

平原地域雇用対策室長 一番多いところが株式会社スーブルの1億500万円余でございます。

右松委員 若年者人材育成就職支援ということで、人材派遣にこの金額で委託するんですが、下の新規雇用失業者数196人と出ています。これも含めて具体的な成果がどうなったのか教

えてください。

平原地域雇用対策室長 この人材育成就職支援事業につきましては雇用基金事業でございますので、先ほど申しましたように人材派遣会社のほうで一旦、半年なら半年の雇用契約を結びまして、通常は1カ月程度研修をいたします。パソコン、ビジネスマナーなど就職に必要な座学による研修を行いまして、その後、紹介予定派遣といいまして、企業と面接して自分の行きたいところを選び、企業とマッチングができましたら、その企業に研修という形で派遣をいたします。これは紹介予定派遣ですので最大6カ月までできるんですが、通常3～4カ月職場実習をいたしまして、実習の結果、企業がこの人なら採用してもいいということであれば、実習先の企業と雇用契約を結び、そちらに勤め始めるという事業でございます。

結果といたしましては、まず人材派遣会社で196人雇用いたしまして、今言いました研修等をやっております。研修の途中でやめてしまう人も当然出てきますが、会社とマッチングがなくなったのが187人でございます。そのうち最終的に研修先の企業に直接雇用されたのが115人となっております。正規の社員が80名、非正規の方、契約社員などが35名という内訳になっております。以上です。

右松委員 187名がマッチングして、115名が最終的に雇用されたということで、私が考え方がわからないのかもわかりませんが、「新規雇用失業者数」と出ているんですけど、こういう表現なんでしょうか。

平原地域雇用対策室長 「新規雇用失業者」という表現は、緊急雇用事業やふるさと雇用基金事業で、国のほうからこういう用語で指定をされている使い方でございます。若年者人材

育成就職支援事業の場合は、失業して仕事を探しておられる方もおられますし、新卒で未就職の方もオーケーということで国のほうの話を受けておりますので、新卒未就職者も入っております。

右松委員 大体わかりました。115名は雇用された後は会社のほうで給与が出ると。187名のマッチングの数と補助した金額と数字的には合っているんでしょうか。

平原地域雇用対策室長 この中身については一人一人全部出していただきまして、幾ら払ったということまで確認をしております。ちなみに、これは基金事業でございますので、23年度は人件費を半分以上、研修に係る経費を残りの6割という形で、できるだけ実際に雇用される方の人材育成につながるという形で縛りをかけてやらせていただいております。

右松委員 一定の事業対効果が出ていると考えていますので、わかりました。了解しました。

次に、観光推進課に伺いたいと思います。187ページ、魅力ある観光地づくり総合支援ということで2,615万6,000円が決算されていますが、具体的な整備の中身を教えてください。

向畑観光推進課長 魅力ある観光地の場合は、各市町村とか公益で観光をやっている団体に対する支援でございますが、特に実施主体としては市町村が多うございます。10件のうちに、魅力ある観光地づくりで行っておりますのが、串間市の都井岬での展望台の作製、えびのでのB級グルメの開発、高原町での観光拠点整備、日之影の場合は森林セラピーの整備、そして五ヶ瀬でのフォトコンテストといった事業を展開しているところでございます。

右松委員 市町村が事業主体ということで、こういう形でいろんな観光施設の整備の声はかなり上がってきていると思うんですが、その辺の状況はどうでしょうか。

向畑観光推進課長 私ども、各市町村も含めてお声をかけております。ばらつきが若干ございまして、手を挙げてくださっていない部分ももちろんあるものですから、そういったところには、まず、どういう形で自分ところの観光を盛り立てていって、重点地区はどこに置くのかといったプランニングをやって、その支援をしながらいろんな事業をされるというふうになっておりまして、声をかけているんですけれども、全ての手は挙がっていない状況であります。

右松委員 古事記編さんに関連する史跡も含めていろいろと一般質問でも申し上げましたが、できるだけ誘客につながるような施設の整備をお願いしたいと思っています。

それから次のページ、188ページの教育旅行受入体制整備ですが、530万組まれていまして、ここに事業内容は書いているんですが、具体的に何に取り組んで、どういった成果が出されたのか教えてください。

向畑観光推進課長 これは財源はふるさと雇用再生特別基金を活用させていただいております。日本旅行の宮崎支店に1名の方を雇用しまして、そこで旅行発地、宮崎に向かってどこから来られるか等の情報とともに、特に最近は体験とか歴史が豊富でございますので、県内のモデルコースのガイドブックをつくっております。このガイドブックをもとに、学校や旅行会社、特に新幹線ができましたことから関西・中国地方へのPRを進めているところでございます。その基本的なところをこの事業で担ってい

ただいているところでございます。

右松委員 教育旅行は、詳細なデータが手元がないので軽々に申し上げられないんですが、はっきり言って成果が上がっているのかなと感じております。単年度で見えてしまうといけないのかもしれませんが、530万の事業で具体的に成果が出たんでしょうか。

向畑観光推進課長 修学旅行の場合、小学校、中学校、高校となりますと、来ていただくためには2～3年かかっております。こういったガイドブックをつくって切れ目のないキャンペーンとか、もう一つ大事なのが、モデルコースをつくったとしても、旅行会社の方に体験していただかなくてはいけないということで、特に24年度に関しましては、高千穂から入ってこられる方、霧島から入ってこられるコース、幾つかのコースを実際に体験させていただいております。残念なことですけれども、本県への修学旅行の数というのはすごく厳しい状況でございます。2,000名を下回るような状況でございます。

右松委員 ちょっと畑が違いますが、教育委員会との連携はやられているのかどうか伺います。

向畑観光推進課長 昨年から、特に小学校、中学校を対象に、教育委員会の方々と一緒になりまして、今のところ鹿児島県を特に重点的に校長会等を回っているところでございます。

右松委員 データを調べてみますけど、常々思うんですが、特に観光推進課は部局の連携が物すごく必要なところだと思うんです。そのあたりのことをしっかりと認識させていただいて、横断的に取り組んでいただきたいと思います。事業費として予算を組んで決算を出している以上は、成果をしっかりと出してもらいた

い。それが足りなければ予算規模を拡大してもらって、しっかりと成果が出るようにしてもらいたいということを要望したいと思っています。

それから、その下の施策の進捗状況ですが、県外観光客が544万人、これは22年度実績という見方でいいかと思うんですが、ちなみに、以前、委員会で言われたかもしれませんが、23年度実績を教えてくださいとありがたいです。

向畑観光推進課長 先般の委員会で御説明しあげたのは官公庁が出している宿泊者数でございます、23年度は取りまとめているところでございますので、いましばしお待ちいただければと思っております。

右松委員 それから190ページ、九州新幹線の誘客対策は予算、決算とも1,050万6,000円ということですが、1,000万程度でどれくらい誘客対策ができるのかどうか、どういうことをやらされるのか具体的に教えてください。

向畑観光推進課長 九州新幹線の対策でございますけれども、駅からのお客様をどう持ってくるかということになりますと、県だけではなくなかなかできない部分がございますので、広域観光の周遊ルートをつくっていきこうということでキャンペーンをさせていただいたところがございます。金額的には少ないように見受けられますけれども、中身といたしましては、全国の駅で5連貼りのポスターを張ったり、旅行商品をつくっていただいたり、そういったものに使わせていただいております。本県だけではございませんで、鹿児島県、熊本県、そして何といたしても、九州を初めとするJRグループと一緒に今回キャンペーンをさせていただいたところがございます。

右松委員 一生懸命やっておられる中で大変

厳しい言い方かもしれませんが、観光推進課の事業全般、成果を出すにはどうすればいいかということで、結果を出してもらいたいと思っています。結果を出すために予算が足りないのであれば、知事に言って多くしてもらおうとか、本当にこの使い方でもいいのかどうかしっかりと考えていただいて、観光浮揚に全力で取り組んでもらいたいと思っております。以上で終わります。

緒嶋委員 労働政策課、178ページ、県立産業技術専門学校で4科128人が卒業されて、そのうち64名が就職されたということですが、あとの卒業された方はどうなったんですか。どういうふうになっておるわけですか。

篠田県立産業技術専門学校長 これは4科で2カ年課程ですので、2年生が64名卒業しまして、1年生が残っております。1・2年生合わせた数が128名ということです。以上です。

緒嶋委員 であれば、卒業生は全部就職されたというふうに見えていいんですか。

篠田県立産業技術専門学校長 西都の本校は64名が全員就職しましたけれども、高鍋校については一部未就職の者もおりまして、現在の段階では、その後、学校のほうでハローワークと協議しながら、今現在1名の方が未就職という状況になっております。以上です。

緒嶋委員 就職率がいいということですね。ありがとうございます。

それから、労働政策課の緊急雇用創出事業臨時特例基金は、先ほどちょっと出た若年者のあれもあつたですけれども、これは継続して雇用できた実数はわかりませんか。

平原地域雇用対策室長 緊急雇用のほうは、短期間のつなぎ雇用を生み出すということで、雇用期間も1年以内に限定されておまして、

1年間で終了するような事業も結構ございます。ただ、できるだけ継続雇用が望ましいということで、先ほど説明しました人材育成就職支援事業などをやっております。これは6割近い継続雇用になっておりますが、年度をまたがって雇用する人などもありますので最終的な数字はまだ出ていないんですが、緊急雇用の場合は2割ぐらいは継続雇用になるんじゃないかと思えます。それから、そこで人材育成をしますことで、他の事業所に就職をされる方が1割弱ぐらいはおられると思えます。先ほど言いましたように緊急雇用はつなぎ雇用ですが、3割ぐらいは次の就職につながるものと思っております。

緒嶋委員 そういうことであれば7割の方は失業されるというふうにも考えることもできると思うんです。宮崎県は全体的に有効求人倍率が厳しいという中でありますし、県民の生活の安定のためには安定した雇用が必要でありますので、雇用の創出が大変重要な県政課題ではないかと思えます。そういう政策を今後つくっていただきたいと思えます。

次に、教育旅行、右松委員も言われましたが、宮崎県の場合は、かつては小中学校の修学旅行で、宮崎に宿泊されて次の地に行かれるというのがかなりあったんですが、今、2,000人と言われたですか。

向畑観光推進課長 今、2,000人を下回っております。

緒嶋委員 最も多かったときはどのくらいだったか、統計はないですか。

向畑観光推進課長 平成2年が5万3,981人でございます。最近は相当厳しくなっております、特に平成14年ぐらいからは1万人を切るような状況でございます、暫定値でございますけれども、23年度が1,966人になっているところ

でございます。

緒嶋委員 これはかつて一番多いときの5%にも満たないぐらいの大変深刻な問題だと思うんです。県は海外旅行の韓国とか台湾旅行者に金銭の支援を今でもしておるわけですか。韓国や台湾に研修などに行かれる人への支援は、今はもうやめたんですか。

向畑観光推進課長 観光推進課ではやっておりませんけれども、総合交通課のほうでそういった事業を取り組まれたと記憶しているところでございます。

緒嶋委員 宮崎県内に1泊すれば1人1,000円とか、ある程度政策的にもとに戻す努力を全体的な県の考え方でやらないと、旅行の地産地消的な発想で、各学校に財政的な支援することで呼び戻すような政策をしないと、これだけ教育旅行が減っておるといのは、本当にもったいない。極端に言うと県外からほとんど見えていないということでもあるわけですか。鹿児島、大分、熊本を含めて県外の子供が宮崎に就学旅行に来ておるといのはほとんどないと理解していいんですか。

向畑観光推進課長 県外から来ていただいているのが1,900名でございます。

緒嶋委員 県内の学校は、修学旅行で宮崎に宿泊する学校は一つもないということですか。

向畑観光推進課長 教育委員会からの話によりますと、体験学習等々でそういう取り組みはしていっちゃいますけれども、修学旅行という形では県外に出ていかれると伺っております。

緒嶋委員 これは今後の大きな課題だと思うんで、何らかの対策というか政策を進めていかと、県外から2,000人を切っておる、県内もほとんどいないということは、ほかの県では考え

られんことじゃないかと思うんです。これは大きな課題として捉えていただきたいと思います。

それと、スポーツランドみやざき総合推進、これは22年度よりもふえておるといふことでもありますけれども、巨人軍が半分は沖縄にキャンプを張るといふようなこと、また今度は、韓国とのいろいろな問題であちからのサッカーチームとか野球チームが果たしてことし来るかどうかということも懸念材料でもあるわけです。宮崎県の場合はスポーツランドみやざきというのは大きな目玉でもあるので、これについては今後このままでいいのかなという気がするんですけれども、このことについては今後の展開を含めて課題はないですか。

井手みやざきアピール課長 スポーツキャンプにつきましては、参加者数は24年春が最高だったということで、引き続きこの流れをいかにとどめていくのか。おっしゃるとおり巨人軍のキャンプが後半、沖縄に行っているということで、この委員会でもお話いただきまして、私どもも危機感を持っております。分析しますと、理由としては、チームの仕上がりがだんだん早くなっておりまして、2月後半には練習試合ができる環境を求めている、そういう環境づくりを宮崎県としても取り組んでいけないと認識をしているところでございます。これに向けて県としてどういうことができるかいろいろ検討していきたいと思っております。

緒嶋委員 ぜひ努力していただきたいと思います。

それから、県外みやざき応援団ネットワーク強化、みやざき大使163名の方の活動内容というのはどういうことをされるわけですか。

井手みやざきアピール課長 みやざき大使に

つきましては、基本的に個人的な活動をお願いしておりまして、組織立ててこれをお願いしたいというふうなお願いをしているわけではございませんが、それぞれに非常に波及力の大きい方々をお願いしています。芸能人の方とかスポーツ選手、例えばこの間の競泳陣でメダルを取りました松田丈志選手、そういう方々をお願いしておりまして、マンゴーを食べているところを外に出していただくとかしております。一人一人の取り組みを全部把握しているわけではございませんが、そういう形でいろんなことをやっていただいていると認識しております。

緒嶋委員 この人たちには何らかの金銭的な支援とか、物品を送るとか、いろいろなことをされておるわけですか。

井手みやざきアピール課長 基本的には、みやざき大使の名刺をお配りするという形をとっておりまして、これは各人からお申し出があったたびにお配りをしています。あとは毎月ペースで旬な情報ということでいろんな冊子をお配りしておりまして、金銭的な支援等は一切こちらからはしていないところでございます。

緒嶋委員 ボランティア的に支援していただいているということでもいいわけですか。

井手みやざきアピール課長 そのとおりでございます。宮崎県にゆかりがあるということで、好意としていろいろなことをやっていただいているということでございます。

緒嶋委員 それから九州新幹線誘客対策、南九州3県連携ということで頑張っておられるんですけれども、これは本当に新幹線効果が上がっているのかどうか。鹿児島ははっきり観光客がたくさんふえておる、指宿なんかはかつてないほど観光客がふえておるといふようなことも聞いておりますが、本当に誘客対策が実を結

んでおるのかどうか懸念もあるわけですが、このあたりはどう認識されておりますか。

向畑観光推進課長 委員御懸念のとおり、私もいろんなキャンペーンをさせていただくんですけれども、その中で一つ広域観光で、南阿蘇から入られた方が高千穂に来られて宮崎に回ってくる、もしくは霧島温泉に入られた方がえびの高原に上がってきているという動きがあることは確かでございます。特に今回、6月、7月の長雨で熊本のほうでも雨が激しかったんですけれども、そういったお客さんが本来ならば高千穂に流れてくるのが来なかったというようなこともございまして、今回、そこが如実にわかったのかなと思っています。ただ一方で、御指摘の鹿児島市内とか指宿に比べると、まだまだ私どもの努力が足りない部分ももちろんございますので、そういった意味では、これは本当に切れ目のない動きをしていかないといけないのかなと。最近の動きからわかってきたことが、中国地方、岡山、広島のお客さんが入り込みだしたという動きがございまして、重点地区を広げるなりして対応していきたいと考えているところです。

緒嶋委員 商工政策課長はかつて総合交通課長をされておりましたけれども、将来的には、日豊線の整備を進めることで宮崎と鹿児島の時間距離をいかに縮めるか、北のほうも小倉からの問題もあるわけです。高速道路はもちろんですけれども、九州の全体的な浮揚のため、また九州の利便性の向上を含めて、日豊線を整備してスピードアップをいかに進めるかという大きな命題を掲げながら観光振興を考えていかなければ、小手先の対策だけで本当に宮崎県の観光振興が図られるか。今、熊本駅なんか行ってみると物すごい駅ができております。駅の前にす

ばらしいホテルもでき、森都(しんと)という形の施設もできて物すごく活気があるわけです。熊本市だけでも宮崎市の倍ぐらいの人口があるわけですが、人の流れは宮崎の10倍以上あるわけです。熊本に行ってみればわかる。そういうことを考えると新幹線効果というのは相当なものがある。

宮崎県は財政的にどうこうと言うけど、長期的に考えた場合には、大きなビジョンを掲げて、観光振興を県の全体的な浮揚を考えながら将来ビジョンを組み立てていかなければ、こういうことをやられることは悪いことじゃないけれども、本当にこれで確実に対策として立てられておるのかどうか、目先の対策ではないのかという気がしてならんわけです。宮崎県は将来に向かって大きなビジョンを描きながら観光振興を考える、バックボーンになる政策を大きなものを打ち出していく中で、こうやるというものをつくっていかなければ、はっきりした構想とかビジョンが見えていないという気がしてならんとです。今後、一つのテーマとして考えていただきたいということを要望しておきます。

それと、県営国民宿舎特別会計でありますけれども、これは監査意見書にも書いてありますとおり、宿泊客が少なかったということで損失を計上しておるということではありますが、その中で高千穂荘(現ホテル高千穂)の指定管理料だけは上がっているんです。経営状況を見ると、指定管理者としても経営が厳しい中で、管理料だけは500万値上げして……。今、指定管理料は幾らですか。

向畑観光推進課長 5,000万でございます。

緒嶋委員 かつて4,500万だったのが5,000万、経営者にすれば、5,000万を利益の中から県に支払いせにゃいかんわけです。そういうこと

はなかなか容易でない。だから損失が出たということではありますが、指定管理料は、損失が出た場合でも決められたものはいただきますということではいけるわけですか。

向畑観光推進課長 御指摘のようになかなか厳しい状況でありますけれども、第2期の指定管理者を迎えるに当たりまして、指定管理者を公募する際に 高千穂に関しましては、23年度は損失が出たんですけれども、それまで順調にお客様も伸び、収入も入ってありましたものですから、若干上げさせていただいたところがございます。一方で、今お話がありますように損失額が続くようなことがありますと、なかなか厳しい状況で無理をするということもできませんので、そこはこれから先、指定管理者とともに協議を重ねていきたいと考えているところです。

緒嶋委員 若干上げたと言うけど、経営から見れば500万上げたのは若干じゃないと私は思うんです。収益の中から払わにゃいかんわけですので、1割以上の値上げだから若干ではない。経営的にも成り立たん。そして施設は年数がたてば価値がある意味では下がるわけです。観光客が多くおるからということだけれども、ことしなんか特に長雨で高千穂観光も落ち込んでおるわけです。高千穂峡のボートも水位が上がり過ぎて営業ができないということで、8月の一番多いときに何日も雨で、安全のためにボートは営業していないということでもあります。高千穂に来る人は、高千穂峡でボートに乗りたい、5時間、6時間待っても乗りたいということでおいでになる人がかなりな数に上るわけです。そういうことを考えた場合には、経営が成り立つ範囲内の指定管理料じゃないと、損失を出しても指定管理料はいただきますというような

ことは、行政の立場から言えば、そこは臨機応変というか、ある程度適切に対応していかなければ、そこで働く人も給料を値下げしてほしいということで、雇用条件も悪くなってきておるわけです。そういう形が本当にいいのかどうかということがありますので、十分検討していただきますように要望しておきます。

中野委員 ただいまの関連で質問したいと思います。ただいま緒嶋委員が言われましたとおり、赤字になっているという話でした。えびの高原荘、高千穂荘の損失計上ということでもありますけれども、前年度を含めてその実績を教えてください。

向畑観光推進課長 高千穂、えびの両荘の施設の実績でございます。利用者が、高千穂に関しましては、平成21年1万7,348名、22年が1万8,215名でございます。売り上げは、23年度の収入が2億5,900万円、22年度が2億6,115万円でございます。えびの高原の場合は、23年度、利用者数は宿泊施設が9,325名、スポレク施設が2万2,830名、22年度が宿泊者数が9,831名、スポレク施設が1万218名でございます。売り上げにつきましては、両方合計いたしまして、23年度が1億6,507万4,000円、22年度が1億4,780万7,000円でございます。

中野委員 聞き方が悪かったです。損失を計上しているということでしたので、本年度の損失計上金額。前年度は利益があったところがあると思うんですが、それだけ教えてください。

向畑観光推進課長 高千穂荘に関しましては2,338万9,000円の損失でございます。えびの高原につきましては3,219万9,000円の損失になっております。

中野委員 前年度は。

向畑観光推進課長 22年度、高千穂が255

万6,000円の黒字でございます。えびの高原が3,684万8,000円の損失でございます。

中野委員 指定管理料の話が出ましたが、この負担金額、今期と前期を両方教えてください。

向畑観光推進課長 高千穂が、前期が4,500万円、今期が5,000万円になっております。えびの高原荘につきましては、前期が3,900万円、今期が1,500万円でございます。

中野委員 えびのの1,500万は新燃岳の噴火で値下げをしたんですか。

向畑観光推進課長 新燃の噴火や口蹄疫、その前のリーマンショック等で、20年、21年が損失が2,400万ほど出ておりましたものですから、値下げをしたところでございます。

中野委員 当初、入札の時点から1,500万だったんですか。

向畑観光推進課長 そのとおりでございます。

中野委員 23年度、負担金の納付で期中において遅延したことはないですか。

向畑観光推進課長 ございません。

中野委員 両方とも期日内に全部入っておったということですね。

向畑観光推進課長 そのとおりでございます。

右松委員からの御指摘についてでございます。9月28日に第47回九州・沖縄地区防衛協会連絡協議会「宮崎大会」が開催されました。主催は宮崎県の防衛協会でございます。観光コンベンション協会は協力という形でございます。

先ほどの神楽について御説明申し上げます。先般の神楽につきましては、新富町の新田に伝わります、町の指定「蛇切り」という神楽だそうでございます、新富町長が協議会とお話を

されてそういった演題になったと伺ったところでございます。

右松委員 ヤマタノオロチというふうには私は受け取ってしまったものですから、もう少し調べればよかったと思います。

中野委員 私もその場におりましたが、当初びっくりしました。それで、右松委員が言いたかったのは、古事記1300年で今一生懸命やっています。古事記の3分の2は日向神話だということから、日向神話のことで奉納とかすればよかったのにと。しかし、ヤマタノオロチは出雲神話のほうでそういうイメージがあるから、おっしゃるとおり新田の神社の舞だったという説明がありましたから、ヤマタノオロチというのは出雲神話と言うけれども、宮崎県にもあったんだなと思いながら私は見ておりましたが、日向神話を一生懸命言う割には、出雲神話を舞ったような気はしました。せっかく協力が何かで入っておったならば、日向神話のほうを強調するような神楽ならよかったのになということをお願いしたかと思うと思います。私も、最初見ておって、ヤマタノオロチの神楽があることを知りませんでしたから、面食らったというかそういう気はしました。だからそういうふうな思いをされたんじゃないですか。

山下主査 なければ、これで3課の審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、間もなく5時になるころですが、あしたの朝、10時からでよろしいですか。商工観光労働部はもう一回、総括でお願いしたいと思います。

では、執行部の皆さん、きょうはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後 4 時59分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

明日の午前10時から再開します。

本日の分科会を終了します。

午後 5 時 0 分散会

平成24年10月3日(水曜日)

午前10時1分再開

出席委員(7人)

主	査	山	下	博	三
副	主	査	重	松	幸次郎
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	中	野	一	則
委	員	右	松	隆	央
委	員	田	口	雄	二
委	員	函	師	博	規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米	原	隆	夫
商工観光労働部次長	成	合		修
企業立地推進局長	福	田	裕	幸
観光交流推進局長	安	田	宏	士
商工政策課長	中	田	哲	朗
金融対策室長	菓子野		信	男
工業支援課長	田	中	保	通
商業支援課長	椎		重	明
労働政策課長	山之内			点
地域雇用対策室長	平	原	利	明
企業立地課長	黒	木	秀	樹
観光推進課長	向	畑	公	俊
みやぎきアピール課長	井	手	義	哉
工業技術センター所長	勢	井	史	人
食品開発センター所長	工	藤	哲	三
県立産業技術専門校長	篠	田	良	廣

県土整備部

県土整備部長	濱	田	良	和
県土整備部次長 (総括)	坂	本	義	広
県土整備部次長 (道路河川港湾担当)	大	田	原	宣治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	井	上	康	志
高速道対策局長	中	野	穰	治
管理課長	江	藤	修	一
用地対策課長	河	野	俊	春
技術企画課長	前	田	安	徳
工事検査課長	高	橋	利	典
道路建設課長	谷	口	幸	雄
道路保全課長	永	田	宣	行
河川課長	東		憲	之介
ダム対策監	上	山	孝	英
砂防課長	加	藤	人	志
港湾課長	坂	元	政	嗣
空港・ポート セールス対策監	矢	野		透
都市計画課長	大	谷	睦	彦
建築住宅課長	伊	藤	信	繁
営繕課長	酒	井	正	吾
施設保全対策監	上	別	府	智
高速道対策局次長	沼	口	晴	彦

事務局職員出席者

議事課主査	関	谷	幸	二
議事課主任主事	大	山	孝	治

山下主査 ただいまから商工建設分科会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部の決算全般についての総括質疑になりますが、何か質疑はありませんか。

緒嶋委員 知事から古事記編さん1300年のい

ろいろな予算等が24年度から出ているわけで、23年度にそれらしい予算はあったかどうか。

向畑観光推進課長 23年度につきましては口蹄疫のファンドを活用させていただいて、例えばワンコインバスを1月から始めたり、1月に東京での島根、奈良、宮崎の3県シンポジウムを開いたり、早稲田大学との連続講座等を開催するとともにいろんなPRを行ってきたところでございます。

緒嶋委員 ことはイベントを大々的に始めておるわけですね。そして宮崎県は、マラソンに例えれば準備運動をしないまま本番に向かって走り出したようなことだから、準備の段階から差がついたと思うんです。事業をすることであれば、予行的なものがあって本番に入るということでない、長期的にもの考えていかんと、あらゆることでスタートがおくれるということはその後の展開もおくれることになるので、県のいろいろな事業は長期的な展望のもとに計画的に進めなければ、単年度で終わるような事業は、ある意味では本当の長期的な展望に目覚めた政策じゃないと思うんです。知事も4年間、あるいは知事にすれば、若いし、まだ3期、4期やられるかもわからん。そうなれば政治的な将来展望の中で何をするかというのが見えてこない、宮崎県民は県が何を指して県政を推進してあるかわからんし、10年先の宮崎のビジョンがアクションプラン等があるけど、本当にそうなるのかということを含めて見えてこんと思うんです。商工観光労働部は労働部らしく、10年先には商工観光労働部はこういうビジョンのもとに進むということを知事に進言しながら政策を立案していかなければ、全体が見えたような政策というのは

今、世界的な閉塞感の中、また対外的なグローバルな問題がある中で、宮崎県の存在意義が見えてこん。そういうことを考えたら、将来的な展望、宮崎はこうするんだという政策ビジョンを求めながら、それに向かって予算を選択と集中でやるというものがないと、恋旅とか波旅とかいうけど、そういうようなことで本当にすばらしい宮崎県になるのか。単年度はそういうことで進むにしても、長期的にはなかなか将来の宮崎県が見えてこない。特に九州の中では、社会資本の整備等についても東西格差、南北格差ができてきておるわけです。そういう中で宮崎県が本当に九州の中で将来展望が開けるのかどうか。私はそういうことが一番気になってならんわけです。そういう視点を踏まえた政策があるのかどうか気になるんですが、そこあたりは商工観光労働部長はどう考えておられますか。

米原商工観光労働部長 御提言、ありがとうございます。先ほど委員のお話の中にもありましたけれども、県の総合長期計画に従って、私もいろんな施策事業を展開しているわけですが、もっと遠い先を見て計画的にという御指摘であったかと思えますけれども、そのような気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。例えば、私どもの中では、東九州メディカルバレー構想などが将来の宮崎にとって積極的に取り組むべきものではないかということで、こういった形のものをもっともっと勉強あるいは検討して取り込んでやっていきたいと考えております。

緒嶋委員 その前提が、きのうも言いましたけれども、鉄道にしても日豊線が将来いつになったら高速化が全体的にできるのか。宮崎から小倉まで新幹線が通って300キロ近くのスピー

56ページ左段に訂正発言あり

ドを出せば、小倉まで1時間半ぐらいで行くわけです。南にしても、新幹線が通っておれば鹿児島まで1時間もかからずで行くわけです。そういう将来の展望が開けんままに、宮崎県の発展を計画すること自体が難しいんじゃないか。20年先でも何でもいいが、そういうものを目指すという情熱、意欲がなければならぬし、スポーツでも、国体が終わって33年ぐらいになるわけです。あと10年余りしたらまた宮崎に国体が回ってくる。だから、何年先には国体を目指して今から準備するとか、将来の夢があると県民の取り組みがまた違って来るわけです。そういう将来展望について何もあらわさないままに毎年過ぎるようなことでは、夢も希望もなくなるんじゃないか。特にこういう厳しい財政状況の中ではあっても、夢と希望を求めて前進するような形でないと、宮崎県は本当に沈んでしまうんじゃないかという気がしてならぬ。観光にしても、かつては5万人余りおった修学旅行も今は2,000人前後になった。それを取り返す。かつては新婚ブームであったものが、今はほとんどそういうものもない。そういう中で、宮崎が活力ある地域を目指すと言いながら、夢と希望を持つような政策は一つも打たれていないんじゃないかという気がしてならぬわけです。

そういうことを含めた場合には、商工観光労働部が宮崎県の牽引力にならなければ宮崎県の発展はない。もちろん農業も大切です。しかし、商工観光という観光、商工、産業を含めた幅広い領域があるわけだから、全体として将来、宮崎県をどう牽引するかというものを商工観光労働部が進んでリードしていくような体制はできんのか。総合政策部とかいろいろありますけれども、そこにも商工観光労働部が大きな

知恵を与えて全体的な構想を練っていく。そういうものを求めていかなければ、企業誘致にしても、今はほとんどコールセンターみたいなものしか来ないでは裾野がなかなか広がらないわけです。製造業みたいなものはなかなか来ない。特に口蹄疫などの復興にしてもなかなか厳しいわけでありませう。そういうことを考えた場合に、もうちょっと前向きに知事自身が先頭を引っ張らにゃいかんけど、それを皆さん方のほうがプッシュして、逆に知事を引っ張っていくぐらいの意欲がなければ、私は宮崎県の発展はないんじゃないかと思うんです。そういうことを考えた場合に、産業づくり、観光にしても、宮崎県が毎年観光客がふえるという将来展望もなかなか生まれてこんのじゃないかと思うんです。そういう意味では、部長を中心に、政策を立案する基本は我が部にあるというような意欲を示してほしいと思うんです。もうちょっと知事に積極的にプッシュしてほしい。私は、知事自身が発信力が足らんと思っている。そういうことを思った場合に、皆さん方が知事をバックアップするような体制をつくらなければ、知事から何か言われなければ前に進まんというようなことでは宮崎県の発展はない。そういうことをいつも思うわけですけど、そのあたり商工観光労働部として何か知恵はないかなと思うんです。

米原商工観光労働部長 知事を先頭に、宮崎県の今後のことを十分考えて、できるだけ夢のあるもの、そして長期的なものに取り組んでまいりたいと考えております。今、フードビジネスとかいろいろ協議をしておりますし、それ以外にも幾つか検討しておりますので、今後、私どもから知事に、こういったことをやってはどうかといったことも含めて取り組んでまいりたい

いと思っております。

緒嶋委員 かつて松形知事のときは、これは成功したとは言えなかったけど、ニューシルバー構想とかリゾート構想とかいろいろ打ち出したけど、今、知事の発想の中で構想という名のつくものがあるかどうかお伺いしますが、知事の中に構想的なものはあるわけですか。

米原商工観光労働部長 こちらでいろいろ御指摘をいただく中で、地産地消であったり100万泊であったり、構想といたしますか取り組みがございます。それと、知事がよく言われるのが、東アジアの活力をどう取り込むかということについて、「何とか取り込んでやっていこうや」という話を聞いておりますし、このあたりにも目を向けておられるのかなと感じているところでございます。

緒嶋委員 知事も来年の1月で2年を経過しようとするわけです。その中で大きなビジョンというか構想的なものを打ち出していったら、宮崎県民を夢と希望のある方向に導くような政策をやらなければ、前に進んでおるのか後ろに引いておるのかわからんような感じがしてならぬので、積極的に若い知事らしいものを求めていかなければ、宮崎県のリーダーとしての資格を問われるようになるんじゃないかと懸念するわけです。なかなか実現は厳しいということはわかりながらも、夢と希望がある前向きなものを求めていく、そういうものを商工観光労働部が中心になってつくるんだという意欲で頑張ってください。強く要望しておきます。それだけです。

右松委員 観光コンベンション協会について、今回いろいろと意見を申し上げさせていただきました。宮崎の観光施策を観光コンベンション協会に委ねてしまうという一辺倒では危

ういと思っております。現場というか民間が求めているもの、そういった声が行政が打ち出す施策にあらわれてこないといけないと思っているんです。そのためには意見交換もたくさん必要ですし、どういうニーズがあるのかアンテナをしっかりと張る。当然今もやっぺらっぺらと思うんですが、さらにやっぺらっぺらと、民間が求めているもの、現場が求めているものと乖離した施策をやっぺらっぺらとどんどん衰退しかねません。いかに声を吸い上げていくか、施策にどう反映させていくかということに関してはどう考えていっぺらっぺらいますか。

向畑観光推進課長 今のお話、私どもは重く受けとめております。特に今回、古事記編さん1300年事業を推進するに当たりまして、地元のことを地元の方々も余り知らなかったといったこともございました。これから進めていこうとする事業の中では、市町村の情報、そして1つの市町村だけではなく、幾つかの市町村がタッグを組むといたしますか一緒になって広域観光を進めることが、今はすごく重要になっておりまして、また観光客の求めるニーズもそういったものかなと考えております。今まで以上にそういった声を吸い上げるためにも、私どもも足を運んで意見交換しながら一緒になってつくっていきたくて考えているところです。

先ほど観光コンベンション協会の話もございました。観光コンベンション協会は民間がつくっていらっぺらっぺらる団体ですけれども、懇談会とかいろんな機会を通じて民間の方々から今以上に声を聞こうという姿勢もございますので、これから先、市町村の観光協会、そして民間、特にB級グルメを初めとするいろんな取り組みをしていらっぺらっぺらる方々の意見を十分に吸い上げた形で施策に反映させていきたくて考えてい

るところです。

右松委員 市町村との連携という話もよく出てきますが、市町村は観光資源に一番近いところにありますから、いろんな取り組みをむしろ市町村がしているというふうに私は見ています。県がもっと顔の見える動き方をしないと、市町村に任せ切りとか、それも大きな問題だと思っていますし、先ほど緒嶋委員のほうからいろいろ話がありましたが、大局的な、長期的な方向性をしっかり県が打ち出していくことは絶対的に必要だと思っています。知事がもっとトップリーダーとして示していかないと大変なことになると考えています。宮崎の産業構造の中で、もちろん1次産業もそうですが、観光分野は何としてもてこ入れをしないといけないと思っています。先ほどシルバー構想等の話もありましたが、青島の現状も何か方向性を示して、シルバーリゾート地でもどういう形でもしっかりと明確に打ち出していく必要があると思っていますので、これはまた別な機会に話をしたいと思っています。

それから記紀編さん1300年の話が出ました。今回、一般質問でも取り上げましたが、島根は先行しています。あそこまで行けるといのは理由が当然あるわけであって、3年ぐらいかけて実行委員会を立ち上げて、それこそ官民一体となって取り組んで、なおかつ神社庁、出雲大社を含めて一体的にやっています。もう少しその辺を考えていかないと、現状は、宮崎神宮をどういうふうに活用しているのかよくわかりませんし、いろんな神社がありますけれども、そういったところをいかに活用していくかどうかも、はっきり言って見えてこないです。それから小手先のちょこちょことしたイベントしかやっていませんから、観光全体を考えると

これはよく御存じだと思うんですが、観光消費額をふやすためには滞在型の観光に持っていかないといけない。これはどこも取り組んでいます。いかに滞在してもらうか、いかにリピーターをふやすか。まさしく記紀編さんの9年間を生かしていかないと、9年後同じような状況だったら、はっきり言いまして相当たたかれます。初年度ですからまだいいですけど、来年どうするのか、再来年どうするのか、9年後にどういうビジョンを描いているのか。初年度でこれだけ議会がいろいろ執行部に言っていますから、9年後を見て何も残らなかったということになれば、責任問題だと考えていますし、議会も一緒になってしっかり考えていかないといけない問題だと思っています。先進県がいかに取り組んでいるかということをもう少し真摯に、素直に学んで、宮崎ならではの特色をつけながらやっていく必要があると思っています。

食品加工も、先進地の取り組みが大分進んでいます。そこをしっかりと調査して受け入れていくという姿勢も必要だと思っていますが、先進地の取り組みを受け入れる姿勢、学ぶ姿勢を、宮崎ならではに出していく、施策にあらわす姿勢をどう持っていらっしゃるのか、あえて聞かせていただきたいと思っています。

米原商工観光労働部長 私どもがいろんな取り組みをやる上で、先進県あるいは先進地の視察、あるいはそのノウハウ、取り組みの失敗も含めて経緯などを調べることは大変大事なことだと思っています。今、島根のお話が出ましたけれども、島根の出雲のほうで博覧会をやっている。そこに今、週末必ず職員が行って宮崎県のブースを出して、宮崎にもぜひおいでくださいというPRに取り組んでいるところでございます。

それから食品加工の話もございましたけれども、そういったことも含めて、他県の取り組みもしっかり勉強しながら本県の施策に生かしていくという気持ちで取り組んでいきたいと考えております。

右松委員 議会も一緒になって盛り上げていきたいと思っていますから、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思っています。

最後、これは総合政策の所管ですけど、記紀編さん1300年記念事業の実行委員会の中に神社庁の関係者、ホテル旅館組合の方、現場の民間企業も入れると、そういう助言があったと思うんですが、その会に今入っているんでしょうか。

向畑観光推進課長 総合政策課のほうで、そういった準備をするために先般から、神社の方、ホテル旅館の方々も入った意見交換会を随時していらっしやいまして、そういった形で意見を酌みながら、先ほどおっしゃった委員会のほうに入っていくような準備を進めていると伺っているところです。

右松委員 意見交換はもちろんだ大事です。後は施策をつくるところにそういった人を入れていかないと、どうしても偏ってしまったり、先ほど言いました民間の実際求めているもの、ニーズが組み込まれていないことがありますから、これは観光コンベンションもそうですが、施策をつくるところに民間の人を入れるとか、業界団体、現場の人を入れるとか、そこを徹底してやってもらうと違った施策も出てくると思っていますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

中野委員 河野知事になって1年半になりましたが、河野知事を評価する人、しない人それぞれあります。河野知事の一番欠点は、何々運

動という形でぼやかして自分の政策を実行しようとしているところが、非常に曖昧さという言いにくいところ。その一つが県民100万泊運動、その他何とか運動というのがたくさんあります。そしてまた、きちっと数字を出して云々というものは全て落としているわけです。企業誘致であれば4年間で100社であります、そのうち県外は30に落とすととか、雇用1万人が5,000人となっているわけです。そういうことに皆さん方は甘んじてほしくないという思いであります。

企業誘致のことから申し上げますと、黙っていても来る企業もあれば、一生懸命運動しなければ来ない企業もあると思うんです。また地域でも、これは数年前から、議員になってからはずっとですが、県央地区とか都城地域はよく企業が進出します。その周りのところ、えびのとか高千穂、入郷、串間あたりをできたら積極的に、企業に、えびのにはこういうところがあるよとか されていると思うんですが、やっぱり数字であらわしてほしいと思います。そういうところはもともと人口がたくさんいたのに、おかげで人口が半分以下になっているんです。えびのを例にとれば、えびの市は小林市よりも人口が多かったんです。戦後の初めは4万を優に超えておったんです。ところが、農業、米に頼っておったということが大きな原因で、その分だけ雇用の場がないということです。もともとそれだけあったんだから、それに返すぐらいの企業誘致をしてほしい。待てど待てど「今度企業誘致がありました」とファクスで入るけれども、「えびの」と書いたものはなかなか来ません。ぜひそういうところにきちんとやっていただきたいし、雇用の関係についても、あるいは企業誘致も、前の目標は達成するぐらいの気

概でやってほしいということが一つ。

それから、最初言ったことでは、県民100万泊運動ですが、これはぜひ数字で、提案する前は幾らだった。それに対してこうこうだということで、100万泊は必ず消化するというぐらいの運動として……。知事は、マニフェストもつくり切らん、公約でもない、その中間をとった「私の提案」ですからね。知事の公約と言っていいのかどうか知りません。知事になる人が提案を示してきたんだから、それを「運動」でぼかしているわけだから、事務局の皆さん方は、100万泊を目指す。そのために、初年度は、2年度は、3年度は、最終年度はこうだと、将来にはどうつなげるというのをやってほしいと思うんです。そして周りの3県よりも伸び率は高いとか、そういう具体的なものをぜひこれからでも示してほしいと思っております。目標が示されない限り、特にこの100万泊は運動から消してほしいと思うんです。100万泊運動 運動で満足されておるから。ぜひそのことをお願いしたいと思えます。

それから、これから先の商工業は、金融円滑化法案もいろいろなことを今から迎えるわけです。来春から先を非常に心配しているんです。23年度の損失補償金が2,741万5,000円、前年度からするとかなり落ちたということではありますけれども、来年度からもっと損失補償をせないかんような案件がふえてくると思うんです。これには室長も並々ならぬ決意もあったようですから、商工観光労働部挙げてぜひ取り組んで、がたがたっとならんようにしてほしいと思えます。それはそれでお願いしておきたいと思えます。

企業誘致の件ですが、たまたまきのうはテレビで「クローズアップ現代」を見ておりました

ら、中国がああいう問題で、中国から日本の企業が撤退したいけれどもなかなか撤退できないという話でありました。中国には日本の企業が2万3,000何社進出しているんです。今、市町村の数が1,900前後でしょう。それが中国に行ってもだめだったとすれば、平均して宮崎県の各市町村に10何社の企業が進出する形です。それが賃金の問題等で向こうに行ったということで、今になれば非常にコストの高い話になっているわけです。打ち壊されるわけだから。中国に進出する企業はミャンマー、東南アジアあたりに流れていくような気配ですから、宮崎県が早目に手を打って、そういうところに、ぜひ宮崎県にという取り組みをしてほしいと思うんです。そうしないと、中国から今度はそういう方向に流れていって、なかなか県外の企業誘致は難しいと思うんです。それで、日本のよさとか、長い目で見た場合に、今度の中国みたいにこういったことをされるとか、海外に行くことでリスクが大きいですよ。また、市場がそこにあるからということもあるでしょうけれども、消費を日本に向けるようなもの、あるいは高技術を伴うような産業は国内に、そしてまた宮崎県に仕向けるような、長期的な目線での企業誘致に取り組んで実績を上げてほしいと思えます。

さっき古事記1300年のことるる言われましたが、まさにあのに尽きると思うんです。尽きるというのは、何かぱっとするもんだから周知度が足りなくなりますので、将来を見通して、長期的にものを見て長い物差しで仕事をしてほしいと思えますので、そのことを要望しておきたいと思えます。

緒嶋委員 今、県内の修学旅行をもとに戻すのは難しいと思うんです。それで、修学旅行といったら5年生か6年生だと思えます。小学

校の3・4年生のときに、宮崎県内を、県北は県南に、県南は県北に行くような形で、日帰りはなかなかだから、1泊することによって100万泊のカウントにもなるような形で県内を見せる。これは教育委員会が発想すべきだと思うんですが、観光という感じから言えば、商工観光労働部の発想でもそういうことはできんかなと思うんです。そしてふるさとを知る。宮崎県を知って初めて宮崎県民であるわけだから、修学旅行は鹿児島とか熊本、北九州に行くのであれば、小学校3・4年生は1泊で県内を研修するというアイデアは出てこんのかなという気もせんでもないんです。それか1泊は宮崎で、2泊目を県外というのもあると思うんです。宮崎県内で地産地消的な修学旅行の発想が商工観光労働部の中から生まれてそれは予算が伴います。1人500円か1,000円か。高原は1泊すれば町が500円か1,000円。宿泊する町村にもある程度ノルマを与えてもいいと思うんです。泊まったら、その町村の観光協会とか旅館組合で支援してもらおう。また、値段を格安にしてもらおうことで交流がふえる。町村が支援すれば県も上乘せ支援をしますとか、できるだけ県の負担を軽くするような方法です。そういうことも考えられんかと思うんですけれども、そういう知恵は出てこんですか。

向畑観光推進課長 私どもも教育委員会といういろと協議を重ねております。まずは3年生ぐらいになると地域を知ることがございまして、その次のステップが今のところ県外での修学旅行になると伺っておりますので、今の委員の御意見を再度協議を重ねさせていただければと思っております。

山下主査 ほかにありませんか。

なければ、私から1点だけ。東アジア戦略構

想ですけど、御案内のとおり、本県も富裕層を狙って、何とか宮崎のいいものを売り込んでいこうということで取り組みがなされているんですが、今、水を差されたような格好で、非常に今後の方向を迷っているというか、いつのタイミングかということがあると思うんです。実は、宮崎牛というのをこれだけつくり上げてきたんですが、肥育農家はA4、60%以上という経営努力をしてきました。国内での消費を一生懸命今までやってきたんですけども、団塊の世代が60を超えてきて、いい肉を食べる消費層が少なくなってきたんです。それで肥育農家の皆さん方もこの前、我々が香港、上海に行ったときにも、香港に宮崎牛を売りに何社かおいでになっていましたが、国内で売れなくなったいい肉を、富裕層の多い東アジアを狙っていこうという考えをお持ちの方がいっぱいおられるんです。隣の鹿児島県でもそうなんです。黒豚を中心に東アジア戦略を目指しておられて、宮崎県の5倍ぐらいの売り上げで、牛肉も香港あたりに行っているんです。

それで、非常にアジアが不透明な中で、引いてばかりではだめだろうと思うんです。本県として隣の鹿児島にも負けないぐらいのいろんな情報網を持ちながら攻めることを考えておかないと、こういう不安定な状況だから、香港も上海も、ほかの県は手ぐすね引いてチャンスがうかがっていると思うんです。県内のいいものを売り込む姿勢を強力に進めていかないと、いいものは消費が伸びなくなっている現状ですから、ぜひ伸ばして行ってほしいと思うんですが、今の不安定な状況下での本県の考え方があればお聞かせいただくとありがたいと思います。

米原商工観光労働部長 確かに今、不安定と

いいですか余りよくない隣国との関係がありますけれども、おっしゃるように、特に東アジアは大変大きな消費市場でありますから、宮崎県の優秀な産物、製品の売り込みがいのある市場だと捉えております。したがって、今後ともアンテナを高くして情報収集を一生懸命いたしまして、また現地機能をどうするかということも含めまして、現在いろいろ検討しているところでございます。

ただ、プロモーション的なことについては、関係部局等とも十分に連携しまして、当面の動きについてどうするかということは、一方で慎重に検討していきたいと思っております。ただ、将来にわたって一生懸命取り組まなければいけない事業であり、また大きな市場だということ意識は全く変わっておりませんので、長期的には一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

山下主査 ミヤチクも香港に事務所を立ち上げて狙っていているわけですから、農政水産部のほうは非常に前向きにやらなきゃいけないという姿勢だろうと思うんです。その中で商工がブレーキをかけることがないように、攻めることは攻めていただくようにぜひ希望しておきたいと思っております。要望で済ませたいと思いません。以上です。

向畑観光推進課長 先ほど緒嶋委員からの御質問の中にありました昨年の古事記編さん事業ですが、私、早稲田大学との連携講座と申しましたが、明治大学との連携講座でございます。済みません。

山下主査 なければ、商工観光労働部の総括質疑を終了したいと思います。よろしいですか。

では、これで終了いたします。

どうも執行部の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時48分再開

山下主査 ただいまから分科会を再開いたします。

それでは、県土整備部の平成23年度決算について審査を開始いたします。

執行部の説明を求めます。

なお、全体の説明時間が長時間に及ぶことから、前半、後半の2つに分けて説明をお願いいたします。

委員の質疑は、前半、後半それぞれの説明が全て終了した後をお願いいたします。

濱田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

当分科会で御審議いただきます平成23年度決算の認定について、その概要を御説明いたします。失礼して、座って御説明させていただきます。

提出しております決算特別委員会資料の1ページ、2枚目の裏面をごらんください。まず、主要施策の成果につきまして、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。表は左から、分野、将来像、施策の柱となっております。まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。その右の将来像の一番上の「自然と共生した環境にやさしい社会」としまして、低炭素・循環型社会への転換を目的に建設工事のリサイクルを推進しますとともに、公共下水道の整備や河川等における県民との協働による環境保全活動の推進など、本県の良好な自然環境と生活環境の保全に取り組

んだところでございます。

2段目の「安心して生活できる社会」では、沿道集計美化推進対策など良好な景観と調和した地域づくりを進めながら、公営住宅や国県道の整備を推進するなど、快適で人にやさしい生活・空間づくりや地域交通の確保に努めたところでございます。また、多様な主体との連携・協働により魅力ある地域づくりを目的に実施しております道路愛護活動につきましては、多くの団体や地域住民の方々に参加していただきまして、県内各地で展開したところでございます。

さらに、3段目の「安全な暮らしが確保される社会」としまして、風水害等の自然災害による災害を未然に防止・軽減するため、水防災対策や広域河川の改修、砂防設備の整備及び急傾斜地崩壊対策など、安全で安心な県土づくりに取り組んだところでございます。また、歩道の整備や区画線、ガードレールの設置など交通安全対策の推進にも努めたところでございます。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。その右の将来像「経済・交流を支える基盤が整った社会」では、県政の最重要課題であります東九州自動車道を初めとする高速道路網の整備促進やインター線の整備、細島港のコンテナターミナルを初めとする港湾の整備など、広域交通ネットワークの整備・充実に取り組んだところでございます。

次に、平成23年度決算の状況について御説明いたします。「別紙資料」と書きまして1枚紙をお配りしております。平成23年度県土整備部決算概要でございます。まず、一般会計でございますが、前年度からの繰越予算を含みます予算額は927億2,821万1,380円、これに対する執行状況は、支出済額が711億2,211万6,428円、翌年

度への繰越額が210億5,974万3,200円、不用額が5億4,635万1,752円となっております。執行率は76.7%、翌年度への繰越額を含めると99.4%となります。なお、繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉及び関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことにより工期が不足したことなどによるものでございます。

次に、特別会計についてでございます。まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計でございますが、予算額は5億3,197万7,890円、これに対する執行状況は、支出済額が5億3,177万3,797円、不用額が20万4,093円となっておりまして、執行率は99.9%となります。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてでございますが、予算額は22億5,544万1,000円、これに対する執行状況は、支出済額が20億4,745万1,228円、繰越額が1億9,080万円、不用額が1,718万9,772円で、執行率としましては90.8%、翌年度への繰越額を含めると99.2%となります。繰り越しの理由としましては、関係機関との調整に日時を要したことによるものでございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。このペーパーの裏面をごらんください。指摘状況を一覧にしております。一番下の合計欄でございますが、当部に対しましては、指摘事項が8件、注意事項が29件、合計37件の指摘を受けております。このうち指摘事項8件につきましては、改善状況とあわせまして、後ほど関係課長から御説明いたします。

以上、平成23年度決算状況等について御説明いたしました。詳細につきましてはそれぞれ担当課から御説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

江藤管理課長 管理課でございます。県土整備部に係る共通事項と管理課の所管事項について御説明いたします。

それでは、決算特別委員会資料の2ページをお開きください。平成23年度歳出決算事項別明細総括表であります。この表は、ただいま部長が説明いたしました予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものであります。

次に、3～4ページをお開きください。この表は、ただいまの2ページの表を款、項、目の予算科目別に集計したものでありまして、説明は省略させていただきます。

それでは、管理課の決算について御説明いたします。

委員会資料の9ページと10ページであります。まず、10ページの一番下の段、管理課計をごらんください。平成23年度の決算額は、予算額21億9,565万1,000円、支出済額19億9,152万9,941円、不用額2億412万1,059円で、執行率90.7%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

9ページの3段目、(目)土木総務費であります。不用額は2億105万9,704円、執行率は89.8%でありまして、主に職員の給料、職員手当等の人件費であります。これは、県費で支出を予定していた人件費を補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。

次に、10ページの(目)建設業指導監督費であります。不用額は306万1,355円でありまして、主に補助金であります。県では、建設業者に対しまして新分野進出の補助金を交付しておりますが、そのうち2業者が自社の都合により辞退したことなどによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「管理課」のインデックスがついております257ページをお開きください。3の(1)安全で安心な県土づくりであります。表をごらんください。建設業指導であります。主な実績内容でありますけれども、建設業許可や経営事項審査を実施したほか、県内各地で建設業者研修会を開催し、建設業法の許可制度を初め各種制度について説明を行ったところであります。また、経営相談窓口の設置、新分野進出セミナーの開催や、新分野進出に取り組む企業に対する助成を行いますとともに、建設事業協同組合等への融資原資の貸し付けを実施するなど、経営基盤の強化に取り組む建設業者への支援を行ったところであります。

施策の成果等ではありますが、安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしている建設業者に対しまして、建設業法等に関する研修会の開催を初め、経営相談やセミナー、助成金などの支援を行うことによりまして、法令遵守の周知・啓発や経営基盤強化の環境整備が図られたと考えております。今後とも、地域の建設業者に対して支援していく必要があると考えております。

次に、監査結果報告についてであります。委員会資料にお戻りください。5～8ページに監査の指摘事項を取りまとめております。管理課の指摘事項はありませんでしたが、土木事務所において、当課に関連する事項で2件の指摘を受けております。

5ページをごらんください。指摘項目(1)収入事務の1段目であります。宮崎土木事務所の、「電柱敷に係る財産貸付料について、調定

事務が遅れているものや、納入期限を誤っているものが見受けられた」との指摘であります。今後は、調定事務のおくれを防ぐため、財務規則等の諸規定に従いまして適正な処理を行いますとともに、複数の職員で確認を徹底することなどにより再発防止に努めてまいります。

次に、6ページ中ほどの(2)支出事務の1段目であります。同じく宮崎土木事務所の、「支出命令について、支出命令者や出納員の押印がないものが散見された」との指摘であります。今後は、支出命令だけにかかわらず、その他の決裁書類においても押印漏れがないか複数回確認するなどのチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

管理課につきましては以上でございます。

河野用地対策課長 用地対策課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の11～13ページであります。当課の予算は一般会計と特別会計がございますので、まず、一般会計から御説明いたします。11ページの一番下の段、一般会計計の欄をごらんください。平成23年度の決算額は、予算額3億1,674万5,000円、支出済額3億1,409万8,452円、不用額264万6,548円となっております、執行率は99.2%となります。

目の執行率が90%未満のものはありませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目)土木総務費の不用額が264万6,548円となっておりますが、これは主に役務費、そのほとんどが鑑定料の不用額でございます。その主な理由としましては、収用委員会におきまして2月補正後も6件の案件が継続しております

て、早期の裁決が求められておりましたので、審議の状況に応じて土地や物件の鑑定がすぐに行えるよう備えておりましたが、結果として鑑定の必要が生じたのが2つの案件だけで済んだことによるものであります。

次に、12ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計についてであります。決算額につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので省略させていただきます。

なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはありません。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、一番下の段の用地対策課計の欄をごらんください。予算額8億4,872万2,890円、支出済額8億4,587万2,249円、不用額285万641円となっております、執行率は99.7%となります。

次に、特別会計の歳入についてありますが、13ページの一番下の段、歳入合計の欄をごらんください。予算現額5億3,197万7,890円、収入済額5億3,198万1,323円となっております、収入未済額はありません。

次に、主要施策の成果についてであります。報告書の「用地対策課」のインデックス、258ページをお開きください。公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行い、事業課へ引き渡すものであります。平成23年度は、中央西通り線外3事業につきまして、先行取得した用地を事業課に引き渡したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

用地対策課は以上であります。

前田技術企画課長 技術企画課であります。
当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の14ページでございますが、ページ一番下の段、技術企画課計の欄をごらんください。当課の平成23年度の決算状況につきましては、予算額3億3,425万8,000円に対しまして、支出済額が3億3,308万4,389円、明許繰越額が52万9,200円、不用額が64万4,411円で、執行率は99.6%となります。

なお、明許繰越の理由といたしましては、品質試験を実施する対象工事において用地取得に時間を要したことによるものであります。

また、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「技術企画課」のインデックス、ページで言いますと259ページをお開きください。(1)の施策、低炭素・循環型社会への転換でございます。この施策は、暮らしや産業などのあらゆる場面で4Rの取り組みが実践されるとともに、廃棄物の適正処理等が進んだ社会を目指すものであります。技術企画課では建設副産物のリサイクル推進に取り組んでおります。

「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんください。建設工事リサイクル推進におきましては、建設発生土情報交換システムを活用し建設発生土の有効利用を行うなど、官民一体となった建設副産物のリサイクル推進を図ったところであります。また、宮崎県新技術活用促進システムを活用し、リサイクルに関する新技術の登録と利用の促進を図ったところであります。

施策の成果等につきましては、コンクリート

塊やアスファルト塊などの建設副産物について、分別解体、再資源化が着実に進められたところであります。今後とも、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、監査報告についてであります。技術企画課は1件の指摘を受けております。

委員会資料の7ページをお開きください。

(3)契約事務の1段目であります。「建設資材価格実態調査業務委託等について、契約締結の期限内に契約していないものが見受けられた」という指摘であります。契約締結がおくれた理由につきましては、落札者への契約書送付は適切に行ったところでありますが、その契約書が期限後に届いたことによるものであります。このため、契約事務の進行管理の徹底と落札者への周知を図ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課につきましては以上でございます。

谷口道路建設課長 道路建設課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の15ページからになります。17ページの最下段の道路建設課計の欄をごらんください。当課の平成23年度の決算額は、予算額が305億6,508万8,000円、支出済額が224億3,452万5,609円、翌年度への繰越額が81億2,687万9,000円、不用額が368万3,391円で、執行率が73.4%、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

16ページ一番上の(目)道路新設改良費で

ありますが、不用額が323万7,381円となっております。これは主に、防衛施設周辺整備事業におきまして事業費が確定したことに伴うものでございます。また、執行率が69.2%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると99.9%となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書のインデックス「道路建設課」、260ページをごらんください。(1)の交通ネットワークの整備・充実についてであります。主な事業内容及び実績について御説明いたします。まず、公共道路新設改良であります。この事業は、国の補助を受けて県内国県道の拡幅整備等を実施するものでございまして、国道219号の広瀬バイパスや飯野松山都城線の梅北工区などで道路改築事業を実施しております。

次に、一番下の地方道路交付金であります。この事業は、国から社会資本整備総合交付金や地域自主戦略交付金の交付を受けて道路の拡幅整備を実施するものでございまして、一般国道では、国道218号外11路線で事業を実施し、部分供用も含めまして4,636メートルを、また地方道では、宮崎西環状線外43路線で事業を実施し、1万3,918メートルを完成供用したところでございます。

261ページをごらんください。表の中ほどにあります施策の進捗状況であります。地域高規格道路につきまして実績を記載しております。現在、宮崎東環状道路、宮崎環状道路及び都城志布志道路の3路線におきまして整備に取り組んでおりますが、平成22年度末の整備率49%に対し、平成26年度末の目標整備率を59%としておりまして、平成23年度末の実績といたしましては51.1%となっております。

次に、その下の施策の成果等でございますが、からに掲げておりますように、地域連携や都市部の渋滞緩和に資する道路整備、高速インター線等の整備を重点的に進めており、主な完成工区としましては、都城志布志道路の今町工区、国道325号の河内バイパスがでございます。今後とも、真に必要な道路整備につきまして計画的、効率的な事業の推進に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

永田道路保全課長 道路保全課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の18～21ページであります。21ページの一番下の段、道路保全課計をごらんください。当課の平成23年度決算額は、予算額179億8,674万500円、支出済額142億5,432万405円、翌年度への繰越額は、明許繰越36億9,546万4,000円、事故繰越522万円、不用額3,173万6,095円、執行率79.2%、翌年度繰越額を含めると99.8%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、執行残については、19ページの(目)道路維持費の不用額3,152万5,536円です。これは、主に新燃岳の活動火山対策に係る事業費で、新燃岳の再噴火に備えた応急対策費も確保しておりましたが、結果的に23年度に新たな噴火はなく、執行残となったものであります。

次に、執行率についてであります。同じく(目)道路維持費の執行率が78.5%となっております。また、次の20ページの(目)橋梁維持

費の執行率が64.6%となっております。これらは、いずれも翌年度への繰り越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の「道路保全課」のインデックス、263ページをお開きください。まず、(2)の施策、地域交通の確保の地方道路交付金であります。主なものは、交通安全事業として宮崎須木線外23路線33工区で歩道等の整備を、また、災害防除事業として岩戸延岡線外4路線5工区で県道の落石対策などを行っております。

施策の成果等といたしましては、交通環境の安全性や利便性が向上しており、今後も歩道の整備や落石対策等の道路整備を計画的に行う必要があると考えております。

次に、264ページをお開きください。(3)の施策、連携・協働による魅力ある地域づくりの道路環境保全活動協働推進であります。地域住民が行う道路の美化活動や草刈り活動に取り組んでいる延べ91団体と協定を締結し、活動用具等の支給などの支援を行ったところであります。

施策の成果等といたしましては、多くの県民が道路環境の保全活動に参加し、道路愛護運動の普及啓発が図られたところですが、地域により活動意欲に差が見られるため、今後も取り組みの拡大に向け引き続き支援を行うとともに、さらに普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、265ページをお開きください。(1)の施策、安全で安心な県土づくりの公共道路維持であります。災害防除事業として、国道218号外8路線13工区で主に国道の落石防止対策やトンネル補修を、また橋梁維持事業とし

て、国道218号外10路線15工区で国道の橋梁の補修や耐震対策を実施しております。

施策の成果等でありましたが、重点的に整備を進めることとしている緊急輸送道路における落石対策について、15カ所の対策を図ったものの、いまだ未対策箇所が多く残っており、引き続き計画的に整備を進める必要があると考えております。なお、緊急輸送道路の橋梁の耐震化については、平成24年度中に完了する見込みであります。

続きまして、266ページをお開きください。(2)の施策、交通安全対策の推進であります。表中ほどの県単道路維持であります。県が管理する国道16路線、県道199路線において、路面、のり面、安全施設等の日常的な維持補修を実施しております。

267ページをごらんください。施策の成果等といたしまして、交通環境の安全性・快適性が向上しており、今後も引き続き、道路利用者の安全確保の観点から交通安全施設等交通環境の整備や適正な維持管理に努める必要があると考えております。

次に、監査結果報告についてであります。道路保全課の指摘事項はありませんでしたが、土木事務所で指摘を受けております。

委員会資料の7ページをお開きください。(3)契約事務の2段目であります。宮崎土木事務所におきまして、「道路維持管理業務委託について、業務完了後に変更契約を締結していた」との指摘であります。今後は、委託業務の進捗状況を十分確認し、契約、支払い時における関係書類のチェック体制を強化するなど、再発防止に努めるよう指導したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきま

しては、特に報告すべき事項はありません。

道路保全課につきましては以上でございます。

中野高速道対策局長 高速道対策局でございます。おくれて参りまして申しわけございませんでした。

まず、当局の決算について御説明させていただきます。委員会資料の48～49ページに記載してございますが、まず、49ページの一番下の段でございます。高速道対策局計をごらんください。当局の平成23年度の決算額は、予算額20億8,054万6,000円、支出済額20億7,958万7,338円、不用額95万8,662円、執行率は99.9%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上あるいは執行率が90%未満のものについては該当がございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「高速道対策局」のインデックス、ページで申しますと292ページをお開きください。(1)交通ネットワークの整備・充実についてでございます。「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんください。まず、高速道路網整備促進につきましては、高速道路網の早期整備に向けまして、促進大会等の開催や国及び関係機関等への要望活動を実施したものでございます。

次に、東九州自動車道用地対策でございます。これにつきましては西日本高速道路株式会社による事業区間につきまして、同社から事務を受託して用地事務及び用地測量調査等を行ったものであります。

次に、直轄高速自動車国道事業負担金についてですが、これは、国が実施する高速自動車国

道の整備に係る県の負担金でございます。

続いて、施策の成果等について、293ページをごらんください。まず、高速道路の早期整備に向けた活動につきましては、中ほどの表「各種大会や要望活動数の実績」のとおりでございます。平成23年度につきましては当初の予定どおり活動することができております。また、用地取得につきましては、その下の表「用地取得進捗率の推移」にございますとおり、今年度開通を予定しております都農 高鍋間を含む都農

西都間については進捗率100%となっております。また、日向 都農間につきましては、平成23年度末の進捗率は94%となっております。同区間につきましては用地の取得難航箇所が5件ございまして、これに対しまして土地収用手続を進めております。現在までに5件すべての裁決を経まして、取得事務の進捗を図っているところでございます。引き続き、平成25年度の供用を目指して支障を来すことがないよう取り組んでまいります。

なお、今後のことにつきましては、国の事業中の区間については一日も早い完成を、また残っております未事業化区間につきましてもできるだけ早く事業化を目指して、引き続き国や関係機関に対して予算の確保、また重点配分を強く訴えていく必要があると考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

山下主査 前半の執行部からの説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

右松委員 参考に教えてもらいたいんですが、管理課、257ページの建設業指導についてお伺いしたいんですが、昨今、大変厳しい業界の

中で、私たち会派も建設業界の方々と意見交換をする機会がふえていまして、いろんな話を伺うことができいております。この中で経営相談が延べ75件ということです。業界から要望なり要求等もあろうかと思うんですが、この75件の内容を教えてもらいたいと思います。

江藤管理課長 経営相談ということで延べ75件上げておりますけれども、経営相談と申しますのは、県が県の産業支援財団に業務を委託して平成16年度から行っている事業でありまして、主に経営アドバイザー、中小企業診断士の方々による経営相談の窓口になっております。今、県内で9カ所に設置して実施しておりますが、23年度75件の相談の内容を申し上げますと、7割強の相談については主に新分野進出に関係するものになっております。経営相談と申しますのは、あくまで建設業者の方々の相談に応じる窓口として、業界団体につきましてはそれぞれの団体ごとに意見をお聞きする場を別に設けているところであります。

それと、経営相談とは別に、例えば工事の下請に入った業者さんからの工事代金の未払い関係のトラブルなどの相談については、管理課のほうで、ホットラインという電話、あるいは直接相對しての対応をしておりますし、各土木事務所においても下請の相談窓口を設置して実施しているところであります。

右松委員 産業支援財団のほうに委託をされて、県の執行部としても中身等把握は当然していく必要があると考えております。新分野進出支援ということで24件出ていますが、業界の方々との意見交換の中では、もちろん業界としての声もあるでしょうし、個々の所属する建設会社の声も、いろいろ話を伺う中では、新しい分野への進出はかなり厳しいと聞いています。

具体的にこの24件は成果として出ているものがあるのかどうか教えてもらいたいと思います。

江藤管理課長 新分野進出に関係するものに実際に補助金を交付して支援しているわけですが、23年度の24件につきましては、進出先としては、農林業が7件、製造業が6件、小売業が4件、飲食・サービスが5件、福祉関係で2件となっております。これについては今年度の7月に入り担当が補助先を訪問し事後の調査をしております。ただ、23年度実施した案件について、今効果がどうかについては、細かいデータを持ち合わせておりませんので判断しかねるところでありますけれども、これまで補助金を交付した先に対して、ことしまた新たにアンケート調査を実施したところであります。そのアンケートの結果によりますと、あくまでこの事業は建設業に軸足を置きながら、その中で経営基盤強化の一方策として新分野ということでもありますけれども、「新分野について経営に貢献しているか」というアンケートの問いに対しては、約半分の方が「雇用の面で非常に効果がある」という回答を得ているところであります。

右松委員 今、会派のほうで入札制度の勉強会、PTをつくってこれから本格的にいろんな切り口から勉強していく中で、一定の結果を出していく方向になっております。これは管理課が所管ではないと思うんですが、業界の方々、個別に話を聞いても、入札制度に関する要望、御意見、あるいは労務管理、先ほどの新分野進出等が中心になってきていると思っています。この場面で質疑をするのが合うかわかりませんが、今、非常に厳しい状況の中で、入札制度を一つの切り口として、経済的な波及効果

があるのかどうかという面もあるでしょうし、他県との比較で、今の宮崎の制度が本当にいいのかどうか、抜本的なことも含めていろいろ勉強しております。今まで何度も話が出ているかと思うんですけど、入札制度に関して、一般競争入札も含めて今の制度の見直しについてどこまで考えておられるのか、現段階の状況を教えてもらおうとありがたいと思っています。

江藤管理課長 一般競争入札につきまして、19年度の改革以降これまで、実際にやりながらその中で出てくるいろんな問題点、あるいは業界団体からの御意見を踏まえながら、より実情に沿うような形での見直しに取り組んできたところであります。総合評価につきまして、できるだけ地元の工事は地元の業者さんというところを踏まえて、地域企業育成型という独自の評価シートをつくることによって、できるだけ地元の業者が受注しやすい環境づくりに努めたところであります。同じような趣旨で、今年度、土木一式等については、これまでの地域要件を従来よりも狭くする形で、より地元の業者が受注できる環境づくりに配慮したところであります。

それと、確かに建設業を取り巻く状況は非常に厳しいものがありまして、公共投資を含む建設投資全体が県内全体冷え込んでいる中で、それぞれの企業の経営を維持させる意味でも、例えば最低制限価格、これは時限的に経済・雇用対策という目的のために引き上げているものですが、建設工事についてはおおむね90%程度というような対策もっております。我々としてはできる範囲のことはやりながら、やったことについてはそれぞれ検証しながら、また必要な見直しは進めてまいりたいと考えております。

右松委員 総括的な部分で質疑をしないといけないところだったかもしれません。

次の話題に移りたいと思います。267ページの道路保全についてお伺いしたいと思っています。昨今、交通事故に子供たちが巻き込まれて死亡事故等が起きておりますが、当然、本県においても整備が必要なところが多々あるかと思っています。267ページに整備状況の推移が平成15年度からの累計数で出ています。これを見ますと、19年から20年15カ所、その次は19カ所、15カ所、14カ所、大体同じようなペースで整備箇所数が推移しておるんですが、ちなみに今、どれぐらい県内から整備の要望が上がってきているのか、参考に教えてください。

永田道路保全課長 これは、道路保全課で所管しています交通安全事業につきまして、補助事業と県単事業でやりました分の合計を書いています。22年度から23年度を見ますと100から114で、補助で7件、県単で7件ほどの完了が図られたということです。実際に今、交通安全事業を補助で取り組んでおりますのは30カ所弱ですが、地元からの要望はその倍以上ございまして、県単でのちょっとした段差改善まで含めると、数的に何件とはお答えできないんですけど、要望は応え切れないぐらいございます。

右松委員 私も地区の人から、歩道の幅に関して陳情が入ったんですけども、今の現状から考えて、毎年同じぐらいで推移をしていくというのは、予算的なものもあるでしょうが、どうなのかなと思っています。交通安全に関しては件数等にとらわれずに集中的に整備をしていく、その辺のことを普通であれば考えるんですが、今後、整備を集中的に進めていくという考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

永田道路保全課長 公共事業予算が総体的に

減っていく中で、私どもの所管しています落石対策防災事業、橋梁の長寿命化、耐震化等しなければならぬものがめじる押しの状況であります。そういった中で確かに交通安全関係も力を入れていかないといけないと考えておりました、今後の動きとしましては、国のほうが、この4月以降の事故等を受けまして、通学路の点検とか教育委員会などと一緒にやっているところですが、交通安全に配慮した予算づけをするんじゃないかという話もございますので、そういったものがあれば県としても積極的に対応して交通安全の確保を図っていきたいと考えております。以上であります。

右松委員 若干温度差があるのかなという感じはするんですが、24年度の整備箇所も調べていく中で、事故が起きる前に 必要性の高いものはプロが見ればわかるわけですから、その辺は集中的に対策をとってもらいたいと思っております。以上で終わります。

緒嶋委員 これは技術企画課も持っておるし、建設、保全、高速道路も関係するかと思う。これはリサイクルの絡みもあるわけですが、県産の骨材を使う比率が極端に下がってきておるわけです。昔から大分の石灰石を中心に使っておった。宮崎県の骨材の質が悪いということもあるのか、使いにくいというのものもあるのか、いろいろ課題はあろうとは思いますが、地産地消的な発想でこれを進めていけると、骨材業者そのものが疲弊してしまって廃業する、そこでまた雇用もなくなる、宮崎県全体の経済活動も縮小するというようないろいろな影響も出てくるわけです。だから、できるだけリサイクル、4Rを含めて、いろいろなものが県産材で補われるというか充足される率を高めたいかなければ、宮崎県のためにはならないと

いう気がするわけです。技術検査の段階で強度が足りないとかいろいろなことを言われることもあるのかしらん。コンクリは石灰石を使ったほうが強度が出るという話も聞いたりもするんですけど、基本的にこのあたりはどう考えておられるか。これは全体の中ではどこが担当ですか。

前田技術企画課長 県内産の採石の使用率を上げると、地産地消の観点からもというお話だと思います。ただいまお話にありましたように、現在の採石で申しますと約3割が県外からのものになっております。これにつきましては以前、河川から砂利をとっていた時代にはほぼ県内産だったと思いますけれども、環境面から河川からとらないことにいたしまして、その後、陸からの採石だけになったものですから、足りないものを主に大分の石灰石を持ってきているような状況になっております。一つは、民衆の取引の中で、生コンクリート等で使う採石につきましては、どうしても品質を確保しないといけないということがございます。実際、各団体の方にお聞きしますと、材質として石灰石がなじみがいいといいますが、トータルコストも有利だということ、それから今は船で持ってきていられますので、安定的に供給もできるということが背景にありまして、県内産の率が上がらないような状況だと思っております。県としては採石の組合の方からもお話をお伺いしまして、供給とか品質、価格の面もいろいろ努力をされているとお聞きしておりますので、そういう取り組みも踏まえた上で、地産地消の観点からできるだけ採用していただくように、生コン組合等には使用をお願いしているところであります。今後とも条件を整えながら、できるだけ県内産を使っただけようなお話を進めてい

きたいと思っております。

緒嶋委員 言われることはわかるんですが、「できるだけ」というのは、何かの手法を用いなきゃ今の率は上がらんと思う。総合評価の中で、県外を使ったら減点にするというような目に見えた対策を立てないと、口先で「何とか使ってください」と言うだけでは、今まで使っていたものが使いやすいし、それも質がいいということであればですね。ただ、県産材でも規格に合わないということではないと思うわけです。価格が極端に違えば別ですけども、できるだけ県産材を使う。宮崎県全体が地産地消で県の振興を図っていかなければ 鹿児島は、鹿児島県産のものじゃないとだめ、宮崎県のは一つも入れないというような形で来ておるわけです。だから宮崎県も、採石で働く人もおるわけですから、宮崎県全体の経済をいかに活性化するか。全体の流れを大きくする中で経済活動を大きくしていかないと、企業誘致だ何だといっても、宮崎県にはコールセンターぐらいしか来んわけです。特に公共事業は、少なくなつたと言っても数百億の事業量を抱えておるわけですので。できるだけ県産材を使うということ、県土整備部、農政、環境森林部も、全体がそういう立場で進まなきゃ、業者の民民の取引だというようなことだけではうまく解消されんんじゃないかという気がしますので、これは業界の皆さんとも相談して、どういう形にするのが宮崎県全体のためになるのかという視点で今後考えていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

中野委員 ただいま材料費のことで、石灰石は価格が安いということで、いろいろ皆さん方のほうでも配慮されているような発言をされましたが、いつもそういう思いでいるんな入札に

至る設計というのはされているんですか。

前田技術企画課長 表現が適当ではなかったかもしれませんが、石灰石のほうを配慮ということではございません。設計につきましては、実勢単価、取引の価格を調査して定めることにしておりますので、実際の市場で取引されている価格で積算しているところでございます。

中野委員 ということは、石灰石を使うというのは業者レベルでの話ということで、それを進めなくてもいい、禁止してもいいということになるんですか。

前田技術企画課長 予定価格を積算する上では取引価格をもとに組み立てるということでございまして、地産地消の観点からは、できるだけ県産材を使うのが適当だと考えております。

中野委員 どっちみち工事をすれば材料が要るわけですが、材料の価格を配慮して入札金額は積算していくんですがね。

前田技術企画課長 はい、そのとおりでございます。

中野委員 それで、アスファルトの材料については、前から、実際の価格と設計単価、積算する価格に雲泥の差があるということで我々に要望があるんです。西諸であれば小林と人吉から購入します。それが両方とも、皆さんが積み上げた価格よりもかなり高いと聞いているんですが、そういうことを聞かれたことはないですか。

前田技術企画課長 積算に用いる単価につきましては調査して定めます。それから、変動がございまして設計の単価と合わない、あるいはある一定基準の幅以上に変動がある場合には、実勢単価に変更するようしております。

中野委員 今まで私が聞いておって、中身に

入ることだから皆さん方に言ったことはないけど、話が出たついでに、価格のことも配慮されて設計しているという話でしたから言わせてもらいました。このことについては調査を云々と言われたけれども、実際調査はされているんですか。または業者というか業界からの不満の声は聞いておられませんか。

前田技術企画課長 まず、差額があるんじゃないかというお話は、最近はお聞きしておりません。また、調査につきましては、委託をして実際の市場の価格を調査しているところでございます。

中野委員 アスファルトの材料を製造する会社は、建設業界の大小で、小さいところには高く、大量に取り扱うところには安く、そういう価格なのかどうか知りませんが、えびのあたりは小さい会社ばかりです。特Aがないところですから。ぜひ実態を調査してほしいと思うんです。私は一方だけを聞いて実態を知りませんが、そういう話をよく耳にするんです。かなりの差があるという話です。そのことはいろんな形でお願いもしているんだということも聞くんですけども、耳にされていないようでありますから、調査してください。お願いします。

前田技術企画課長 今ありました件につきましては、出先機関、それから実態の調査を行いまして情報収集してみたいと思います。

中野委員 恐らく出先の土木事務所等は把握されていると思うんです。あそこからの声というのは本課には届かないんですか。

前田技術企画課長 事務所からは届くシステムになっていますし、実際にいろんなことが上がってくるようになっております。

田口委員 高速道対策局長に、先ほど用地難

航箇所5件あると伺いましたが、現時点でもまだ5件残っているのか。来年度の開通に向けてのタイムリミットと申しますか、いつまでには片づかないと来年度の開通に……。県民の悲願でもあるわけですので、この状況を教えていただきたいと思います。

中野高速道対策局長 日向 都農間の用地の件かと考えております。先ほど申し上げましたが、5件ありまして、それにつきまして全て収用委員会の裁決を経ております。これまで1件、実際に裁決を経て、権利については起業者であるNEXCO西日本のほうに移っているんですが、明け渡しをされていない件がございます。そこについて引き続き交渉しておったところでございます。最近の情報ですが、そこについても明け渡しをしている状況が確認できたということで、NEXCOから昨日報告がありまして、それに伴って、これまで行政代執行の申請が来ておりましたのを取り下げると伺っております。そういう状況になれば、今後速やかに工事に入っていける状況でございます。今、25年度供用を目指しておりますが、それに向けて引き続き、しっかりと補足事務をやりつつ工事を進めていくという状況になるかと思っております。

田口委員 もう一度確認ですけど、5つのうち今時点で残るのは何カ所ですか。

中野高速道対策局長 5件とも収用委員会の裁決を経て、権利については起業者のNEXCOのほうに移っております。ただ、明け渡しされないと実際に現地に入れられないという状況でありまして、その明け渡しをしていただくように交渉を続けておったものについて、近々の情報ですと、それは明け渡しされた、物件の移転がされたことが確認されたと聞いております。

田口委員 そういうことであれば、25年度の開通に向けて用地に関してはだんだん片づいてきていると思っていいわけですね。

中野高速道対策局長 御指摘のとおり、用地取得等に関しましては、残っていた物件がうまくいけばクリアされるということです。明け渡されたところに埋蔵文化財調査に入って、それから工事に入っていくこととなります。工事については天候などいろんな要素がございますので、引き続き、25年度供用に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

田口委員 実は今、私も高速道路を使って来るんですけども、非常にいらいらするのが、のんびり走っている人が非常に多くて、追い抜くことができないんです。ようやく4車線化になると、うれしくなるといついアクセルを踏み過ぎるところもあるんですけども。残っている日向と高鍋の間には4車線化の部分があるんですか。

中野高速道対策局長 今、NEXCO西日本のほうで事業しております日向 都農間について、1カ所、5車線、4車線区間が設けられる予定になっております。

図師委員 委員会資料の7ページ、説明はあったんですけども、監査の指摘事項の2つ目、道路維持管理業務委託について、業務完了後に変更契約締結が行われたということですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

永田道路保全課長 この件は宮崎土木事務所の草刈り業務であります。草刈りを年2回しますということではやっておりましたところ、1回目の草刈りの後、2回目の草刈りのときは若干草刈りの面積がふえております。本来、そういったものは所長まで決裁をとった後に指示書を切ってもらいます。そういうものが終わった

ら変更契約ということになるわけですが、一連の流れの中で、業者から出てくる完了届の日付が業務が終わった日付で入っておりました。業務が終わった日付だけじゃなくて、書類などが全て整って検査を受ける段階の日付を入れてもらわないといけないと。本来、担当のほうで「これはちょっとおかしいよ」と指摘をしないといけないところが、チェックが漏れておまして、結果として変更契約が業務完了届より後になったという形になってございました。こういったものがないように、日付等をちゃんとチェックするように土木事務所にも指導したところです。今後こういうことがないように指導してもらいたいと考えております。以上です。

図師委員 業務の変更届を先に書類化しなきゃいけないところが、後になってしまったということですね。

2回目の草刈り業務の面積がふえたということですけども、書類の単なる日にちがずれただけで済んでいるのか、業務量が変わっているわけですから、予算とか、業者に支払いが発生している内容までが変わってしまっていないのか、そのあたりの内容はいかがですか。

永田道路保全課長 ふえた面積を指示しておりますので、当然増額になっております。本来、それに伴った変更契約をした後に業務完了届が出てくる形になるべきであったところが、同時進行的に行くものですから。ただ、現場では、現場が終わって変更契約ができて検査をしたというスタイルになっているんですけども、たまたま書類のチェックが漏れておったということで、大変反省しているところであります。以上です。

図師委員 業者に不利益が行っていないかによろしいんですが、再発防止も含めてほかの土

木事務所への徹底もあわせて行われるといいと思います。以上です。

山下主査 お昼になりましたが、午後の部で継続でやりたいと思います。午後1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時58分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

右松委員 教えてもらいたいんですが、260～263ページです。予算額に対して執行がされて、執行残が翌年度に繰り越しをされるわけですが、この繰り越しについて、時間がなくて余り調べることはできませんでしたが、本県の繰越額が他県と比較してどういうものなのか午前中に教えてもらおうと思ったんです。263ページでいくと、地方道路交付金に関しては、予算が30億1,300万、決算が16億1,015万、繰り越しが14億362万ということで、約半分、46%が繰り越しをされている計算になります。これが他県と比べてどうなのか熊本を調べてみたんですが、これは予算書、決算の中で調べましたからこれとは必ずしも合わないんですけど、高いところは地域道路改良費が57%繰り越しされています。46%、41%、道路改築費は29%が繰り越しになっています。年度当初、早期発注に努めていらっしゃると思うんですが、前年から繰り越しをされた分もあって、年間トータルで執行額で調整をされる部分があるのかどうか。それともなるべく早期発注して執行残を減らしていく考えがあるのか、その辺を教えてくださいありがとうございます。

江藤管理課長 予算の執行につきましては、もともと予算は単年度主義でありますから、繰

り越しというのは特例的な形になるわけですが、基本的に、特に県土整備部の場合ですと公共事業。公共事業についても、今、委員がおっしゃったように早期発注、それがひいては年間通しての事業量の平準化にもつながるということもありまして、できるだけ早期発注に努めているところであります。ただ、結果的に、事業進捗のぐあいによりましては、例えば用地交渉とか設計の変更見直し、それぞれの事情が重なることによって、どうしても工期が次年度にまたがるものについては、あらかじめ議会のほうに繰り越しをお願いしております。それが結果的に、22年度から23年度の繰り越しが250億前後、国の経済対策等が実施されずと繰越額にもかなり影響してきますけれども、公共事業に関して200～250億程度が最近の繰り越しの状況であります。

右松委員 私もいろいろと勉強して調べていけないといけないんですが、関係団体のほうから早期発注してもらいたいという要望もあってですね。ただ、今の答弁からするといろいろと努力はされていると認識しましたので、これは継続して私のほうで調べさせていただきます。ありがとうございます。

中野委員 さっきは材料のことで、石灰石の話聞いて、突然、思い出しながら質問しましたが、手元に資料を持ってきましたので……。

まずお聞きしたいのは、今の設計額は幾らですか。

前田技術企画課長 アスファルト合材の小林地区ということによろしいでしょうか。ことしの10月1日付の単価は、密粒度アスファルト混合物が、使う量で単価設定が違うものですから、一番少ない量の設定、200トン未満でトン当たり1万2,700円に設定しております。

中野委員 その金額はいつからそうなったんですか。

前田技術企画課長 ただいま申し上げましたのは10月1日現在です。今年度に入りまして4月1日からは変更なしで1万2,700円ということになっております。

中野委員 私が聞いた話では、5年間ぐらい1万1,300円であったという話です。それで、実際の購入金額を把握されていないということでしたが、1万4,000～1万5,000円で、持ち込んでもらうとプラス500円だと聞いたんですが、設計額よりもとにかく高いということです。さっき言われた1万2,700円からしても高いということですが、実態がそうなんですか。

前田技術企画課長 実際の市場の取引単価を調査した結果ということで設定しているものですから、どういう場合にそういうことになったか把握しておりません。

中野委員 さっき小林で1万2,700円ということで、4月からその金額だということでしたが、ほかの土木事務所管内はこの金額よりも高いんですか、おおむね一緒なんですか。

前田技術企画課長 実際には西諸地区でも、小林市と高原町、えびの市の範囲がこの単価ということで、小林市の須木村については遠隔地ということで割高な設定になっております。それから全体的に申しますと、山間部、西臼杵支庁管内、椎葉村、西米良村などは、輸送費の関係等もありまして割高な設定になっております。ほかはほぼ変わらない。逆に、町なかに行きますと少し安い設定になっております。

中野委員 西諸に限ったことで、業者に言わせれば、材料を手にするアスファルト合材の会社は人吉と小林にあるようですが、「カルテルではないか」、そういう言葉まで出ているんで

す。設計額以上で、幾ら言ってもその価格は下げられないということで、県の仕事をとった以上は工事をせないかんわけだから、非常に困っていると。なかなか下げてもらえないということで、カルテルじゃないかと。そのカルテルを認めているんじゃないかと言いたいぐらいの声で聞こえてくるんです。山間部地域は1万2,700円より高いということでの話でありましたが、1万4,000～1万5,000円が本当であれば、これよりも高いことはないと思うんです。その辺を調査してもらって実態を把握してください。お願いしておきます。その回答は個別で結構ですので、御一考してください。

山下主査 そのほかありませんか。

なければ、引き続きBグループの審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、後半のグループの説明を求めます。

東河川課長 河川課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の22ページからでございますけれども、まず27ページをお開きください。一番下の欄の河川課計をごらんください。当課の平成23年度決算額は、予算額192億282万8,000円、支出済額141億3,801万6,939円、翌年度繰越額48億7,262万円、不用額1億9,219万1,061円となっております。執行率73.6%で、翌年度繰越額を含んだ執行率は99%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

22ページにお戻りください。まず、(目)河川総務費であります。不用額が254万5,223円、執行率は83.5%となっております。不用額の主なものとしましては、河川管理施設維持管理計画策定におきまして事業関連に伴い事業費

が確定したことによるものであります。

次のページをお開きください。(目)河川改良費であります。不用額が3,638万6,711円、執行率は74.1%となっております。不用額の主なものとしましては、都城市の丸谷川及び庄内川で実施しました公共災害関連河川事業における事業費確定に伴う執行残であります。

次に、25ページをお開きください。(目)水防費であります。不用額が665万1,000円、執行率は87.9%となっております。不用額の主なものとしましては、ダム施設管理事業として実施しました堆積土砂除去工事における事業費確定に伴う執行残であります。

次に、26ページの(目)土木災害復旧費であります。不用額1億4,650万6,105円、執行率は63.3%となっております。不用額につきましては、22年災、23年災における事業費確定に伴う執行残であります。

今まで御説明いたしましたいずれの目も、執行率が90%を下回ったのは、主に翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の「河川課」インデックスの268ページをお開きください。(2)良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。主な事業及び実績でございますが、表の2番目、河川パートナーシップでは、自然豊かな河川空間を地域に生かし維持するために、県民と行政が協働して堤防の草刈りを行っているところであります。平成23年度は399の団体に参加していただいたところであります。

次に、269ページをごらんください。施策の成果等につきまして御説明いたします。河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延

べ参加人員につきましては、すぐ下の表の活動の状況にありますとおり、口蹄疫の影響で平成22年度は減少したものの、平成23年度は7,023人にまで回復いたしました。また、河川パートナーシップへの参加自治会等の団体数につきましても年々増加し、県民との協働による河川管理が順調に進展しているところでございます。今後とも、県民とともに良好な河川環境の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(1)安全で安心な県土づくりであります。まず、広域河川改修であります。これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けた耳川外8河川において、河道掘削や築堤などの整備に取り組んだところであります。

270ページをお開きください。表の1番目、水防対策であります。台風などで浸水被害を受けた五ヶ瀬川外6河川におきまして、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを行うことにより、家屋の浸水被害の防止・軽減に取り組んだところであります。

次に、一番下の欄、老朽化対策であります。これは老朽化した海岸施設の機能回復及び強化を図るもので、日南市の風田海岸外2海岸において平成23年度に新規着手したところであります。

271ページをごらんください。1番目の県単河川改良であります。これは、湯の元川外64河川におきまして河川の堆積土砂の除去などに取り組んだところであります。

次に、下から2番目の公共土木災害復旧であります。22年災、23年災をあわせまして、丸谷川外122カ所におきまして事業実施し、災害箇所の早期復旧に努めたところであります。

次に、272ページをお開きください。2番目のダム施設整備であります。祝子ダムなど3ダ

ムにおいて、管理制御設備の更新や補修工事に取り組んだところであります。

次に、一番下の欄、河川管理施設維持管理計画策定であります。これは、平成21～23年度の3カ年で堆積土砂除去の実績などの維持管理の履歴などを蓄積していく河川のカルテを、全ての県管理河川で策定するものであります。今後、これを有効に活用し適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

273ページをごらんください。施策の成果等につきまして御説明いたします。まず、ですが、平成17年の台風14号などにより浸水被害が大きかった箇所を中心に河川改修を実施しているところであります。平成23年度は、水防災対策事業を耳川などで重点的に取り組むとともに、広域河川改修事業においても一ツ瀬川などで事業実施したところであります。

また、にありますように、ハード整備とあわせて、わかりやすい防災情報の伝達・提供などのソフト対策を推進していく必要があることから、雨量局、水位計及び河川監視カメラの設置を進めております。平成23年度は河口部における津波状況を監視するカメラの増設に関する調査を行い、平成24年度からの設置を予定しているところであります。

次に、の地震・津波対策についてであります。平成23年度は、全国防災枠などにより一ツ瀬川や酒谷川などで河川管理施設の地震・津波に対する安全性の照査等を実施いたしております。今後、必要に応じて堤防の液状化対策や水門等の耐震化・自動閉鎖化などを推進することとしております。

次に、であります。宮崎海岸につきましては直轄事業として取り組んでおりますが、平成23年12月に基本方針と具体的な対策工法が決

定され、ことしから突堤の工事に着手されます。

最後に、の災害復旧事業につきましては、平成21～23年災害の決定箇所283カ所のうち、これまでに97.2%に当たる275カ所で工事に着手し、早期復旧に努めているところであります。今後とも、安全で安心な県土づくりを推進していく所存であります。

続きまして、監査結果報告についてであります。河川課の指摘事項はありませんでしたが、土木事務所で1件の指摘を受けております。

委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。(1)収入事務の2段目ですが、都城土木事務所におきまして、「土石採取料について、会計年度を誤っているものが見受けられた」というものであります。今後は、財務規則などの諸規定に基づき適正に処理し、担当リーダー、担当課長などにより精査を再度徹底することとし、あわせて関係する全所属に対して注意喚起を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

河川課は以上でございます。

加藤砂防課長 砂防課でございます。当課の決算について御説明したいと思います。

決算特別委員会資料の28～29ページとなります。まず、29ページ一番下の欄、砂防課の計をごらんください。左から、予算額73億8,281万7,000円、支出済額48億7,226万5,138円、翌年度繰越額24億5,884万9,000円、不用額5,170万2,862円、執行率は66%で、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.3%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについてでございます

が、1ページ戻っていただきまして、28ページ中ほどの(目)砂防費は、右側の説明欄にありますが、各事業におきまして繰越事業が発生しております。それに伴いまして65.7%の執行率となっております。

また、不用額5,170万2,862円につきましては、主に新燃岳が再噴火した際に緊急に実施する除石工事等を行うための土石流対策費用として予算措置をしておりましたが、幸いにも実施するに至らなかったことにより不用額となったものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明を申し上げます。

報告書の「砂防課」のインデックス、274ページをお開きいただきたいと思います。砂防課、くらしづくり3の(1)安全で安心な県土づくりの中より、主な事業について御説明を申し上げたいと思います。表の一番上、通常砂防でございますが、高千穂町の城屋敷川外32溪流において堰堤工や護岸工を整備し、土石流による災害の防止対策を実施しているものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、地すべり対策についてですが、日之影町の大藪地区外4地区におきまして排水ボーリングなどを施工いたしまして、地すべりに対する災害の防止対策を実施しているものでございます。

一番下の災害関連緊急砂防ですが、これは、平成23年6月の梅雨前線豪雨により土石流が発生いたしました椎葉村の不土野川におきまして、堰堤工の詳細設計を実施したものでございます。

次の275ページをごらんください。表の一番上、急傾斜地崩壊対策でございますが、宮崎市の元神南地区外39地区におきまして擁壁工及び

のり面工を実施しているものでございます。

次に、総合流域防災でございますが、砂防事業として串間市の春日谷川外1溪流において溪流保全工を実施するとともに、急傾斜地崩壊対策事業として、宮崎市の富吉上村地区外9地区において擁壁工やのり面工を実施しているもの、また、ソフト事業になりますが、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定をするための基礎調査を県内一円において実施しているものでございます。

次に、県単砂防ですが、宮崎市の加江田川外30溪流において、水路工、護岸工及び新燃岳の噴火に伴う土石流対策としての緊急対策工事を実施したものでございます。

引き続きまして、276ページをごらんください。表の上から2番目、県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございますが、これは、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する県から市への補助金でございますが、宮崎市の大坪2地区外9地区におきまして、擁壁工及びのり面工を実施しております。

次に、施策の成果等についてでございます。本県の土砂災害危険箇所の整備状況でございますが、277ページの表の一番下、右側にありますとおり、平成23年度末で28.2%の整備率となっております。おおむね目標としている成果、進捗率となっていると認識しております。

また、平成22年度に都城市の牛の脛谷川及び渡司川で発生した土砂災害対策については災害関連工事で実施しておきまして、先ほども申し上げましたが、23年度、椎葉村不土野川にて発生した土砂災害対策につきましても災害関連で取り組んで工事進捗を図ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査

報告書につきましては、当課より特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

坂元港湾課長 港湾課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の30～36ページでございます。港湾課には一般会計と特別会計がございます。まず、一般会計から御説明いたします。33ページの一番下の段、一般会計の計の欄をごらんください。平成23年度決算額は、予算額51億1,567万9,000円、支出済額44億5,556万3,289円、翌年度繰越額6億2,393万円、不用額3,618万5,711円、執行率87.1%、翌年度への繰越額を含めると99.3%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

恐れ入りますが、30ページにお戻りください。(目)土木総務費であります。不用額が3,527万812円となっております。これは、主に空港整備直轄事業負担金の執行残でありまして、国の事業費の変更決定がおくれたことによるものでございます。

次に、32ページをお開きください。(目)港湾建設費であります。執行率が74.9%となっております。これは、主に港湾改修事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、34ページをお開きください。港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。決算額等につきましては、先ほど部長のほうから御説明しましたので省略させていただきますが、一般会計と同じく、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じく34ページの(目)港湾管理費であります。不用額が1,518万2,152円となっております。これは、主に荷役機械や引き船に係る維

持・点検費用の執行残であります。

次に、(目)港湾建設費であります。執行率が75.4%となっております。これは、細島港整備事業費の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、35ページをお開きください。下のほうの(目)予備費であります。平成23年度は予備的費用が発生しなかったことから、200万円全額が未執行となっております。

次に、一番下の段、港湾課の計の欄をごらんください。当課の一般会計、特別会計を合わせた平成23年度決算額は、予算額73億7,112万円、支出済額65億301万4,517円、翌年度繰越額8億1,473万円、不用額5,337万5,483円、執行率88.2%、翌年度への繰越額を含めると99.3%となります。

次に、36ページをごらんください。港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。一番下の段の歳入合計ですが、予算現額22億5,544万1,000円に対し、収入済額が20億8,360万2,183円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の「港湾課」のインデックス、278ページをお開きください。2の安心して生活できる社会の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。主な事業及び実績であります。みやざき臨海公園運営費は、宮崎港一ツ葉地区にありますみやざき臨海公園の管理運営を指定管理者に委託しているものでございます。

施策の成果等についてであります。主な実績内容にも記載してありますとおり、公園全体の利用者数は24万1,900人、また、海水浴期間の利用者数は8万1,400人となっております。各種

イベント等の開催により利用促進を図ってきたところではありますが、夏場の台風襲来等の影響により前年度を若干下回る利用状況となっております。

次に、279ページをごらんください。1の経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてであります。主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港、油津港におきまして港内の静穏度を確保するため防波堤の整備などを行ったものであります。

280ページをお開きください。上から3段目のポートセールス推進であります。本県重要港湾3港の利用促進を図るため、県内外での港湾セミナーや企業訪問を実施するとともに、PRパンフレットの作成などを行ったものであります。

次に、下から2段目の細島港整備(コンテナターミナル整備)であります。細島港においては、平成22～24年度でコンテナターミナルの整備に取り組んでおり、平成23年度はガントリークレーンの増設工事などを行ったところであります。

次に、新規事業、細島港整備(多目的国際ターミナルふ頭整備)であります。この事業は、国が行う大型岸壁の整備に合わせまして、平成23～26年度で背後の埠頭用地を県が整備するもので、平成23年度は護岸などの設計を行ったところであります。

281ページをごらんください。施策の成果等ありますが、まず、港湾整備につきまして、既存施設の有効活用を図りながら重点的、効果的な整備を行ったことにより、安全性や信頼性の向上など港湾施設の強化につながったものと考えております。また、ポートセールス活動につ

きましては、港湾セミナーや企業訪問を積極的に実施したところであります。コンテナ貨物取扱数といたしましては、新燃岳噴火などの影響を受けたにもかかわらず、過去最高となった平成22年度と同程度となっております。

主要施策の成果については以上でございます。

次に、監査報告についてであります。港湾課の指摘事項はありませんでしたが、港湾事務所で2件の指摘を受けております。

委員会資料の5ページをお開きください。(1)収入事務の4段目であります。北部港湾事務所の、「延岡新港上屋使用料等について、調定額の算定を誤り過徴収や徴収不足となっているものが散見された」との指摘でございます。今後は事務所内のチェック体制を強化するとともに、適正な事務処理に努めるよう職員に周知徹底を図ったところであります。

続きまして、7ページをごらんください。(3)契約事務の3段目であります。北部港湾の、「延岡港物揚場補修工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続きが行われていなかった」との指摘であります。今後は、保証状況が正確に把握できるよう管理の書類を改めるとともに定期的なチェックを行うなど、適正な事務処理に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

港湾課につきましては以上でございます。

大谷都市計画課長 都市計画課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の37～40ページに当課の決算について記載しておりますが、まず40ページをお開きください。一番下、都市計画課計の欄をごらんください。当課の決算額でございますが、予

算額39億9,441万2,000円、支出済額が31億3,363万864円、翌年度への繰越額が8億5,937万8,000円、不用額が140万3,136円となっております。執行率は78.5%、翌年度繰越額を含めると99.9%となっております。

目の執行残が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

38ページにお戻りください。(目)街路事業費の執行率74.0%につきましては、主に繰り越しによるものであります。

また、39ページをお開きください。中ほど、(目)公園費の執行率84.4%につきましても、主に繰り越しによるものでございます。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の「都市計画課」のインデックスのところ、282ページをお開きください。まず、1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。表の1番目、公共下水道整備促進事業によりまして市町村に補助を行い、宮崎市外6市6町で下水道の整備を進めるとともに、表の2番目、下水道県過疎代行事業によりまして、日南市北郷町におきまして県が代行して幹線管渠の整備を行ったものであります。この結果、右のページの上の表にありますように、県内の平成23年度末現在での公共下水道人口普及率は54.2%となっております。今後も市町村の実情に応じた効率的、経済的な整備を進める必要があると考えております。

次に、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。表の2番目、新規事業、広域圏まちづくり実行プログラム策定であります。これは、県が平成23年度に策定しました都市計画区域マスタープランの実効性

を高めるために、小林市など12市町へのヒアリング、アンケートなどを実施しまして、その市町における市町村マスタープラン策定のためのガイドラインを策定したものであります。

次に、表の3番目、美しい景観づくりであります。これは、景観行政団体となった市町村のうち、景観計画の策定に取り組みされた都城市など3市1町に対しまして支援を行ったほか、地域住民や行政職員を対象にした景観研修の開催や、地域での景観に関する検討会などに景観アドバイザーを派遣したものであります。

次に、284ページをお開きください。表の1番目、民間活力を生かした景観・地域づくり支援であります。これは、県が指定します景観整備機構に補助を行いまして、景観形成に関する実践的なセミナーを開催するなど、民間の活力を生かした美しい景観づくりへの取り組みを図ったものであります。

285ページの施策の成果等でありますが、これらの取り組みによりまして、の中段にありますように、県の区域マスタープランに即して策定します市町村マスタープランの改訂が行いやすいよう、関係市町へ支援を行ったところであります。また、及び にありますように、県内各地で地域の特性を生かした美しい景観づくりへの取り組みを促進し、地域住民や事業者らがみずから継続的に景観形成活動に取り組む体制づくりを行ったところであります。

次に、286ページをお開きください。(2)地域交通の確保についてであります。表の2番目、土地区画整理事業であります。この事業によりまして、施行地区内の都市計画道路が整備され、都市基盤整備の促進が図られることから、その整備費につきまして県が支援を行ったものであります。

次に、表の3番目、地方道路交付金であります。これは、延岡市街地の交通混雑の緩和を図るために整備を進めている延岡西環状線の一部となる橋梁工事や、宮崎市街地の中村木崎線外10路線で街路の整備を行ったものであります。

287ページの中ほど、施策の成果等ではありますが、にありますように、街路整備等の推進により地域交通ネットワークと連携した放射・環状道路、交通結節点へのアクセス道路など、まちづくりと一体となった道路の整備を進めたものであります。今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保する道路整備を進めるとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、288ページをお開きください。3の(1)安全で安心な県土づくりについてであります。表の公共都市公園整備であります。これは、総合運動公園の屋内プールの耐震補強工事や屋内練習場の屋根改修工事を行ったものであります。

施策の成果等ではありますが、大規模災害に対する被害の軽減や安全で快適な施設の利用促進を図ったものであります。

次に、監査報告について御説明いたします。都市計画課の指摘事項はありませんでしたが、土木事務所で1件の指摘を受けております。

委員会資料の5ページをお開きください。(1)収入事務の上から3段目であります。日向土木事務所におきまして、「屋外広告物許可申請手数料について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された」との指摘であります。今後は、指摘を受けた事務所を初め各土木事務所等に対しまして、収入証紙条例に十分留意して事務を行うよう指導したところであります。

す。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

都市計画課については以上であります。

伊藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。当課の決算について説明いたします。

委員会資料の41～45ページでありますけれども、45ページの一番下の段、建築住宅課の計の欄をごらんいただきたいと思います。当課の平成23年度の決算額は、予算額28億5,514万4,880円、支出済額24億3,062万3,642円、翌年度繰越額4億1,687万4,000円、不用額764万7,238円、執行率は85.1%、翌年度への繰越額を含めると99.7%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のもの、または執行残が100万円以上のものについて説明いたします。

42ページにお戻りください。中ほどの(目)都市計画総務費の執行率が81.8%となっておりますけれども、これは主に、都市計画法に基づく開発審査会での審査件数が予想を下回ったことにより審査会の開催が少なくなったため、その委員会の報酬及び事務費に不用額が生じたものであります。

同じページの下から2行目の(目)住宅管理費の不用額が375万6,145円となっております。これは主に、県営住宅の修繕費として電気設備、給排水設備の故障や風呂釜の交換など緊急修繕のために需用費を確保しておりましたけれども、想定を下回ったことなどによるものであります。

次に、44ページをお開きください。(目)住宅建設費の不用額が307万1,636円となっております。これは主に、県営住宅の整備に伴う工事の入札残や事務費の執行残によるものであり

ます。また、執行率が75.3%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると99.8%となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「建築住宅課」のインデックス、289ページをお開きください。まず、(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。次の「施策推進のための主な事業及び実績」の欄にあります各種の事業に取り組んだところであります。公共県営住宅建設の住宅整備事業におきましては、宮崎市内の平和が丘団地1号棟40戸を新規に着工し、同団地3号棟37戸及び宮崎市内の小戸団地4号棟28戸が完成をいたしました。なお、日南市内の馬越団地3号棟24戸については、事業を継続し、本年度の上期に完成したところであります。また、環境整備事業としましては、宮崎市内の学園木花台団地ほかにおきまして外壁改修等を実施したところであります。

次に、市長村営住宅建設促進につきましては、人にやさしい公営住宅整備促進事業として、市町村が整備する高齢者や障がい者世帯向けの特定目的住宅に対しまして、その整備費の一部を助成したところであります。

290ページをお開きください。次に、住情報提供推進におきましては、県民の住まいづくりを支援するために、ホームページによる住情報の提供や住まい・る・メッセなどのイベントを開催し、住まいに関する相談窓口の設置、情報の提供等に努めたところであります。

次に、宮崎県住生活基本計画改訂におきましては、平成19年3月に策定しました計画を、社会経済情勢等が変化したことから見直すこととし、宮崎県住宅政策懇談会で意見を伺うなどし

て改訂を行ったところであります。

次に、施策の成果等についてであります。住宅に対して満足している県民の割合は高く、また、県営住宅のバリアフリー化率が向上するなど、一定の成果が得られたものと考えております。

次に、291ページですけれども、(1)安全で安心な県土づくりについてであります。次の「施策推進のための主な事業及び実績」の欄にあります建築物防災対策に取り組んだところであります。この事業におきましては、建築物防災展の開催などの建築物地震対策事業を初め、木造住宅の耐震化普及促進などに取り組んだところであります。

この結果、次の施策の成果等にありまるとおり、建築物所有者などの防災意識の高揚を図るとともに、県内12市町で60戸の耐震診断と、6市町で69件のアドバイザー派遣を実施したところであります。今後も引き続きこれらの事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

建築住宅課は以上であります。

酒井営繕課長 営繕課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の46～47ページに記載しておりますけれども、まず、47ページの一番下の段の営繕課計をごらんください。当課の平成23年度の決算状況は、予算額6億9,830万2,000円、支出済額6億8,487万422円、不用額1,343万1,578円となり、執行率は98.1%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

46ページにお戻りください。上から3段目、(目)財産管理費であります。不用額が1,317万8,396円となっております。主なものとしたしましては、組織改正に伴う執務室改修等に係る修繕費の執行残と庁舎、公舎等に係る営繕工事費の執行残であります。

次に、主要施策の成果であります。当課は該当ございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上であります。

山下主査 以上で執行部の説明が終わったところですが、委員の皆様方の質疑を承りたいと思います。

右松委員 建築住宅課にお伺いしたいと思います。291ページですが、木造住宅耐震化普及促進事業について、これは私、2月定例会の一般質問で取り上げましたので、きちりと幾つか問うていきたいと思っています。まず、施策の成果等ですけれども、「県内12市町で60戸の耐震診断を(中略)木造住宅の耐震化が促進された」というふうに評価されています。これはかなり甘い内部評価だと思っています。はっきり言わせていただきますけど、この評価は論外だと思っています。まず建築住宅課長に伺いたいんですが、この事業は、知事も言われておりましたが、昨年度、新規で目玉施策としての木造住宅耐震化リフォーム支援事業の一環と受けとめています。この想定診断戸数は何戸か覚えていらっしゃるか伺いたいと思います。

伊藤建築住宅課長 木造住宅耐震化普及促進事業でありますけれども、耐震診断補助につきましては予算としては90戸を見ておりましたが、決算としては、ここに書いていますように60戸

になっております。

右松委員 ずれがあるといけませんから伺いたいんですが、木造住宅耐震化リフォーム支援事業も建築住宅課が担当されておって、このときは全部で5,000万という枠の中で耐震診断事業として340万組み込んでいます。建築住宅課がつくっている中で340万で想定戸数は200戸と出ているんです。これと先ほどの80戸はどう違うのか教えてください。

伊藤建築住宅課長 今回の報告は23年度の報告でありまして、委員がおっしゃっています木造住宅耐震化リフォーム支援事業というのは24年度に新規で上げた事業でありますので、これについての決算は来年度になるということです。

右松委員 大変失礼いたしました。

いずれにしても、60戸という戸数で、半年過ぎていきますから、現状がどこまで進捗しているのかわかりませんが、私は一般質問でも、200戸という数字自体も低いということをお願いしたんです。というのは、2月の定例会で児玉前県土整備部長が、木造住宅の耐震化率72%という中で、27年度目標数値が90%と答弁されています。90%達成するためには、かなり施策を強力に進めていかないとこの目標数値には行かないと思っています。その中で私は、静岡県の「東海(倒壊)ゼロ」というプロジェクトの話をしていただいたわけですが、この東海(倒壊)ゼロでは耐震補強で2万戸という戸数を明確に立ててやっておられるわけです。関連だと思っていますから伺いたいんですが、目標数値90%達成していくために、さらに耐震診断事業を進めていかないといけないと思いますが、そのあたりの認識を伺いたいと思います。

伊藤建築住宅課長 木造住宅の耐震化につきましては、御存じのように東日本大震災を契機に重要性が高まっております、まず、家屋の倒壊を未然に防止するというのは、人命や財産を守るという点からも、それから後の災害救助の面、瓦れきの撤去の公的な経費、応急仮設住宅の経費を抑制するという意味でも大変有益な事業だと思っております。ただ、現在は市町村を窓口に行っておりますけれども、なかなか進まないというのが現況であります。これは国のほうでもいろんな調査をやっておりまして、耐震化が進まない理由としては、耐震化の必要性が十分に認識されていないということもありますので、本県としましては、先ほど報告しましたように、建築防災展並びに建築に係る講習会、それから関係団体への紹介等につきましても、いろいろな説明会や講習会をやっておりまして、これについては今後とも積極的に取り組んでいく必要があると思っておりますし、現在やっているところでございます。

右松委員 23年度の主要施策の報告ですから、今年度の取り組み事業についてはこの場面では言う必要はないのかもしれませんが、静岡のほうはパンフレットをしっかりと制作されておいて、耐震化補強で行政がどういう手当をするのかわかりやすく出ています。もちろん連絡先もきちっと出されているんです。こういったしっかりとした取り組みをしてもらいたい、住宅の耐震化率を上げてもらいたいというのが根っこにあるわけですから、そういう方向で、この数値がぜひ大きく変わるように努力していただきたいと申し上げさせていただきたいと思っております。

伊藤建築住宅課長 これは23年度報告ですけれども、24年度は新規事業で取り組んでいると

ころです。昨年度は耐震改修につきましては6市町村で取り組んでおりまして、今年度県のほうで新規事業を立ち上げたということで、現在は全市町村で取り組みを始めているところですので、これについてはことしにかかわらず継続的に取り組んでいきたいという考えを持っております。

図師委員 報告書の287ページの施策の成果等のところにも出ておるんですが、暮らしやすい都市圏をつくる交通推進の事業内容で、昨年度は高鍋駅と新富駅周辺の住民を対象にモビリティ・マネジメントを行われているようですが、これの成果と今後の展開はどのような考えを持たれているか教えてください。

大谷都市計画課長 委員からありました高鍋町と日向新富町周辺の住民を対象にしたMMですけれども、これは286ページにあります表の一番上の「暮らしやすい都市圏をつくる交通推進」で取り組んでおる事業でありまして、平成21年度に宮崎都市圏の総合交通戦略を立てております。これは、自動車中心利用から歩行者、自転車を使った交通の取り組みをやるということで、宮崎市への通勤通学の依存度が高い地区を宮崎都市圏として事業に取り組んでおります。目的といたしましては、なかなかハード整備では進まないものですから、啓発的なことでやっていこうということで、23年度に実施しましたMMといいますのは、高鍋駅と日向新富駅周辺の住民約6,500世帯に、286ページにあります啓発リーフレットを皆さんにお配りして、あわせて皆さんからのアンケートもいただいております。推進協議会もつくっておりますので、宮崎交通やJRにアンケートの内容を示しまして、今後活用していただくといった取り組みでございます。

図師委員 そのアンケートの内容で公表できる部分があれば、どういう傾向が出ているかだけでも教えてください。

大谷都市計画課長 アンケートの内容につきましては、車利用の健康、環境、まちづくりに与える悪影響の評価の啓発についてということで、歩いたり自転車を使うと非常にエコといえますか、CO₂削減にもなり環境にいいということを書いておられます。そういったことで「健康についていいと思うか」などのアンケートをとっております。そういう面ではかなり高い評価がアンケートの結果出ております。それと現況の交通の手段、「どういった交通手段を使われているか」ということで、88%の方が「車を利用している」という結果が出ております。「バス利用の改善点としてどういうことがあるか」ということで、「バスの増便をしてほしい」「料金を下げてほしい」「フリー乗降のバスをつくってほしい」「新規バス路線を設けてほしい」というようなアンケート結果が出ております。それと、「電車利用の改善点」ということで、「増便をしてほしい」「料金を下げてほしい」といったアンケート結果が出ております。

図師委員 この事業の目的は、今言われた、エコなり健康というところで、交通手段を車からバス、電車のほうに移行させていこうという狙いがあると思うんですが、具体的にこの事業を打たれた後の追跡調査は行われるのか。また、高鍋と新富以外の宮崎市への通勤通学圏内への同じような事業を打たれるかどうかの展開はいかがでしょうか。

大谷都市計画課長 先ほども申しましたように、21年度にこの計画をつくりまして、宮崎都市圏総合交通戦略推進協議会というのをつくっ

ております。学識経験者、交通利用者、商工会議所、それと先ほど言いました宮崎交通などの交通事業者の方々にこの協議会をつくりまして、毎年、進捗管理をやっております。

図師委員 進捗管理を行った上で、効果を見きわめながら同じような事業をほかの駅周辺でも行っていくというふうに理解をいたしますが、あわせて協議会の中で取り上げていただきたいのが、交通手段を車からバス、電車への移行を促すのはいい事業だと思うんですが、あわせて行わなきゃいけないのは、御存じのとおり、駅周辺の放置自転車の問題、また自転車が歩道にはみ出してあって、そこで自転車がぶつかったり歩行者との事故がふえているという実態もありますので、人の流れを変えていこうとするときには、そこに伴うハード面の整備も並行して行っていくという視点をぜひ忘れていただきたいたくない。もちろん持たれていると思うんですが、そういうところの取り組みも留意していただきたいと思います。お考えがあればお願いします。

大谷都市計画課長 交通戦略の施策ということで、先ほど啓発的なことしか申し上げておりませんでした。そのほかに、市街地における人中心の交通環境を形成しようということで、循環バスの検討や自転車道や駐輪場も整備をしていこうということで上げております。

図師委員 最後にしますが、それらの検討を進める、イコール予算も伴うものでありますので、ぜひそのあたりも同時並行で進めていただきたいと思います。以上です。

緒嶋委員 宮崎県には沿道修景美化条例というすばらしい条例があるんですけども、全体を見ると、これは予算が減ったことが一番の原因かと思っておりますけれども、景観形成基本方針と

かいろいろ計画はありますけれども、実際、美観が保持されるかどうかが一番問題なわけです。それがかつての松形知事の時代から見ると大分低下しておると思うんですが、このあたりはどういう認識を持っておられますか。

大谷都市計画課長 285ページ、施策の成果等ののところに、委員がおっしゃいました宮崎県景観形成基本方針を上げております。景観につきましては、平成16年に景観法が定められまして、県としては平成19年に、景観に取り組んでいこうということで基本方針を定めております。基本的に、景観を守っていこう、取り組んでいこうということにつきましては、市町村がやっていくことが重要だと思いますので、まずは市町村に景観行政団体になっていただいて取り組んでいただきたいということで、その取り組みをしております。

緒嶋委員 今のはちょっと答えがずれておる。

永田道路保全課長 御指摘のように、宮崎県は昭和40年代から沿道修景美化条例をつくりまして沿道修景の美化に取り組んできて、県外の観光客などいろいろな方から評価をいただいております。ただし、今、委員御指摘のように、最近どうなんだということが、今回の議会でも議員の御質問にございました。限られた予算の中で全部はなかなかできないものですから、沿道修景などメインのルートは力を入れてやっていきたいと考えておるところでございます。以上です。

緒嶋委員 これは全体的に予算が厳しいということが一番原因だと思うんです。宮崎県は、観光的な意味も含めて景観がすばらしいというのが売りであったわけです。そういうものを保持する、保全する姿勢で進まない、市町村も

含めて景観に対する認識をもう一回深めていかんと、景観を含めて経済的にも宮崎県の全てが落ち込んでしまっておる。宮崎県全体が活力を失って衰退しておるという状況が景観にもあらわれておるんじゃないか。そういう意味では、景観は守り保全するというのが大変重要だと思います。ハード事業の予算が全体的に少ないのが原因だと思いますけれども、今後とも、必要なものは守っていく、保全するという気持ちで景観形成に努力してほしいということを要望しておきます。

山下主査 ほかにありませんか。なければ総括に入りますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下主査 それでは、午前の部と午後の部の総括に入りたいと思いますが、準備があるので、暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時14分再開

山下主査 分科会を再開します。

県土整備部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

中野委員 用地取得事業特別会計で教えてください。委員会資料の12～13ページ、または歳入歳出決算書の6ページ、まず基本的なことからですが、不要不急、遊休資産は売却するという姿勢で取り組まれているわけですね。

河野用地対策課長 はっきりと理解できなかったんですが……。

中野委員 不要不急のものとか遊休資産は売却するという姿勢で取り組まれているんですか。

河野用地対策課長 この特別会計は、公共事業に必要な用地の取得に当たりまして支障が出

てくることが見込まれて時間がかかるものにつきまして、先行してこの特別会計で取得するというものでございます。

中野委員 土地取得あるいは売却は一般会計のほうでもあるわけですね。

河野用地対策課長 一般会計でもございますが、この特別会計ではあくまでも……。

中野委員 質問だけに答えて。何も悪いことは聞きませんので。

一般会計で購入したとか売却したというのはどこを見ればいいんですか。

谷口道路建設課長 一般的な用地取得の費目でございますが、道路建設課で見ていただきますと、委員会資料の16ページの道路新設改良費の一番下に公有財産購入費がございます。こういうので土地を取得しております。

中野委員 各課そのように全部記載してあるわけですね。

大田原県土整備部次長 今、委員おっしゃったように各課で計上しております。

中野委員 表の見方がわからないものだから聞きたいんですが、特別会計のところでお聞きしたいと思います。13ページの繰越金が1億743万6,890円とあります。これだけが繰り越されたということですが、次へ繰り越した金額、24年度への繰越金はどこをどんなふうに計算すればいいわけですか。

河野用地対策課長 まず、13ページにあります繰越金は22年度から23年度へ繰り越したものでありまして、特別会計のほうで22年度に先行取得を予定しておりましたが、ここの代替地がなかなか見つからないということで、22年度はできないということで23年度に繰り越したものでございます。特別なものについて、特別会計で取得予定していたものが、時間の関係で移転

先がなかなか見つからないということで23年度に繰り越したものでございます。23年度はこういった形での繰り越しはございません。

中野委員 毎年1億前後の繰越金があるのかなと思ってお尋ねしましたが、23年度は特別であったということですね。

河野用地対策課長 23年度の会計のときだけ出てきたということでございます。

中野委員 では、それぞれの道路等で、逆に道路敷地等売る場合、売るというのは、道路建設か保全かわかりませんが、どこを見ればいいんですか。

永田道路保全課長 道路の場合につきましては廃道敷地等がバイパスの建設等出てくるわけですが、その廃道敷地については基本的に市町村道への道路移管とかやっていますが、それでも不用なものが中に出てきますので、そういったものは県で管理しております。委員会資料の36ページ、10の財産収入で収入済額が1億6,100万余……。

江藤管理課長 県の財産を処分した部分をどこで見ればいいのかということでありますが、歳入歳出決算書の一般会計の2ページ、歳入の款、項でいきますと、款10財産収入の2財産売却収入で歳入で受け入れることとなります。

中野委員 13億6,115万8,050円がいろんな財産を売り払った金額だということですね。

江藤管理課長 はい、そういうこととなります。

中野委員 そうすると道路敷地等で遊休資産、不用なところを売却した金額は、23年度で幾らあったものですか。

永田道路保全課長 23年度の廃道敷地の払い下げの実績につきましては、面積で8,000平方メートル余、3,400万円程度になっております。

中野委員 私は特別会計をずっと見ておたら、収入の欄がなく、公共用地取得事業ということで特別会計のところにあったものだから、特別会計のところまで質問しました。予算もなく収入済額もないと書いてあったので、不要不急なもの、遊休資産の売却はなかったのかなと思ったんだけど、実際は財産売却収入にまとめて書いてあるということでわかりましたが、特別会計のほうは歳入歳出が同額、あるいはまた歳出も歳入も予算と収入済額が一緒ということは、土地を売ったり買ったりするのは、前年度に決まったことを翌年度に100%受け払いをするという状態のことが書いてあるんですか。

河野用地対策課長 特別会計で行いますのは、当然当該年度にやるんですが、各事業課から当該年度にどの程度の見込みがあるのかお聞きしまして、それを予算化し、実績が出たものについてはそれがそのままなくなると。ただ、当該年度にできなかったものについては、先ほど言いましたように特別なものについては翌年度繰り越す形で収支をしております。

中野委員 12ページを見ていただきますと、公有財産購入費、次の補償・補填及び賠償金は予算と支出は同額です。だから、前年度に購入金額が決まったことを予算に立ててきちんとするということかと思ったんだけど、そういう理解ではいけないんですか。

河野用地対策課長 ここでの予算額は2月補正後の予算額でございまして、2月補正の段階で、当該年度で見込まれる額に合わせて減額したり増額して調整するというのでございまして、このときにはそれ以降がありませんでしたので一致したということでございます。

中野委員 じゃ、違うときもあるということ

ですね。

河野用地対策課長 特殊な事情で2月以降に発生するということがあれば、違ってくるということでもあります。

中野委員 会計上のことがわからなかったから聞きましたが、私が言いたいことは、不用な土地、道路を第三者とか隣の人を買いたいと言って申し込んでいるのに、なかなか進まないんです。遅々として進まないと言わせてもらいたいぐらい進まないんです。担当者が何人もかわってする。そして次の異動のときに「もうすぐです」と言いながら、また次の人にかわる。そしてなかなか進まない。私が今まで経験した中ではそれが実態なんです。県もお金がないし、遊休的なもの、不用なところはぼんぼん処理して売ればいいのになと。質問すれば、近傍の価格に合わせてどうのこうの、取得したときの価格はどうのこうの、ああのこうのと言ってなかなか進まないのが実態じゃないですか。西諸だけかしれませんが。

永田道路保全課長 委員のおっしゃった件は小林土木管内の売り払いの件かと思いますが、小林土木管内の廃道敷にかかわらず、県で管理しております廃道敷につきましては、道路としての機能がなくなっているということで、近傍の地権者の方から買いたいという申し出があれば、積極的にそれに応えていくようにしております。ただ、今回の件に関しましては手続に時間がかかっているというのが実際にあったようございまして、今、土木事務所とも早急に手続を進めるように、道路から落とす手続とか法的な手続は終わっておりますので、単価の面などを買いたいと希望を出されている方とも協議しながら進めていきたいと考えているところであります。以上です。

中野委員 私は個別なところは言っていないが、既にそのことをちゃんと認識されているということですか。そしたら急いでください。指示をしてください。お願いしておきます。終わります。

緒嶋委員 宮崎県は全体的に社会資本の整備がおくれて、特に道路行政は整備率から言えば九州で最低なわけです。今後整備率を急ぐためには、宮崎県として国に対しての切り口を改めていかんと、戦略交付金なんかも九州で最低。切り口を変えていかなければ宮崎県はなかなか予算確保も難しいんじゃないか。宮崎県は日向灘に面しておる、地震のおそれもある、そして県民の命を守る、そういうことからすると地震対策を含めて社会資本の整備をしなければ県民の生活も命も守れんという前提のもとに、そういう視点を強化しながら 東九州も、日南から鹿児島に向けても、また中央道路そのほか国県道に向けても、輸送道路を含めて 宮崎県は九州で一番危険性が高い、また山間地は深層崩壊もあるかもしれない、集中豪雨も大変多いということを考えたら、切り口を考えて国のほうに訴えていく。整備がおくれておりますというだけではなくて、そういう視点を強化しながら、県土整備部が知事を先頭に、部長を先頭に頑張るといふ、視点を変えた国に対する要望をもっと強くやるべきだと思うんですけども、このあたりの考えはどうですか。

谷口道路建設課長 道路の予算はことしもかなり厳しいわけですが、御指摘のように、津波対策ということで、先日も知事のほうに、いち早く生命を救うためには避難路が一番重要だということで、避難路のあるものの整備、重点投資をお願いしますというようなことのほか、お話にもありましたように、中山間地

域を結ぶ命の道の道路整備についても、ターゲットを絞って重点整備をしたいということで、国のほうにお願いも繰り返ししていただいているところでございます。

緒嶋委員 特に津波対策は、あらゆる意味で全然できていないわけです。そうなればほかのところ以上に予算確保をしなければ、10何メートルの津波が来るといふ想定もあるわけですので、そういうことを強く国に要望して、それぞれの対策を立てる基本的なものを、県として、こういう津波対策についてはこういう対策をとる、それこそ将来構想を描きながら国に要望していかなければ、津波が来ますから何とかしてくださいだけではなくて、県はこういう構想を掲げております、それを具現化するためにはこれだけの金が要るんだ、国の補助が必要だというような前向きな積極的な対策を立てて 地震対策は県土整備部だけでできることじゃない、それこそ県庁総力戦で、市町村も含めた問題にもなりますけれども、そういうものを早く確立して進まなければ、このままの状態では、全てが九州で最下位ということは情けないわけでありまして、今後とも知恵を出し合って、各課各局が対策を立てていくという基本的なものを将来に向かってつくり上げていく必要があると思うんですけども、具体的にそういうのが進んでおるかどうかが。

大田原県土整備部次長 今、委員がおっしゃいました件につきましては、今、道路建設課長が説明しましたが、津波からは逃げるのが一番大事ということで、高速も含め国県道、市町村道、全ての道路を避難路と考えまして、その陳情・要望。それと少しでも逃げるための時間を稼ぐために河川への遡上をおくらせるということで河川堤防の強化、あるいは樋門等の遠隔

操作ができるような陳情・要望を、先々週、知事と一緒に国交省等に参加したところです。道路局長等も今回の異動でかわった関係もあったものですから、説明しましたところ、タイムリーな陳情・要望ということで受け取っていただきました。

それとあわせて、津波防災まちづくりの法律ができてからの県の体制としまして、県土整備部を初め他部も巻き込みワーキンググループをつくりました。8月末に内閣府のほうから津波の浸水の高さとか範囲が示されましたが、それをさらに詳細に県レベルで詰めるのもうちちょっと時間がかかるものですから、それまでに何がやれるか、何が必要なのかを、ワーキンググループで詰めている状況でございます。それがまとめ次第、次の行動に移っていきたいと考えております。

緒嶋委員 ぜひそういうことで具体的に前に進んでいかなければ、地震が10年先か何十年先かわかんけど、「備えあれば憂いなし」という言葉もあるし、そのために一步一步ワーキンググループで頑張っておられるということでもありますので、積極的に対応して、これは全庁的にやらなきゃいかんし、県下の全市町村を巻き込んでやらなきゃいかんと思いますので、県土整備部はハード事業についてはリーダーシップをとって頑張るという気持ちで努力していただきたいということを要望しておきます。

右松委員 午前中ちょっと伺いました入札制度について、最後に伺いたいんですが、毎回、委員会で聞かれていることなので恐縮ではあるんですが、先ほど申し上げました、自民党の会派でPTをやっていますから、現段階で質問するのはどうかと思うんですけれども、部としては、総合評価制度を改良することでよしと考

えられるのか。それとも3,000万あるいは5,000万未満は指名競争入札を復活させることに関して大きな抵抗感を感じておられるのか。それとも、これは知事の専権事項になっていて、部として知事の判断待ちという状況なのか。現段階での状況を参考にお聞かせいただければありがたいです。

濱田県土整備部長 入札・契約制度につきましては、今議会でも御質問いただいておりますので、県の基本的スタンスとしては、17年ぐらいから一般競争入札の試行を始めまして、いろいろと内部でも議論をしますし、また業界団体とも意見交換をしながら今の形までやってきたと。今年度もまた、地域要件の見直しとか、地元の業者を評価するような評価シートもつくったり。意見交換をした中でそういう見直しを行ってきておまして、一般競争の枠組みの中で意見交換をしながら、どうすればよりよい制度になっていくか追求していきたいというのが基本的な考えでございます。

私も指名時代はもちろん経験しておりますけれども、そのとき思っておりましたのは、土木一式だと予定価格に応じて特AからDクラスまでありましたけれども、Aランクの業者が30者いる中から10者とか12者選ぶんです。指名基準はございますけれども、この指名基準に当てはめていけばこの30者からこの10者になるかといえますと、そういうことはまずありません。そのときいつも思っていたのは、指名されなかった20者業者にしてみれば指名されないとうしようもないわけです。入札に参加できないわけですから。この20者から「何でうち是指名できないんですか」と言われたときに、理由の説明が難しいと。規定上は「10者以上」となっていましたから、30者全部指名してもいいん

じゃないかという議論もしたことがあるんですけど、当時は紙入札もありましたので、大変だということで10者とか12者しか指名しなかったわけです。

官製談合事件を受けて一般競争入札という形になったわけですが、これは30者全てが参加できる。参加できる業者を発注者が決めるのか、実需者といいますか入札参加者が、どの入札に参加するかは自分の判断でいけるというのが、今の条件つき一般競争入札だと解釈しております。今のほうがいいと言われる方は、発注見通しを示しますので、それを見た上で、価格競争なのか総合評価なのか、総合評価であれば自分ところのどの技術者を配置予定技術者にすればとれる確率が高いとか、経営計画を立てた上で応札されている業者さんもいらっしやいまして、自分自身でどの工事に参加するか選べるというのは、ある意味、受注者側にとってはメリットかなと思っております。今のところは、今の枠組みの中で、御意見を伺いながら少しでもよりよい制度にしていくことを基本的な考えにしているということでございます。

右松委員 私もしっかりとこれは研究していきたいと思っています。せんだって、えびのの私どもの党の関係者と意見交換をしたときに、今の入札制度になって、特定の業者にどうしても偏ってしまうという話も一方であるものですから、そこをまたしっかりと調べます。勉強させてください。

中野委員 今のに関連で。今の一般競争入札制度、少しずつ見直しはされているんだけど、我々は3,000万以下については見直しをしてくれということでやっているんだけど……。

変な質問ですが、部長はあと何年ですか。

濱田県土整備部長 あと半年切りました。

中野委員 やめた幹部職員に、何かの会で集まる機会があったり、個人的に会ったりしているんですが、100人が100人「指名競争入札がいい」と言うんです。異口同音という言葉はこのことかなと言いたくなるぐらいです。だから、知事の思いや公約やらあるかもしれないけれども、やめた人はそういう発言をされる率が高いんだから、現職のうちにちゃんと知事に言ってほしいと思うんです。できたら諫言するぐらいのことをお願いしたいんですけども、いかがですか。

濱田県土整備部長 私は、個人的には先輩の方からそういう御意見をいただいたことはございません。県土整備部として、現時点では、指名競争に戻すということではなくて、あくまでも一般競争の枠組みの中で制度の見直しを行っていきたいということで、知事に対してもそういう部の方針をお伝えしているところでございます。先ほど言われました受注が偏るという話も、確かに総合評価にしますと、企業の成績とか技術者の成績のいい業者が有利になりますので、どうしてもそういうところに受注が偏るといこともございまして、K値ということを導入し、一定程度の受注になったら点数をマイナスにするとか、総合評価だけではなくて価格競争も併用して行うというようなこともやっております。

一番問題なのは、非常に経営が厳しい、公共投資がピーク時の半分以下に落ちてきている。それに対して業者の数はそこまで落ちていない。そのために供給過多になっておりまして、これが経営状況を非常に圧迫している原因ではないかと思っております。先ほど緒嶋委員からもございましたけれども、宮崎県はまだまだハード整備、社会資本整備が必要、予算が必要

なわけですから、我々としては公共投資予算を少しでもふやすことに全力を挙げたいと考えております。

緒嶋委員 入札制度については、一般の業者さんが言うのは、官製談合を知事がしたことによって業者が指名を外されるのは反対じゃないか。県外の業者や知事がやって、知事は責任をとってやめたかどうかわからんけど、そのことで業者が迷惑をこうむったのに、業者いじめみたいなことじゃないかと言う人もおるわけです。業者同士の談合でこうなったということならまた考えは違うかもしれんけど、知事がやったことで、我々は被害者じゃないかと。そういう認識が根本にあるものだから、なかなか皆さんが納得できんところも一面あるんです。

熊本とか鹿児島は指名競争をまだ残しておると。今のままだいいという人と指名がいいという人と2通りあるわけで、ベストだというのはなかなか難しいわけです。それを修正するために総合評価とかいろいろ知恵を出しておるわけだけど、これは将来的にも見直すことはいろいろ見直しながら、完璧ということはありませんという前提で、100%納得しなくても、85%ぐらいはやむを得んなどみんなが思うようなものを、どう知恵を出していくかということだろうと思うんです。言われたようにパイが小さくなったことが一番厳しいわけですので、パイを大きくするために頑張るのが一番先だろうと思います。今後ともよりよい方法はないかという思いで努力してほしいということを要望しておきます。

重松副主査 高速道対策局長にお尋ねします。以前、聞いたこともあるかもしれませんがけれども、いよいよ24年、25年で開通をするわけでございます。大々的なイベントというか、開

通に対するプレゼンをすることによって、県観光にも影響があるし、今後の建設促進大会にも弾みがつくんじゃないかと思うんですけれども、今後、大きなイベントを考えていらっしゃるのであれば教えていただきたいと思います。

中野高速道対策局長 委員御指摘の点、これから高速道路がつながる中で、そこをいかに県としての力、活力にしていくかということで、対外的なPRもしっかりやっていかなきゃいけないと考えてございます。もちろん県土整備部としても高速道対策局としても限られた予算の範囲内でいろんな形でやってまいります。観光、企業立地であれば商工観光労働部でございますし、県庁全体で高速道路の効果をしっかりPRして力にしていかなければいけないと思っています。また、記紀編さん1300年という切り口でも利用促進のキャンペーンもやっておりますし、みんなで力を合わせてやっていくことかと思っております。

山下主査 なければ、県土整備部の平成23年度決算審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時52分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。4日の13時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

それでは、以上で本日の分科会を終了いたし

ます。

午後 2 時52分散会

平成24年10月4日（木曜日）

午後1時31分休憩

午後1時30分再開

出席委員（7人）

主	査	山	下	博	三
副	主	査	重	松	幸次郎
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	中	野	一	則
委	員	右	松	隆	央
委	員	田	口	雄	二
委	員	函	師	博	規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	関	谷	幸	二
議事課主任主事	大	山	孝	治

山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の内容として御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時41分再開

山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時42分閉会